

「(仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業 環境影響評価方法書」についての
一般からの意見と事業者の見解

平成 29 年 12 月 15 日 / 自然電力株式会社

1. 環境影響評価方法書についての一般からの意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 29 年 9 月 15 日 (金) から 10 月 30 日 (月) まで
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 自然電力株式会社への書面の郵送
- ② 自然電力株式会社 ウェブサイト内の専用フォームより送付

(3) 意見書の提出状況

17 名の方から合計 316 件の意見が提出された。意見の内容は主に以下の種類に分類される。

- ① 調査、予測、評価の方法についての意見
- ② 事業の進め方及び環境影響評価の手続きについての意見
- ③ 環境影響あるいは健康影響を懸念する意見
- ④ 事業規模についての意見
- ⑤ 事業に反対する意見

2. 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解 (抜粋)

※別紙参照

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見 1

受領	平成 29 年 10 月 20 日
記載	平成 29 年 10 月 17 日
No.	意見内容
1	昨年より早牛地区のいかり原牧場内に牛舎建設（和牛 400 頭）の計画を行っており、平成 30 年 2 月に完成の予定です。今回、風力発電事業を知り、場所を確認したところ、牛舎建設予定地から数十mの所に予定されております。牛舎借受者及び J A としては、騒音・振動・低周波等の影響による牛、労働者へのストレスの心配があり、また牛への影響となると経営に大きく影響しますので、十分な調査を行っていただき、調査結果、データ等の回答をお願いします。

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見 2

受領	平成 29 年 10 月 24 日
記載	平成 29 年 10 月 21 日
No.	意見内容
1	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。なお、本意見は要約しないこと。</p> <p>1. P332 の春季のコウモリ類入感状況調査の手法を具体的に示すこと。</p>
2	2. P332 のコウモリ類入感状況調査は少なくとも 7 月から 10 月まで連続して行うこと。
3	3. P334 の凡コウモリ類入感状況調査は 3 段階ではなく、ブレード回転域内およびその下部を対象とした 2 段階で十分である。
4	4. 春季の入感状況に応じて、複数地点で高度別飛翔の入感状況調査を行うこと。
5	5. P341 に「コウモリ高度別飛翔状況調査地点」が示されているが、高度別の地点は春季の出現状況に応じて設定するのではないのか。なぜ調査以前に設定されているのか説明すること。
6	6. P371 のヒアリング対象者は「コウモリは超音波でかなりすばやく障害物を避けるため、バットストライクになりにくいと思われるが」と述べているが、まったく根拠のない持論である。これはコウモリの餌動物の飛翔速度とブレード回転速度を比べれば、ブレード回転速度がコウモリ類の探知能力をはるかに超えているものであることは明白である。海外での多数の事例についての理解も出来ていない。さらに「鳥取県での事例は聞いたことがない」とも述べているが、調査がされていないだけだろう。このようなコウモリ類の知識や経験が少ない人物にヒアリングを行うべきではない。今後は P372 のコウモリ類の専門家の指導を仰ぐこと。
7	7. P372 で「異動期」と期されているが、「移動期」ではないのか。コウモリに異動はない。
8	8. 現地調査（捕獲・音声）はコウモリ類の調査に熟練した専門家の下で実施・解析・予測・評価を行うこと。
9	9. 委託事業者の独断での予測・評価は行わないこと。

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その1)

受領	平成29年10月27日
記載	平成29年10月25日
No.	意見内容
1	表紙、P2-2-1(3) [事業の名称] 「(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業」と仮称名を継続して使用しているが、この事業実施想定区域、風力発電機の建設計画地には鳥取市気高町を含むとともに、事業による環境影響は鳥取市気高町・鹿野町にも及ぶことから不適切である。 なお、この事業計画に係る情報は鳥取市青谷町内の周辺集落・住民にもほとんど伝わっていないが、青谷町以上に気高・鹿野両町住民に情報が伝わらない状況をこの仮称名が助長している。
2	P2-2-1(3) [対象事業] 「対象事業実施区域及びその面積」及びその他各所の記載に、「対象事業実施区域」と「事業実施想定区域」の文字が使用されているが、どのような趣旨で使い分けされているのか分からない。
3	P3-1-29(46) [地形・地質] 「表3.1.4-3 重要な地形及び地質の選定基準」に、「西因幡山地学術調査報告書(H15年3月、鳥取県)」を入れるべき。
4	P3-1-29(46) [地形・地質] 「表3.1.4-4 重要な地形及び地質」に、「西因幡山地学術調査報告書※」に記載されている「長尾鼻台地(古来、「長尾山」と呼ばれる)」を入れるべき。 ※西因幡山地学術報告書「特に湾曲しながら日本海に突き出す全長約12kmにおよぶ長尾鼻台地の地形は特徴的できわだっている。」
5	P3-1-31(48) [動物] 「表3.1.5-1 文献一覧(動物)」に、「西因幡山地学術調査報告書(H15年3月、鳥取県)」を入れるべき。
6	P3-1-33(50) [動物] 8行目から「イヌワシ、クマタカの生息確認エリアではないものの」と記載があるが、計画地周辺は「クマタカ」の生息域であることが知られている。以前から域内山林の上を飛ぶクマタカが普通に見られ、ツガイと幼鳥と一緒に飛翔する姿も見られるなど、記載に誤りがある。 「イヌワシ」についても、計画地に隣接する南側の小畑地区上空を飛ぶ姿がみられる。 西因幡山地学術調査報告書のイヌワシの表紙写真は、風力発電計画地南側の小畑地区上空で撮影されている。
7	P3-1-76(93) [植物] 「表3.1.5-19 文献一覧(植物)」に、「西因幡山地学術調査報告書(H15年3月、鳥取県)」を入れるべき。
8	P3-1-91(108) [重要な種] 「表3.1.5-22 重要な種の選定基準」に、「西因幡山地学術調査報告書(H15年3月、鳥取県)」を入れるべき。
9	P3-1-97(114) [重要な群落] 「表3.1.5-24 重要な群落の選定基準」に、「西因幡山地学術調査報告書(H15年3月、鳥取県)」を入れるべき。
10	P3-1-105(122) [生態系の概要] 「2)生態系の概要」に、「最上位に高次消費者として、ハイタカ、…等の猛禽類」と記載されているが、「クマタカ」、「フクロウ」など事業実施想定区域内に現に生息・飛翔している代表的な猛禽類を加えるべき。
11	P3-1-108(125) [重要な自然環境のまとまりの場] 「表3.1.5-31 重要な自然環境のまとまりの場の選定基準」に、「西因幡山地学術調査報告書(H15年3月、鳥取県)」を入れるべき。

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その2)

No.	意見内容
12	<p>P3-1-109(126) [重要な自然環境のまとまりの場]</p> <p>「表3.1.5-32 重要な自然環境のまとまりの場」に、「西因幡山地学術調査報告書(H15年3月、鳥取県)」において“際立って特徴的な地形”とされ、クマタカなど絶滅危倶種の猛禽類も生息する貴重な自然生態系が残されている場として「長尾鼻台地(長尾山一帯)」を記載すべき。</p> <p>なお、長尾山一帯(長尾鼻から鹿野町河内付近までの約12kmのエリア)については、山陰海岸ジオパークの重要エリアの一つとして、特に重点的に調査・分析・評価を行うべき。</p>
13	<p>P3-1-111(128) [景観]</p> <p>「表3.1.6-1 文献一覧(景観)」に、「西因幡山地学術調査報告書(H15年3月、鳥取県)」において“際立って特徴的な地形”とされ、特徴的な地形景観が残され山陰海岸ジオパークの重要地形の一つとなっている「長尾鼻台地(長尾鼻から鹿野町河内付近まで、の約12kmの長尾山一帯)」などに係る報告がある同報告書を記載すべき。</p>
14	<p>P3-1-112(129) [景観]</p> <p>①「表3.1.6-2 主要な眺望点」に、計画地周辺2km以内の下記の各集落を加えるべき。</p> <p>〈風力発電機の建設・稼働により景観的影響を受ける主な近隣集落〉</p> <p>鳥取市青谷町山根、早牛、河原、蔵内、大坪、養郷、奥崎、吉田、赤尾谷、青谷など</p> <p>鳥取市気高町殿、飯里、上原、下石、山宮、睦逢、会下、下原、郡家、高江、八幡、勝見など</p> <p>鳥取市鹿野町小別所、鷲峰、小仏谷、今市、鹿野など</p> <p>【理由】</p> <p>主要な眺望点として掲げられている集客施設等は必要であるが、事業実施想定区域の周辺集落等で日常生活を営む地元住民にとっての眺望は、それ以上の視覚的影響を受け続けることになるため。</p>
15	<p>②「表3.1.6-2 主要な眺望点」に、「P4-3-3(214)」の「図4.3.1-1 学校・病院等の分布状況」にある全ての施設等、「鳥取市青谷町総合支所」など公共機関の施設、「龍見台(鳥取市気高町)」を加えるべき。</p> <p>【理由】</p> <p>事業実施想定区域周辺の各施設等で生活・利用する児童・生徒・療養者・高齢者・利用者等は、1日及び長期にわたって視覚的影響を受け続けることになるため。</p>
16	<p>③「表3.1.6-2 主要な眺望点」に、長尾鼻から事業実施想定区域内を五本松地区に向かって走る広域農道等(長尾山コース)の各地点(各風力発電機の計画地点前後など、多数の調査ポイントを設定する)を加えるべき。</p> <p>【理由】</p> <p>長尾鼻から五本松に繋がる広域農道周辺(長尾山コース)からは、北側は日本海、西側は大山山系、東側は扇ノ山・氷ノ山山系、南は鷲峰山・三国山の山塊が眺望できる場所が多くあり、シーン景観・シーケンス景観とも優れているため。</p>
17	<p>P3-1-114(131) [景観]</p> <p>①「表3.1.6-3 景観資源」とは別に、「日常的景観(集落等)」として、計画地周辺2km以内の下記の各集落を加えるべき。</p> <p>〈風力発電機の建設・稼働により景観的影響を受ける主な近隣集落〉</p> <p>鳥取市青谷町山根、早牛、河原、蔵内、大坪、養郷、奥輔、吉田、赤尾谷、青谷など</p> <p>鳥取市気高町殿、飯皇、上原、下石、山宮、睦逢、会下、下原、郡家、高江、八幡、勝見など</p> <p>鳥取市鹿野町小別所、鷲峰、小仏谷、今市、鹿野など</p> <p>【理由】 「P3-1-112(129)」に係る当方意見①のとおり。</p>
18	<p>②「表3.1.6-3 景観資源」とは別に、「日常的景観(学校・施設等)」として、「P4-3-2~3(213~214)」の「表4.3.1-2 事業実施想定区域及びその周辺の学校・病院等」・「図4.3.1-1 学校・病院等の分布状況」にある全ての施設等、及び「鳥取市青谷町総合支所」など公共機関の施設、「龍見台(鳥取市気高町)」を加えるべき。</p> <p>【理由】 「P3-1-112(129)」に係る当方意見②のとおり。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その3)

No.	意見内容
19	<p>③「表3.1.6-3 景観資源」に、長尾鼻から事業実施想定区域内を五本松地区に向かって走る広域農道等(長尾山コース)の各地点を加えるべき。 なお、調査・分析に当たっては、各風力発電機の計画地点前後など多くの調査ポイントを設定すべき。</p> <p>【理由】 「P3-1-112(129)」に係る当方意見③のとおり</p>
20	<p>④「表3.1.6-3 景観資源」又は「景観資源」とは別に「日常的景観(農林畜産業等)」として、長尾鼻から計画区域内を五本松地区に向かって走る広域農道の長尾山一帯、及び碓原一帯の各地点を加えるべき。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「広域農道周辺の長尾山一帯」では、農林業や山菜採りなどで利用する地元住民等がいるため。 ○「碓原一帯」は、学校の遠足などで利用されてきた場所で、現在でも農畜産利用の他、山菜採り(ワラビ、ゼンマイ、ヤマイモ、アケビなど)などで訪れる地元住民等がいるため。
21	<p>P3-1-116(133)[人と自然の触れ合いの活動]</p> <p>①「表3.1.6-4 文献一覧(人と自然の触れ合いの活動)」に「西因幡山地学術調査報告書(H15年3月、鳥取県)」において「景観・自然ふれあい」に係る「調査結果及び今後の方向」が記載された同報告書を記載すべき。</p>
22	<p>P3-1-117(134)[人と自然の触れ合いの活動]</p> <p>①「表3.1.6-5(1)人と自然の触れ合いの活動」に、長尾鼻から事業実施想定区域内を五本松地区に向かって走る広域農道等のコース(長尾山コース)を追加すべき。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長尾鼻から五本松に至る長尾山コースの道路付近からは、北側は日本海、西側は大山山系、東側は扇ノ山・氷ノ山山系、南は鷲峰山・三国山の山塊が眺望できる場所が多くあり、シーン景観・シーケンス景観とも優れており、写真撮影する人などもあること。 ○広域農道周辺の長尾山一帯は、農林業や山菜採りなどで利用する地元住民等がいるほか、農道等のなだらかなルートを利用してジョギングやツーリングする人もしもこと。 ○長尾山コースの一帯は、自然ふれあいの潜在的な価値が高く、山陰道の開通と併行して、今後、西因幡地域の振興に貢献する可能性が高いこと。 <p>※青谷上寺地遺跡、山陰海岸ジオパーク、因州和紙、浜村温泉、鹿野温泉・城下町(亀井滋矩公の史跡)ほかのネットワークなど</p>
23	<p>②「表3.1.6-5(1)人と自然の触れ合いの活動」に、碓原地区の一帯を加えるべき。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「碓原一帯」は、学校の遠足などで利用されてきた場所で、現在でも農畜産利用の他、山菜採り(ワラビ、ゼンマイ、ヤマイモ、アケビなど)などで訪れる地元住民等がいるため。
24	<p>P3-2-5(157)[集落・住宅]</p> <p>①「図3.2.5-4 集落及び住宅の状況」で、上原集落のみ「最近接住居まで」の距離が示されているが、「P4-3-8(219)」の「図4.3.1-4」に沿って、事業実施想定区域から2.0kmの範囲における下記の全集落について「最近接住居まで」の距離が具体的数値で示されるべき。</p> <p>〈風力発電機の建設・稼働により環境影響を受ける主な近隣集落〉</p> <p>鳥取市青谷町山根、早牛、河原、蔵内、大坪、養郷、奥崎、吉田、赤尾谷、青谷など 鳥取市気高町殿、飯里、上原、下石、山宮、睦逢、会下、下原、郡家、高江、八幡、勝見など 鳥取市鹿野町小別所、鷲峰、小仏谷、今市、鹿野など</p>
25	<p>②「P4-3-7(218)」の「図4.3.1-3」に沿って、風力発電機と事業実施想定区域から2.0kmの範囲にある全ての学校・病院等との間の距離が具体的数値で示されるべき。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その5)

No.	意見内容
26	<p>③騒音・低周波音(超低周波音を含む)や景観・自然触れ合い活動等で特に配慮が必要な場所として、以下の場所を明記すべき。</p> <p>○前記①の各場所</p> <p>○「P4-3-3(214)」の「図4.3.1-1 学校・病院等の分布状況」にある全ての施設等、及び鳥取市青谷町総合支所など公共機関の施設</p> <p>○長尾鼻から計画区域内を五本松地区に向かって走る広域農道等(長尾山コース)の各地点(各風力発電機の計画地点前後など、多数の調査ポイントを設定する)。</p> <p>○碓原地区一帯の各地点(風力発電機の計画地点周辺に調査ポイントを設定する)</p>
27	<p>P4-1-1(206) [騒音及び超低周波音]</p> <p>①「計画段階配慮事項の選定結果」として「騒音及び超低周波音」と記載されているが、「P3-3-13(30)」の「3)低周波音」の記載(「低周波音(100Hz以下の音)」及び「超低周波音(20Hz以下の音)」)、及び「P6-2-15(315)」の「騒音及び低周波音(超低周波音を含む)」の記載のとおり、「騒音及び低周波音(超低周波音を含む)」と統一して記載すべき。</p> <p>なお、本方法書における記載は、全て「騒音及び低周波音(超低周波音を含む)」と記載すべき。</p>
28	<p>P4-1-2(207) [景観]・[人と自然の触れ合い活動]</p> <p>①表4.1.1-1の「景観」の「主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観」は、「P3-1-112(129)」・「P3-1-114(131)」に係る当方意見のとおり、以下の全ての地点を加えるべき。</p> <p>なお、区分の名称を、以下に沿って地域住民の日常生活・日常景観への影響に重点を置いた名称に変更すべき。</p> <p>○「P3-1-112(129)」・「P3-1-114(131)」に係る当方意見①のとおり、計画地周辺2km以内の下記の各集落の各地点。</p> <p>〈風力発電機の建設・稼働により景観的影響を受ける主な近隣集落〉</p> <p>鳥取市青谷町山根、早牛、河原、蔵内、大坪、養郷、奥晴、吉田、赤尾谷、青谷など</p> <p>鳥取市気高町殿、飯里、上原、下石、山宮、睦逢、会下、下原、郡家、高江、八幡、勝見など</p> <p>鳥取市鹿野町小別所、鷲峰、小仏谷、今市、鹿野など</p> <p>○「P3-1-112(129)」・「P3-1-114(131)」に係る当方意見②のとおり、学校・病院等の全ての施設等、「鳥取市青谷町総合支所」など公共機関の施設、「龍見台(鳥取市気高町)」。</p> <p>○「P3-1-112(129)」・「P3-1-114(131)」に係る当方意見③④のとおり、長尾鼻から計画区域内を五本松地区に向かって走る広域農道等(長尾山コース)、及び碓原地区内の各地点。</p>
29	<p>②「表4.1.1-1 計画段階配慮事項の選定」の「景観」には、「施設の稼働」も選択すべき。</p> <p>【理由】</p> <p>集落民家等から約500～1,000mの距離の山の高所(標高約170～200m)に、集落を見降ろす形で高さ約120～150m、ブレード直径約80～130mの風力発電機14基が稼働することによって、周辺集落からの日常景観(風景)や西因幡地域各所からの景観(中景・遠景)が大きく変化するため。</p>
30	<p>③「表4.1.1-1 計画段階配慮、事項の選定」の「景観」における、「施設の存在」及び「施設の稼働」の調査・予測・評価は、「日中」だけでなく「夜間」における「景観」も対象とすべき。</p> <p>【理由】</p> <p>航空法の規定により「航空障害灯」の点灯・明滅が義務付けられており、集落・居住地から約500～1,000mの距離にある山の稜線上に、夜間等において風力発電機の人工的な光が点灯・明滅することにより、特に夜間の景観が大きく変化するため。</p> <p>なお、鳥取県は、美しい星空を維持して教育や観光に生かす「星空保全条例」の制定に向けて「星空県」として暗くきれいな夜空を守る取組を進めている中で、本計画はこれに逆行して西因幡地域各所からの夜間景観(星空)の質的低下を来すため。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その6)

No.	意見内容
31	<p>④表4.1.1-1の「人と自然の触れ合いの活動」の「主要な人と自然の触れ合いの活動」は、「P3-1-117(134)」に係る当方意見のとおり、下記の地点も対象とすべき。</p> <p>なお、区分の名称を、以下に沿って地域住民の日常生活への影響に重点を置いた名称に変更すべき。</p> <p>○長尾鼻から計画区域内を五本松地区に向かう広域農道等の周辺(長尾山コース)</p> <p>○碓原地区の一帯</p>
32	<p>⑤「表4.1.1-1 計画段階配慮事項の選定」の「人と自然の触れ合いの活動」には、「施設の稼働」も選択されるべき。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機の稼働によって、直径約80~130mのブレードが回転するため、景観(風景)に回転し続けることから、長尾山コースのシーン景観及びシーケンス景観が大きく変化するため。 ・農道等の周辺をドライブ(自転車を含む)や散策利用する人にとって、風力発電機の存在による圧迫感に加えて、ブレードの回転による不安感が増大するため。
33	<p>P4-2-1(211) [環境要素] 騒音及び超低周波音</p> <p>①「表4.2.1-1 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法」の「騒音及び超低周波音」の「調査の手法」として、「既存の文献により……状況を整理する」とあるが、計画地周辺の各集落での影響が最も懸念される状況にあり、「既存の文献」のみで調査・予測・評価は不適切である。</p> <p>下記②の各地点について、実際の現場において科学的根拠に基づく確実な方法による調査・予測・評価を行う必要がある。</p>
34	<p>②「騒音及び超低周波音」の「予測の手法」として、「環境影響の重大性の程度を把握する」と記載されているが、実際の現地での試験・調査の場所は、P3-2-5(157)に係る当方意見のとおり、以下の全ての地点を加えるべき。</p> <p>○「P4-3-8(219)」の「図4.3.1-4」に沿って、事業実施想定区域から2.0kmの範囲における下記の全集落の近接住居等(社寺・事業所・畜舎等を含む)、及び同各集落の中心部と遠い住居等(社寺・事業所・畜舎等を含む、1集落当たり3地点)</p> <p>〈風力発電機の建設・稼働により環境影響を受ける主な近隣集落〉</p> <p>鳥取市青谷町山根、早牛、河原、蔵内、大坪、養郷、奥崎、吉田、赤尾谷、青谷など</p> <p>鳥取市気高町殿、飯里、上原、下石、山宮、睦逢、会下、下原、郡家、高江、八幡、勝見など</p> <p>鳥取市鹿野町小別所、鷲峰、小仏谷、今市、鹿野など</p> <p>【理由】</p> <p>ア. 山に挟まれた計画地周辺集落は、次の状況が発生する地形条件にあるため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山陰本線を通る列車の枕木の音が、5,000mほど離れた早牛・山根集落まで聞こえる。 ・集落内で子どもが大きな声を出すと、対面した山から「やまびこ(木霊)」が返ってくる。 ・屋外放送の声は、山の反射により2重・3重に木霊す状況になる。 ・1羽のフクロウ、1羽のカラス、1羽のアカショウビンの鳴き声が、集落中で聞こえる。 <p>イ. 風力発電機14基が稼働することにより、騒音や低周波音が相乗効果で山に反射しうねりとなって住民生活に重大な影響を及ぼす可能性が極めて高いため。</p> <p>○「4-3-3(214)」の「図4.3.1-1 学校・病院等の分布状況」にある全ての施設等、及び鳥取市青谷町総合支所など公共機関の施設</p> <p>○農林畜産業や自然触れ合い活動の場として利用されている下記の場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長尾鼻から事業実施想定区域内を五本松地区に向かう広域農道等(長尾山コース)の各地点(各風力発電機の計画地点前後など、多数の調査ポイントを設定) ・碓原地区の各地点(各風力発電機の計画地点前後など、多数の調査ポイントを設定)
35	<p>③「騒音及び超低周波音」の現地調査の結果は、自然電力(株)の立場で軽微とするものであっても、全てのデータを調査方法と併せて記載するとともに、それらを地元地域・住民等に提供・公表する必要がある。</p> <p>なお、調査の具体的方法及び結果は、専門の第三者機関によって厳密に検証される必要がある。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その7)

No.	意見内容
36	<p>④「騒音及び超低周波音」の「評価の手法」として、「重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価する」とあるが、「どのような軽微な影響であっても回避できるか評価する」とすべき。なお、「重大な環境影響」に限定した記載は不適切である。自然電力(株)にとって軽微と判断しても、地元地域・住民にとっては日常生活で影響を受け続けることになる。</p> <p>また、「将来的に可能であるかを評価する」とあるが、風力発電機の建設・稼働後(将来的)に騒音・低周波音の影響を回避することは不可能であり、この記載が具体的に何を意味するのか不明瞭で不適切である。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落民家等から500～1,000mの距離の高所に、集落を見降ろす形で、大規模な風力発電機14基を建設・稼働することによって、騒音・低周波音が相乗効果で山に反射しうねりとなって地元住民の日常生活に重大な影響を及ぼすため。
37	<p>⑤本方法書による自然電力(株)の調査方法によって、風力発電機の建設・稼働後において現実に発生する騒音及び低周波音(超低周波音を含む)の状況を予測・評価することは困難であり、「P4-2-1(211)」に係る当方意見の各地点について、科学的根拠に基づく正確な現地調査を行った上で確実な予測がなされる必要がある。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「P6-2-15(315)調査・予測・評価の手法」に係る当方意見のとおり、風力発電機は、南北約5km、東西約3kmにわたり、14基・14か所に建設・稼働する計画であるにも関わらず、観測塔は1基・1ヵ所(実際の風力発電機の高さ等と全く異なる)のみであり、風力発電機の稼働基数14基が同時稼働した場合の近隣集落・居住地への影響を把握できない調査方法であること。 ○風力発電機は高さ約120～150m、ブレードの回転直径約80～130mであるにも関わらず、測定位置は「10m高さと40m高さの2つの位置」とされ、現実に発生する騒音・低周波音の影響を把握できない調査方法であること。 ○標高約170～200mの山の高台から、さらに高さ約120～150mの風力発電機14基が稼働することによる谷間の近隣集落・居住地への影響を把握できない調査方法であること。 ○風力発電機に東西の山から固まれる谷間の集落など、音が反響しやすい地形特性を踏まえた影響を把握できない調査方法であること。 ○そもそも自然電力(株)は、現在、鳥取県の補助制度で事業可能性調査(風況調査、観測ポール1本、H29年4月～H30年4月)を行っているが、年ごとに変化もある実際の現地における風況をも把握していない状況であること。 ○シュミレーションに過度に依存した環境影響の予測・評価を行っており、「P7-2-14(405)」の「事業主体が民間事業者であること、風力発電事業の実施を前提としていること」との基本姿勢のとおり、現実の環境影響と隔離した予測・評価が行われていること。 <p>なお、本計画に係る騒音及び低周波音(超低周波音を含む)の調査方法、環境影響の予測・評価の方法と結果については、専門の第三者機関による厳正な検証が行われる必要がある。</p>
38	<p>P4-2-1(211) [環境要素] 動物</p> <p>①「表4.2.1-1 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法」の「動物」の「調査の手法」として、「既存の文献により・重要な種・・・可能性を整理する」とあるが、「可能性の整理」とは具体的にどういう意味が分からない。</p> <p>動物風力発電機の建設・稼働で、直接的に影響を受けるのは鳥類が主であり、計画地周辺で目撃されるクマタカなどの絶滅危惧種の猛禽類、フクロウなどの留鳥、サシバ・ノスリなどの渡り鳥をはじめ、計画地一帯は希少種を含む多種類の鳥類が多数生息しており、麓の集落にも野鳥の鳴き声がよく通って聞こえる自然環境が残されている。</p> <p>このため、「重要な種」として希少種に限ることなく、「普通種」の鳥類も予測・評価の対象とすべき。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その8)

No.	意見内容
39	<p>②「動物」の「予測の手法」として、「風力発電機の稼働による衝突の可能性の程度を把握する」と記載されているが、「衝突の可能性の程度を把握する」方法とは具体的にどのような方法によるものか不明である。</p> <p>「程度を把握する」とあるようにバードストライクの発生が認識されているが、特にクマタカなどの絶滅危惧種を含む猛禽類などは、程度の多少に関わらず致命的な影響を受けるため風力発電機の稼働自体が問題となり、現時点でも影響回避は困難と予測し得る。</p> <p>前記のとおり、計画地周辺は希少種・普通種の鳥類が四季を通じて多種類・多数が生息・飛翔しており、14基の高速で回転する直径約80～130mのブレードへの衝突を防ぐことは困難であり、風力発電機の稼働そのものが、バードストライクによる重大な影響を与えることは現時点でも判断し得る。</p>
40	<p>③「動物」の「評価の手法」として、「重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価する」とあるが、「重大な環境影響」に限定した記載は不適切である。自然電力(株)にとって軽微と判断しても、特にクマタカなど絶滅危惧種を含む鳥類は重大な影響を受ける。「特に鳥類について、バードストライクによる影響を確実に回避することが可能か評価する」とすべき。</p> <p>また、「将来的に可能であるかを評価する」とあるが、風力発電機の建設・稼働後(将来的)にバードストライクを回避することは不可能であり、この記載が具体的に何を意味するのか不明瞭で不適切である。</p> <p>なお、本計画に係る鳥類の調査方法、環境影響の予測・評価の方法と結果については、専門の第三者機関による厳密な検証が行われる必要がある。</p>
41	<p>P4-2-1(211) [環境要素] 生態系</p> <p>①表4.2.1-1 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法」の「生態系」の「調査手法」として、「既存の文献により重要な自然環境のまとまりの場の分布を整理する」とあるが、クマタカやフクロウなどの猛禽類を生態系ピラミッドの頂点とした「自然生態系のまとまり」は事業実施想定区域の全域に及ぶと想定される。「重要な自然環境のまとまり」とは具体的にどのような生態系を想定したものか、また、どのような現地調査の手法によってどのように「分布を整理する」のか不明である。</p> <p>また、それによってどのような具体的な環境配慮がなされ得るのか不明である。</p>
42	<p>②「生態系」の「予測の手法」として、「風力発電機の稼働に伴う重要な自然環境のまとまりの場の変化の程度を把握する」と記載されているが、「自然環境のまとまりの場」で把握する「変化の程度」とは具体的にどのような生態系の状況変化を意味するものか、また具体的にどのような予測方法によるものか不明である。</p> <p>14基の高速で回転する直径約80～130mのブレードへの鳥類の衝突を防ぐことは困難である。特に個体数が少ないクマタカなど生態系ピラミッドの頂点にある猛禽類等へのバードストライクによる直接的影響を回避することは困難であり、風力発電機の稼働自体が当地の自然生態系に相当な影響を与えることは現時点でも判断し得る。</p>
43	<p>③「生態系」の「評価の手法」として、「重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価する」とあるが、クマタカ・フクロウなど生態系ピラミッドの頂点付近に位置する鳥類に重点を置き、「特に鳥類について、バードストライクによる影響を確実に回避することが可能か評価する」とすべき。</p> <p>また、「将来的に可能であるかを評価する」とあるが、風力発電機の建設・稼働後(将来的)にバードストライクを防ぐことは不可能であり、この記載が具体的に何を意味するのか不明瞭で不適切である。</p> <p>なお、本計画に係る鳥類を中心とした生態系の調査方法、環境影響の予測・評価の方法と結果については、専門の第三者機関による厳密な検証が行われる必要がある。</p>
44	<p>P4-2-1(211) [環境要素] 景観</p> <p>①「表4.2.1-1 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法」の「景観」の「影響要因」として、「P4-1-2(207)」に係る当方意見のとおり「地形変化及び施設の存在」に「施設の稼働」を加えるべき。</p> <p>【理由】</p> <p>集落民家等から約500～1,000mの距離の山の高所(標高約170～200m)に、集落を見降ろす形で高さ約120～150m、ブレード直径約80～130mの風力発電機14基が稼働することによって、周辺集落からの日常景観(風景)や西因幡地域各所からの景観(中景・遠景)が大きく変化するため。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その9)

No.	意見内容
45	<p>②「景観」の「調査の手法」として、「既存の文献により眺望点及び景観資源の分布、眺望景観を整理する」とあるが、「既存の文献」による限られた「眺望点及び景観資源の分布、眺望景観」だけではなく、「P3-1-112(129)」・「P3-1-114(131)」・「P4-1-2(207)」に係る当方意見のとおり、下記の計画地周辺の居住地等(社寺・事業所・畜舎等を含む)からの眺望点・眺望景観を加えるべき。</p> <p>〈風力発電機の建設・稼働により景観的影響を受ける主な近隣集落〉</p> <p>鳥取市青谷町山根、早牛、河原、蔵内、大坪、養郷、奥崎、吉田、赤尾谷、青谷など 鳥取市気高町殿、飯里、上原、下石、山宮、陸逢、会下、下原、郡家、高江、八幡、勝見など 鳥取市鹿野町小別所、鷺峰、小仏谷、今市、鹿野など</p> <p>【理由】最も影響を大きく受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>
46	<p>③「景観」の「予測の手法」として、「眺望点及び景観資源」・「眺望景観」は、前記②及び「P3-1-112(129)」・「P3-1-114(131)」・「P4-1-2(207)」に係る当方の意見のとおり、以下の全ての地点を加えるべき。</p> <p>なお、「環境影響の重大性の程度を把握する」とあるが、事業者の立場で軽微とみる景観上の影響であっても、以下の全ての地点について確実な調査・予測・評価(フォトモンタージュを含む)を行い、その結果はフォトモンタージュとともに地元地域・住民に公表・提供すべき。</p> <p>○「日常的景観(集落)」として、前記②の各集落ごとに風力発電機が最も目に入る住居等。</p> <p>○「日常的景観(学校・施設等)」として、「P4-P3-2~3(213~214)」の「表 4.3.1-2 事業実施想定区域及びその周辺の学校・病院等」・「図 4.3.1-1 学校・病院等の分布状況」にある全ての施設等、鳥取市青谷町総合支所など公共機関の施設、龍見台(鳥取市気高町)。</p> <p>○長尾鼻から事業実施想定区域内を五本松地区に向かって走る広域農道等(長尾山コース)の各地点、及び碓原地区の各地点。</p> <p>【理由】最も影響を大きく受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民及び利用者であるため</p>
47	<p>④「景観」の「評価の手法」として、「重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価する」とあるが、自然電力(株)の立場で「軽微」と評価する影響であっても地元地域・住民は重大な影響を受け続けることになるため、「軽微な影響であっても回避できるか評価する」とすべき。「重大な環境影響」に限定した記載は不適切である。</p> <p>また、「将来的に可能であるかを評価する」とあるが、風力発電機の建設・稼働後(将来的)に景観への回避することは不可能であり、この記載が具体的に何を意味するのか不明瞭で不適切である。</p> <p>【理由】</p> <p>○集落民家等から500~1,000mの距離の高所に、集落を見降ろす形で高さ約120~150mの風力発電機14基が建設・稼働されることによって、地元集落からの日常的な景観・風景が大きく変化し、地域住民の生活に重大な影響を及ぼすため。</p> <p>○風力発電機の建設・稼働は、青谷上寺地遺跡・ジオパーク・因州和紙など、特色ある自然・文化・産業を活かした地域振興に支障を来す可能性が大きい。</p> <p>○山陰道の開通も間近となり、これから西因幡地域の特性を活かした取組が始まろうとする中で、大規模な風力発電機の建設・稼働は、これら地域振興の基盤・バックグラウンドを壊し失うことに繋がるため。</p> <p>○「西因幡山地学術調査報告書」に「特に湾曲しながら日本海に突き出す全長約12kmにおよぶ長尾鼻台地の地形は特徴的できわだっている」との記載があるのとおり、風力発電計画地の一帯は、山陰海岸ジオパークの核心的エリアの一つとして地形景観を厳正に保存・活用すべき場所であるため。</p> <p>○航空法の規定による「航空障害灯」の人工的な点灯・明滅によって、計画地の近隣集落及び西因幡地域各所からの「夜間」の自然で平穏な景観が一変するため。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その10)

No.	意見内容
48	<p>⑤「施設の存在」及び「施設の稼働」の調査・予測・評価は、日中だけでなく「夜間」における「景観」も対象とすべき。</p> <p>【理由】</p> <p>航空法の規定により「航空障害灯」の点灯・明滅が義務付けられており、集落・居住地から約500～1,000mの距離にある山の稜線上に、夜間等において風力発電機の人工的な光が点灯・明滅することにより、特に夜間の景観が大きく変化するため。</p> <p>なお、鳥取県は、美しい星空を維持して教育や観光に生かす「星空保全条例」の制定に向けて「星空県」として暗くきれいな夜空を守る取組を進めている中で、本計画はこれに逆行して西因幡地域各所からの夜間景観(星空)の質的低下を来たすものであるため。</p>
	<p>⑥本計画に係る景観の調査方法、環境影響の予測・評価の方法と結果については、専門の第三者機関による厳密な検証が行われる必要がある。</p>
49	<p>P4-2-1(211) [環境要素] 人と自然との触れ合いの活動</p> <p>①「表4.2.1-1 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法」の「人と自然との触れ合い活動」の「影響要因」として、「地形改変及び施設の存在」に「施設の稼働」を加えるべき。</p> <p>【理由】</p> <p>○事業実施想定区域内にある長尾鼻から計画区域内を五本松地区に向かって走る広域農道等(長尾山コース)の沿線では、農林業とともにさまざまな自然ふれあい利用を行う地元住民等がいること。</p> <p>同じく事業実施想定区域内にある碓原地区の一带では、農林畜産業の活動とともに、山菜採り(ワラビ、ゼンマイ、ヤマイモ、アケビなど)などで訪れる住民等がいること。</p> <p>○前記の事業実施想定区域内の農林畜産業や自然触れ合い活動を行う地元住民等にとって、風力発電機の稼働による圧迫感・不安感が増大する可能性が高いため。</p> <p>長尾山コースの広域農道等をドライブ、(自転車を含む)や散策利用する人々にとって、風力発電機の存在による圧迫感に加えて、ブレードの回転による不安感が増大する可能性が高いため。</p> <p>○風力発電機の稼働で、直径約80～130mのブレードの回転に伴う圧迫感や不安感が生じ、自然触れ合い利用者のシーン景観及びシーケンス景観も大きく変化するため。</p>
50	<p>②「人と自然との触れ合いの活動」の「調査の手法」として、「既存の文献により人と自然との触れ合いの活動の分布を整理する」とあるが、最も影響を大きく受け続けるのは事業想定区域内及びその周辺地域を利用する地元住民等であるため、「既存の文献」による限られた分布のみではなく、次の場所における調査・予測・評価を加えるべき。</p> <p>○長尾鼻から計画区域内を五本松地区に向かつて走る広域農道等(長尾山コース)の各地点(各風力発電機の計画地点前後など、多数の調査ポイントを設定する)</p> <p>【理由】</p> <p>i)長尾鼻から五本松に至る長尾山コースの道路付近からは、北側は日本海、西側は大山山系、東側は扇ノ山・氷ノ山山系、南は鷲峰山・三国山の山塊が眺望できる場所が多くあり、シーン景観・シーケンス景観とも優れており、写真撮影する人などいること。</p> <p>ii)広域農道周辺の長尾山一帯は、農林業や山菜採りなどで利用する地元住民等がいるほか、農道等のなだらかなルートを利用してジョギングやツーリングする人もいること。</p> <p>iii)長尾山コースの一带は、自然ふれあいの潜在的な価値が高く、山陰道の開通と併行して、今後、西因幡地域の振興に貢献する可能性が高いこと。</p> <p>※青谷上寺地遺跡、山陰海岸ジオパーク、因州和紙、浜村温泉、鹿野温泉・城下町(亀井茲矩公の史跡)ほかのネットワークなど</p> <p>○碓原地区の各地点</p> <p>【理由】</p> <p>i)「碓原一帯」は、学校の遠足などで利用されてきた場所で、現在でも農産物利用の他、山菜採り(ワラビ、ゼンマイ、ヤマイモ、アケビなど)などで訪れる地元住民等がいるため。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その11)

No.	意見内容
51	<p>③「人と自然との触れ合いの活動」の「予測の手法」として、前記②の意見等のとおり以下の地点を加えるべき。</p> <p>なお、「環境影響の重大性の程度を把握する」とあるが、事業者の立場で軽微とみる自然触れ合い上の影響であっても調査・予測・評価を行い、その結果を地元地域・住民に公表・提供すべき。</p> <p>○長尾鼻から計画区域内を五本松地区に向かって走る広域農道等(長尾山コース)の周辺</p> <p>○碓原地区の一带。</p>
52	<p>④「人と自然との触れ合いの活動」の「評価の手法」として、「重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価する」とあるが、「軽微な影響であっても回避できるか評価する」とすべき。</p> <p>「重大な環境影響」に限定した記載は不適切である。</p> <p>「将来的に可能であるかを評価する」とあるが、風力発電機の建設・稼働後(将来的)に自然触れ合い活動への影響を回避することは不可能であり、この記載が具体的に何を意味するのか不明瞭で不適切である。</p> <p>【理由】</p> <p>最も影響を大きく受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民、及び事業実施想定区域内とその周辺で農林畜産や様々な自然触れ合い利用を行う利用者であるため。</p>
53	<p>P4-3-1(212) [騒音及び超低周波音]</p> <p>①「2)調査手法」として「既存文献の収集整理」としているが、計画地周辺の各集落での影響が最も懸念されており、「既存の文献」のみの記載は不適切であり、「P3-2-5(157)」・「P4-2-1(211)」に係る当方意見のとおり、下記の各地点(実際の現場)での調査・予測・評価を行うべき。</p> <p>○事業実施想定区域から2.0kmの範囲における下記の全集落の最近接住居等(社寺・事業所・畜舎等を含む)、及び同各集落の中心部と遠い住居等(社寺・事業所・畜舎等を含む、1集落当たり3地点)</p> <p>〈風力発電機の建設・稼働により環境影響を受ける主な近隣集落〉</p> <p>鳥取市青谷町山根、早牛、河原、蔵内、大坪、養郷、奥崎、吉田、赤尾谷、青谷など</p> <p>鳥取市気高町殿、飯里、上原、下石、山宮、睦逢、会下、下原、郡家、高江、八幡、勝見など</p> <p>鳥取市鹿野町小別所、鷲峰、小仏谷、今市、鹿野など</p> <p>○「P4-3-3(214)」の「図4.3.1-1 学校・病院等の分布状況」にある全ての施設等、及び鳥取市青谷町総合支所など公共機関の施設</p> <p>○農林畜産業や自然触れ合い活動の場として利用されている下記の場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長尾鼻から事業実施想定区域内を五本松地区に向かう広域農道等(長尾山コース)の各地点(各風力発電機の計画地点前後など、多数の調査ポイントを設定) ・碓原地区の各地点(各風力発電機の計画地点前後など、多数の調査ポイントを設定)
54	<p>P4-3-2(213) [騒音及び超低周波音]</p> <p>①「4)調査結果」として「②学校・病院その他…」で「事業実施想定区域から約0.5kmに逢坂小学校が存在し……。」と記載されているが、「その他、事業実施想定区域から約2.0km以内に環境保全上配慮が特に必要な施設が、図4.3.1-1のとおり多数存在する」を追加記載すべき。</p> <p>【理由】「P4-3-6(217)」に係る当方意見のとおり</p> <p>②「事業実施想定区域の周辺には、海岸沿いの…住居等が分布する」の記載のあとに、「なお、事業実施想定区域から約2.0km以内には、以下のとおり環境保全上配慮、が特に必要な集落等が多数存在する」を追加記載するとともに、その具体的な集落名(鳥取市青谷町・気高町・鹿野町に区分)を列記すべき。</p> <p>【理由】「P4-3-6(217)」に係る当方意見のとおり</p>
55	<p>P4-3-5(216) [騒音及び超低周波音]</p> <p>①「③環境基準…」で「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域はない」の記載について、その根拠を含め地元の一般住民が理解できる具体的な記載をすべき。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その12)

No.	意見内容
56	<p>P4-3-6(217) [騒音及び超低周波音]</p> <p>① 「2) 予測手法」に記載された方法では、風力発電機の建設・稼働後において現実に発生する騒音及び低周波音(超低周波音を含む)の状況を予測・評価することは困難であり、「P4-3-1(212)」に係る当方意見の各地点について、科学的根拠に基づく正確な現地調査を行った上で確実な予測がなされる必要がある。</p> <p>【理由】最も影響を大きく受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民等であるためまた、「P4-2-1(211)」に係る当方意見⑤のとおり</p>
57	<p>② 「3) 予測地域」で「風車から1km程度離れている住民から騒音及び低周波音に関する苦情が寄せられていること」と記載されているが、「風力発電所に係る環境問題の発生状況(H23年6月環境省総合環境政策局)」によると、1,200m範囲で苦情が多数あり、1,500m以上でも苦情が発生していることが報告されており、記載内容を修正すべき。</p> <p>なお、計画地の山の東西幅は約1,500~2,000mであり、また本計画の規模等は苦情等が発生する条件を遥かに上回る規模等となっており、どこで風力発電機が建設・稼働しても東西周辺の近隣集落・住民への影響を回避することは困難である。</p> <p>【参考】「風力発電所に係る環境問題の発生状況(H23年6月環境省総合環境政策局)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,000kw以上は53カ所で苦情等あり⇒本事業計画:2,000~3,000kw ・10基以上は45%で苦情等あり⇒本事業計画:14基 ・総出力5,000kw以上で、苦情等が増加⇒本事業計画:40,000kw
58	<p>③ 「風車から1km程度離れている住民から…苦情が寄せられていることから」との記載は、前記②の状況があるため「1km程度」を「2km程度」に修正すべき。</p> <p>また、「騒音及び超低周波音の影響を受ける範囲は一般的に1.0km程度とされる…」の記載について、「一般的に1.0km程度とされるが」を「実際の苦情等の発生状況から2.0km程度は離す必要があるため」に変更すべき。</p> <p>「それらの影響を最大限勘案し」の記載は、「それらのいかなる程度の影響も回避するため」に変更すべき。</p> <p>なお、「騒音及び超低周波音」は、「P4-1-1(206)」に係る当方意見のとおり「騒音及び低周波音(超低周波音を含む)」に訂正すべき(本方法書の全ての記載も同様)。</p>
59	<p>④ 「事業実施想定区域から2.0kmの範囲には、合計2,560戸の住宅等が分布している」の記載を、「事業実施想定区域から2.0kmの範囲には、環境保全上の嚴重な配慮が特に必要な住宅等が合計2,560戸分布している」に変更すべき。</p>
60	<p>P4-3-7(218)P4-3-8(219) [騒音及び超低周波音]</p> <p>① 「図4.3.1-3 事業実施想定区域から2.0kmの範囲における学校・病院等の分布状況」の地図が小さく見にくいいため、2.0km以内の学校・病院等がよく分かる縮尺と文字にすべき。</p> <p>② 「図4.3.1-3」と併せて、2.0km以内にある全ての学校・病院等と風力発電機の蹴を、具体的数値で明記すべき。</p> <p>③ 「図4.3.1-4 事業実施想定区域から2.0kmの範囲における住宅等の分布状況」の地図が小さく見にくいいため、2.0km以内の集落等がよく分かる縮尺と文字にすべき(他図も同様)。</p> <p>④ 「図4.3.1-4」と併せて、2.0km以内にある全ての集落における最も風力発電機に近い住居等(社寺・事業所・畜舎等を含む)の距離を、集落ごとに具体的数値で明記すべき。</p>
61	<p>P4-3-9(220) [騒音及び超低周波音]</p> <p>「2) 評価結果」で「以下に示す事項に留意することにより、騒音及び超低周波音に係る重大な影響は、回避又は低減できる可能性が高いと評価する」と記載されているが、以下に示された事項に留意することによっても、騒音及び低周波音(超低周波音を含む)に係る影響を、回避又は低減できる可能性はないと現時点でも評価・判断し得る。</p> <p>【理由】「P4-3-6(217)」に係る当方意見のとおり</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その13)

No.	意見内容
62	<p>②「2)評価結果」に「騒音及び超低周波音に係る重大な影響」とあるが、「重大な影響」に限らず、自然電力(株)の立場で「軽微」と評価する影響であっても、計画地周辺で生涯を暮らす地元地域・住民にとっては重大な影響があるため、「回避又は低減できる可能性が高い」との評価は明確に誤りである。</p> <p>【理由】「P4-3-6(217)」に係る当方意見のとおり</p>
63	<p>③「必要に応じて環境保全措置を検討する」とあるが、大規模な風力発電機が一旦建設・稼働された後に、騒音・低周波音の影響が生じてから対症療法的な措置を講じても地元地域・住民は将来にわたって生活への影響を受け続けることになり、極めて不適切な記載である。</p>
64	<p>④本計画に係る騒音及び低周波音(超低周波音を含む)の調査・予測・評価の方法と結果は、専門の第三者機関により厳正な検証が行われるとともに、地元地域・住民に説明・公表される必要がある。</p>
65	<p>P4-3-11(222) [風車の影]</p> <p>①「3)予測地域」に「風車の影はローター径の10倍の範囲で生じる」と記載されているが、計画地は標高約170~200mの山の上にさらに「高さ約120~150m」の風力発電機が設置されることから、風車の影の影響範囲はさらに広がると予測される。</p> <p>このため、「予測地域は事業実施想定区域から1.5kmの範囲」とするのは不適切であり、予測地域の範囲を拡大すべき。</p> <p>なお、「風力発電機のローター径は最大で110m程度」とあるが、「2-2-5(7)」には「ローター直径」は「約80~130m」と記載されている。</p> <p>②「事業実施想定区域から1.5kmの範囲には、合計1,617戸の住宅等が分布している」の記載について、前記①の結果に基づき距離・戸数を修正すべき。</p> <p>また、「事業実施想定区域から〇〇kmの範囲には、環境保全上の特に配慮が必要な住宅等が合計〇〇戸の住宅等が分布している」と記載内容を変更すべき。</p>
66	<p>P4-3-12(223)P4-3-13(224) [風車の影]</p> <p>①「図4.3.2-1 事業実施想定区域から1.5kmの範囲における学校・病院等の分布状況」について、「P4-3-11(222)」に係る当方意見のとおり「1.5km」の範囲を修正・拡大して示すべき。</p> <p>なお、地図が小さく見にくいいため、学校・病院等がよく分かる縮尺と文字にすべき。</p> <p>②「図4.3.2-1」と併せて、「P4-3-11(222)」に係る当方意見のとおり「1.5km」の範囲を修正・拡大し、その範囲にある全ての学校・病院等と風力発電機の具体的距離を明記すべき。</p> <p>③「図4.3.2-2 事業実施想定区域から1.5kmの範囲における住宅等の分布状況」の「1.5km」の範囲を修正・拡大すべき。なお、地図が小さく見にくいいため、修正後の範囲にある集落等がよく分かる縮尺と文字にすべき。③「図4.3.2-2」と併せて、修正後の範囲にある全ての集落における最も風力発電機の影の影響を受ける住居等(社寺・事業所・畜舎等を含む)の具体的距離を集落ごとに明記すべき。</p>
67	<p>P4-3-14(225) [風車の影]</p> <p>「2)評価結果」で「以下に示す事項に留意することにより、風車の影に係る重大な影響は、回避又は低減できる可能性が高いと評価する」と記載されているが、以下に示された事項に留意することによっても、風車の影に係る影響を回避又は低減できる可能性はないと評価・判断し得る。</p> <p>【理由】</p> <p>集落民家等から約500~1,000mの距離の山の高所(標高約170~200m)に、集落を見降ろす形で高さ約120~150mの風力発電機14基が稼働することによって、周辺の地元集落の住宅等がシャドーフリッカーの範囲に入って、住民が風車の影の明暗により不快感を覚える可能性が高いため。</p> <p>また、計画地の東西の山幅は約1.5~2.0kmであり、風力発電機の建設位置の変更によっても、影響を回避することは困難であるため。</p>
68	<p>②「2)評価結果」に「風車の影に係る重大な影響」とあるが、「重大な影響」に限らず、自然電力(株)の立場で「軽微」と評価する影響であっても、計画地周辺で生涯を暮らす地元地域・住民にとっては重大な影響があるため、「回避又は低減できる可能性が高い」との評価は誤りである。</p> <p>【理由】前記①の理由のとおり</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その14)

No.	意見内容
69	③「必要に応じて環境保全措置を検討する」とあるが、具体的な対応は不明であり、大規模な風力発電機が一旦建設・稼働された後に、風車の影の影響が生じてから対症的な措置を講じても地元地域・住民は将来にわたって風車の影の明暗による影響を受け続けることになり、不適切な記載である。
70	④本計画に係る風車の影の調査・予測・評価の方法と結果は、専門の第三者機関により厳正な検証が行われるとともに、地元地域・住民に説明・公表される必要がある。
71	P4-3-26(237) [動物] 「①「注目すべき生息地の分布状況」について、「文献その他の資料から、……注目すべき生息地の情報は得られなかった」と記載されているが、クマタカの生息情報はH29年9月3日付けの質問書及びH29年9月18日の地元説明会、H29年9月30日の事業説明会(鳥取市青谷総合支所)でも自然電力(株)に当方から情報提供している。
72	P4-3-32(243) [動物] ①「2)評価結果」で「以下に示す事項に留意することにより、重要な種及び注目すべき生息地に係る重大な影響は、回避又は低減できる可能性が高いと評価する」と記載されているが、以下に示された事項に留意することによっても、重要な種及び注目すべき生息地に係る影響を、回避・低減できる可能性はないと現時点でも評価・判断し得る。 【理由】 ○大規模な風力発電機が一旦建設・稼働された後に、14基の約80～130mの回転直径があるブレードが高速回転する中で、計画地一帯で生息・飛翔するクマタカなどの絶滅危惧種を含む鳥類がこれを避けながら飛べる可能性は、全国の実例からも困難な状況にあるため。 ○計画地の東西の山幅は約1.5～2.0kmで、あり、風力発電機の建設位置の変更等によっても、クマタカなど鳥類の生息域の中でバードストライクの影響を回避することは困難であるため。
73	②2)評価結果」に「重要な種及び注目すべき生息地に係る重大な影響」とあるが、「重大な影響」に限らず、自然電力(株)の立場で「軽微」と評価する影響であっても、計画地周辺を飛翔するクマタカなど絶滅危惧種を含む鳥類にとっては重大な影響があるため、「回避又は低減できる可能性が高い」と評価できない。前記①のとおり現時点においても、回避・低減できる可能性は極めて低いと評価・判断し得る。
74	③「重大な環境影響のおそれが予測された場合には、必要に応じて風力発電機の配置、塗装、土地改変及び樹木伐採の最小化等の環境保全措置を検討する」とあるが、大規模な風力発電機が一旦建設・稼働された後に、約80～130mの回転直径があるブレードが高速回転する中で、計画地周辺を飛翔するクマタカなど絶滅危惧種を含む鳥類への影響が生じてから対症的な措置を講じても実効性は期待できず不適切な記載である。 なお、東西約1.5～2.0km幅の計画地において、「風力発電機の配置、塗装」等で「影響を回避又は低減できる」科学的根拠及び国内における明確な効果の実証データが具体的に示されるべき。
75	P4-3-57(268) [生態系] ①「2)評価結果」で「以下に示す事項に留意することにより、重要な自然環境のまとまりの場に係る重大な影響は、回避又は低減できる可能性が高いと評価する」と記載されているが、以下に示された事項に留意することによっても、重要な自然環境のまとまりの場に係る影響を、回避・低減できる可能性はほとんどないと現時点でも評価・判断し得る。 【理由】 大規模な風力発電機が一旦建設・稼働された後に、約80～130mの回転直径があるブレードが高速回転する中で、自然生態系の頂点に位置するクマタカなどの猛禽類等がこれを避けながら飛ぶ可能性は全国の事例からも困難な状況にある。 従って、特に個体数が少なく希少性が高い猛禽類の生息に深刻な影響を与える可能性が極めて高いことから、自然生態系ピラミッドの構成に大きな影響があるため。

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その15)

No.	意見内容
76	<p>②「2)評価結果」に「重要な自然環境のまとまりの場に係る重大な影響」とあるが、「重大な影響」に限らず、自然電力(株)の立場で「軽微」と評価する影響であっても、計画地周辺の自然生態系の頂点に位置するクマタカなどの絶滅危惧種を含む鳥類に重大な影響があるため、「回避又は低減できる可能性が高い」と評価できない。現時点においても回避・低減できる可能性は低いと評価・判断し得る。</p>
77	<p>③「重大な環境影響のおそれが予測された場合には、必要に応じて風力発電機の配置、土地改変及び樹木伐採の最小化等の環境保全措置を検討する」とあるが、大規模な風力発電機が一旦建設・稼働された後に、約80～130mの回転直径があるブレードが高速回転する中で、計画地周辺を飛翔するクマタカなどの希少種を含む鳥類への影響が生じてから対症療法的な措置を講じても実効性は期待できず不適切な措置の記載である。</p> <p>なお、東西約1.5～2.0km幅の計画地において、記載された「風力発電機の配置」等によりクマタカなど当地の生態系ピラミッドの頂点に位置する猛禽類などへの影響を回避・低減できる科学的根拠及び明確な効果の実証データが具体的に示されるべき。</p>
78	<p>P4-3-59(270) [景観]</p> <p>①「調査手法」として「既存文献の収集整理」としているが、計画地周辺の各集落での影響が最も懸念される状況にあり、「既存の文献」のみの記載は不適切であり、「P3-1-112(129)」、「P3-1-114(131)」、「P4-1-2(207)」に係る当方意見の各地点(実際の現場)について、科学的根拠に基づく正確な現地調査を行った上で確実な予測がなされる必要がある。</p>
79	<p>①「4)調査結果」に「不特定多数の利用が想定される主要な眺望点」が記載されているが、「P3-1-112(129)」、「P3-1-114(131)」、「P4-1-2(207)」に係る当方意見のとおり、以下の全ての地点を加えるべき。</p> <p>②○「日常的景観(集落等)」として、計画地周辺2km以内の下記の各集落の住居等(社寺・事業所・畜舎等を含む)で、集落ごとに風力発電機が最も目に入る住居等 〈風力発電機の建設・稼働により景観的影響を受ける主な近隣集落〉 鳥取市青谷町山根、早牛、河原、蔵内、大坪、養郷、奥崎、吉田、赤尾谷、青谷など 鳥取市気高町殿、飯里、上原、下石、山宮、睦逢、会下、下原、郡家、高江、八幡、勝見など 鳥取市鹿野町小別所、鷲峰、小仏谷、今市、鹿野など</p> <p>○「日常的景観(学校・施設等)」として、「P4-3-2～3(213～214)」の「表4.3.1-2 事業実施想定区域及びその周辺の学校・病院等」・「図4.3.1-1 学校・病院等の分布状況」にある全ての施設等、鳥取市青谷町総合支所など公共機関の施設、龍見台(鳥取市気高町)。</p> <p>○「日常的景観(農林畜産・自然触れ合い)」として、長尾鼻から事業実施想定区域内を五本松地区に向かって走る域農道等(長尾山コース)の各地点、及び碓原地区の各地点。</p> <p>【理由】 最も影響を大きく受け続けるのは、計画地周辺で生活する地元住民等及び土地・施設等の利用者であるため</p>
80	<p>P4-3-61(272) [景観]</p> <p>①「表4.3.6-2 景観資源」以外に、「P4-3-59(270)」に係る意見の各箇所を加えるべき。</p> <p>【理由】 最も影響を大きく受け続けるのは、計画地周辺で生活する地元住民等及び土地・施設等の利用者であるため</p>
81	<p>P4-3-63(274) [景観]</p> <p>①「2)予測手法」の「②主要な眺望点からの風力発電機の視認の可能性」について、「P4-3-59(270)」に係る当方意見の各箇所を加えるべき。</p> <p>また、「ブレードの上端部(地上約140m)を視認できる領域」について、2-2-5(7)で「風力発電機の高さ約120～150m」とあることから、「地上約140m」を「地上約150m」とすべき。</p> <p>【理由】 最も影響を大きく受け続けるのは、計画地周辺で生活する地元住民等及び土地・施設等の利用者であるため</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その16)

No.	意見内容
82	<p>②「③主要な眺望点の変化の程度」の調査・予測・評価について、「P4-3-59(270)」に係る当方意見の各箇所を加えるべき。</p> <p>「P4-3-59(270)」に係る当方意見の各箇所から視認される風力発電機は全て示される必要がある。</p> <p>なお、「最大垂直角」に係る条件として記載されている「各眺望点の最寄りの地点に風力発電機を配置する」の意味が分からない。</p> <p>また、「風力発電機は各眺望点から水平の位置とする」の「水平の位置」など、予測手法が分からないため、適正なものか地域住民が判断できるよう記載すべき。</p>
83	<p>③「③主要な眺望点の変化の程度」の調査・予測・評価は、日中だけでなく「夜間」も対象とすべき。</p> <p>【理由】</p> <p>航空法の規定により「航空障害灯」の点灯・明滅が義務付けられており、集落・居住地から約500～1,000mの距離にある山の稜線上に、夜間等において風力発電機の人工的な光が点灯・明滅することにより、特に夜間の景観が大きく変化するため。なお、鳥取県は、美しい星空を維持して教育や観光に生かす「星空保全条例」の制定に向けて「星空県」として暗くきれいな夜空を守る取組を進めている中で、本計画はこれに逆行して西因幡地域各所からの夜間景観(星空)の質的低下を来すため。</p>
84	<p>④「3)予測手法」の「予測地域は事業想定区域及びその周辺」については、「事業実施想定区域の9kmの範囲」に加えて、「P4-3-59(270)」に係る当方意見の各箇所を加えるべき。</p> <p>また、「P4-3-59(270)」に係る当方意見の各箇所について、「表4.3.6-5最大垂直視角と鉄塔の見え方の知覚」の調査・予測・評価を必ず行い、各箇所の調査結果を具体的に記載すべき。その結果等は、計画地周辺の各集落・住民等に説明・公表される必要がある。</p> <p>その他、以下の箇所の記載を変更する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「風力発電機の上端の地上高を140mと想定」の記載は、2-2-5(7)で「風力発電機の高さ約120～150m」とあることから、「地上約140m」を「地上約150m」とすべき。 ○「事業実施想定区域の9kmの範囲」とあるが、次の事例から20kmに範囲を拡大すべき。 <ul style="list-style-type: none"> i)鳥取市内中心部に近い場所から大山山系が遠望できるが、当計画地に風力発電機が建設・稼働した場合、これが中間遮蔽物となって眺望が大きく変化すること。 ii)「風力発電所に係る環境問題の発生状況(H23年6月環境省総合環境政策局)」に、以下の記載があること。 <ul style="list-style-type: none"> ・山の尾根上など視認性が良い場所へ設置される場合、10km程度離れた地点からも明確に視認できた事例があった。 ・20km以上離れた隣接する自治体からの眺望景観を考慮し、・・・事例があった。
85	<p>⑤前記までの各地点についての調査・予測・評価に当たっては、フォトモンタージュを作成するとともに、その結果はフォトモンタージュとともに地元地域・住民に公表・提供すべき。</p> <p>【理由】</p> <p>最も影響を大きく受け続けるのは、計画地周辺で生活する地元住民等及び土地・施設等の利用者であり、地元地域・住民等が景観への影響を確認する必要があるため</p>
86	<p>⑥本計画に係る景観の調査・予測・評価の方法と結果は、専門の第三者機関により厳正な検証が行われるとともに、地元地域・住民に説明・公表される必要がある。</p>
87	<p>P4-3-64(275)P4-3-65(276) [景観]</p> <p>①「4)予測結果」の「①主要な眺望点及び景観資源の改変の程度」に、「事業実施想定区域内の主要な眺望点及び景観資源は存在しない」と記載されているが、「P3-1-112(129)」、「P3-1-114(131)」、「P4-1-2(207)」、「P4-2-1(211)」に係る当方意見のとおり、下記の眺望点及び景観資源が現に存在するため、これを明記すべき。</p> <p>○長尾鼻から事業実施想定区域内を五本松地区に向かって走る広域農道等の周辺</p> <p>【理由】</p> <p>長尾鼻から五本松に至る道路(長尾山コース)からは、北側は日本海、西側は大山山系、東側は扇ノ山・氷ノ山山系、南は鷲峰山・三国山の山塊が眺望できる場所が多くあり、シーン景観・シーケンス景観とも優れているため。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その17)

No.	意見内容
88	②「4)予測結果」の「②主要な眺望点からの風力発電機の視認の可能性」については、「P3-1-114(131)」、「P4-2-1(211)」、「P3-1-112(129)」、「P4-3-59(270)」に係る当方意見の各箇所を加えるべき。
89	③「図4.3.6-3 主要な眺望点からの風力発電機の視認の可能性」には、「P3-1-114(131)」、「P4-2-1(211)」、「P3-1-112(129)」、「P4-3-59(270)」に係る当方意見の各箇所を加えるべき。
90	④夜間は航空法に基づき風力発電機の上部に光が点滅することから、「P3-1-114(131)」、「P4-2-1(211)」、「P3-1-112(129)」、「P4-3-59(270)」に係る当方意見の各箇所について、「P4-3-63(274)」に係る当方意見(③)のとおり、日中と同様に夜間における予測・評価を行うべき。 なお、住宅から500～1,000mの距離にある山の高所に、さらに約70～100mの高さで風力発電機の人工的な光が夜間も点滅することは、周辺集落からの夜間景観(風景)や西因幡地域各所からの景観(中景・遠景)、及び山陰海岸ジオパークの質的低下を来たすため、風力発電機の建設・稼働は不相当である。
91	P4-3-66(277)[景観] ①「③主要な眺望景観の変化の程度」について、「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある」が「圧迫感はあまり受けない」程度の視覚的变化、「比較的細部までよく見えるようになり、気になる」が「圧迫感は受けない」程度の視覚的变化、「ほとんど気にならない」程度の視覚的变化、「圧迫感は小さい」などと自然電力(株)は予測しているが、「P3-1-114(131)」、「P4-2-1(211)」、「P3-1-112(129)」、「P4-3-59(270)」に係る当方意見の各箇所を含めて現時点でも以下のとおり予測・評価されるため、記載内容を変更する必要がある。
92	②・景観的にも大きな影響があり、圧迫感を受ける視覚的变化が生じる。・細部までよく見えるようになって気になり、圧迫感を受ける視覚的变化が生じる。 ・気になる視覚的变化が生じ、圧迫感が大きい。 【理由】集落民家等と風力発電機の距離は約500～1,000mに過ぎず、標高約170～200mの高所に集落を見降ろす形で高さ約120～150mの風力発電機14基が建設・稼働されることによって、古くから維持継承されてきた地元地域の自然景観や日常生活景観の質を決定的に低下させることになると現時点でも評価・判断されるため。
93	②「P3-1-114(131)」、「P4-2-1(211)」、「P3-1-112(129)」、「P4-3-59(270)」に係る当方意見の各箇所からの変化の程度の調査・予測・評価に当たっては、フォトモンタージュを作成するとともに、その結果はフォトモンタージュとともに地元地域・住民に公表・提供すべき。 また、「P3-1-114(131)」、「P4-2-1(211)」、「P3-1-112(129)」、「P4-3-59(270)」に係る当方意見の各箇所について、「表4.3.6-5 最大垂直視角と鉄塔の見え方の知覚(278)」の調査・予測・評価を必ず行った上で具体的に記載される必要がある。 【理由】 最も影響を大きく受け続けるのは、計画地周辺で生活する地元住民等及び土地・施設等の利用者であり、地元地域・住民等が景観への影響を確認する必要があるため。
94	③日中だけでなく「夜間」における眺望景観の変化の程度について、「P3-1-114(131)」、「P4-2-1(211)」、「P3-1-112(129)」、「P4-3-59(270)」に係る当方意見の各箇所について、「P4-3-63(274)」に係る当方意見(③)のとおり、日中と同様に夜間における調査・予測・評価(フォトモンタージュを含む)を行うべき。また、その結果はフォトモンタージュとともに地元地域・住民に公表・提供すべき。 【理由】 最も影響を大きく受け続けるのは、計画地周辺で生活する地元住民等及び土地・施設等の利用者であり、地元地域・住民等が景観への影響を確認する必要があるため
95	④本計画に係る景観の調査・予測・評価の方法と結果は、専門の第三者機関により厳正な検証が行われるとともに、地元地域・住民に説明・公表される必要がある。

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その18)

No.	意見内容
96	<p>P4-3-67(278) [景観]</p> <p>①「表 4.3.6-5 最大垂直視覚と鉄塔の見え方の知見」に基づき、「P3-1-114(131)」、「P4-2-1(211)」、「P3-1-112(129)」、「P4-3-59(270)」に係る当方意見の各箇所について、同表の視覚に当てはめた結果を記載する必要がある。</p> <p>【理由】 最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>
97	<p>P4-3-68(279) [景観]</p> <p>①「2)評価結果」で「②主要な眺望点からの風力発電機の視認の可能性」について、「風力発電機の配置計画等を検討し、可能な限り距離の確保等に努めることで、重大な環境影響は回避又は低減される可能性が高いと評価する」とされているが、「P3-1-112(129)」、「P3-1-114(131)」、「P4-1-2(207)」、「P4-2-1(211)」、「P4-3-59(270)」に係る当方意見の各箇所を含めて、現時点でも以下のとおり予測・評価され、記載内容を変更する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機の配置計画等を検討し、可能な限り距離の確保等に努めても、環境影響を回避又は低減する可能性は極めて低いと評価される。 <p>【理由】 東西約 1.5～2.0km の山幅の中で、風力発電機の配置計画や距離の変更を行っても、環境影響を回避・低減することは困難であるため。 集落民家等と風力発電機の距離は約 500～1,000m に過ぎず、標高約 170～200m の高所に集落を見降ろす形で高さ約 120～150m の風力発電機 14 基が建設・稼働されることによって、地元地域の自然景観や日常生活景観の質を決定的に低下させるため。</p>
98	<p>②航空法の規定により「航空障害灯」の点灯・明滅が義務付けられており、「P3-1-114(131)」、「P4-2-1(211)」、「P3-1-112(129)」、「P4-3-59(270)」に係る意見の各箇所について、「P4-3-63(274)」に係る当方意見(③)のとおりに、日中と同様に「夜間」における眺望景観の変化の程度について調査・予測・評価を行うべき。</p> <p>【理由】 航空法の規定により「航空障害灯」の点灯・明滅が義務付けられており、集落・居住地から約 500～1,000 m の距離にある山の稜線上に、夜間等において風力発電機の人工的な光が点灯・明滅することにより、特に夜間の景観が大きく変化するため。 なお、鳥取県は、美しい星空を維持して教育や観光に生かす「星空保全条例」の制定に向けて「星空県」として暗くきれいな夜空を守る取組を進めている中で、本計画はこれに逆行して西因幡地域各所からの夜間景観(星空)の質的低下を来たすものであるため。</p>
99	<p>③「③主要な眺望景観の変化の程度」に「以下の示す事項に留意することにより、主要な眺望景観に係る重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いと評価する」とされているが、「P3-1-114(131)」、「P4-2-1(211)」、「P3-1-112(129)」、「P4-3-59(270)」に係る当方意見の各箇所を含めて、現時点でも以下のとおり予測・評価しされるため、記載内容を変更する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「風力発電機の配置計画を検討」しても、環境影響を回避又は低減する可能性は極めて低いと評価される。 <p>【理由】 東西約 1.5～2.0km の山幅の中で、風力発電機の配置計画等の変更を行っても、環境影響を回避・低減することは困難であるため。 集落民家等と風力発電機の距離は約 500～1,000m に過ぎず、標高約 170～200m の高所に集落を見降ろす形で高さ 120～150m の風力発電機 14 基が建設・稼働されることによって、古くから維持継承されてきた地元地域の自然景観や日常生活景観の質を決定的に低下させるため</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その19)

No.	意見内容
100	<p>④「③主要な眺望景観の変化の程度」に、「重大な影響のおそれが予測された場合には、必要に応じて環境保全措置を検討する」とあるが、東西約1.5～2.0km幅の計画地の山上に高さ120～150mの多くの大規模な風力発電機が設置される状況下での「必要に応じた環境保全措置」とは具体的にどんな実効性が高い具体的な措置なのか不明である。</p> <p>「必要に応じて環境保全措置を検討する」とあるが、大規模な風力発電機が一旦建設・稼働された場合、そこで生涯暮らす地元地域・住民は将来にわたって生活への影響を受け続けることになり不適切な記載である。</p> <p>また、「重大な影響」との表現が各所に記載されているが、自然電力(株)の立場で「軽微」と評価する影響であっても、計画地周辺で生涯を暮らす地元地域・住民にとっては重大な影響を受け続けることになるため、「回避又は低減できる可能性が高いと評価するのは明確な誤りである。前記①～③のとおり、現時点でも環境影響を回避又は低減する可能性は極めて低いと評価される。</p>
101	<p>P4-3-69(280) [人と自然との触れ合いの活動]</p> <p>①「2)調査手法」として「既存文献の収集整理」としているが、事業実施想定区域内には農林畜産を現に営んでいる土地のほか、地元住民等が利用する自然触れ合い活動の資源が存在することから、「既存の文献」のみの記載は不適切であり、「P3-1-117(134)」・「P4-2-1(211)」に係る当方意見の各地点(実際の現場)を含めて調査・予測・評価を行うべき。</p>
102	<p>P4-3-70(281)P4-3-71(282) [人と自然との触れ合いの活動]</p> <p>①「表4.3.7-1(1)(2)主要な自然との触れ合いの活動」の中に、「P3-1-117(134)」・「P4-2-1(211)」に係る当方意見の各地点(実際の現場)を入れて調査・予測・評価を行うべき。</p>
103	<p>P4-3-72(283) [人と自然との触れ合いの活動]</p> <p>①「表4.3.7-1 主要な自然との触れ合いの活動の位置」の中に、「P3-1-117(134)」・「P4-2-1(211)」に係る当方意見の各地点(長尾山コース、碓原)を入れるべき。</p>
104	<p>②事業実施想定区域内には農林畜産を現に営んでいる土地のほか、地元住民等が利用する自然触れ合い活動の資源が存在することから、「表4.3.6-5 最大垂直視覚と鉄塔の見え方の知見」(278)に基づき、「P3-1-117(134)」・「P4-2-1(211)」に係る当方意見の各地点(長尾山コース、碓原)について、同表の視覚に当てはめた結果を記載する必要がある。</p> <p>これに基づき、区域内の土地を利用する農林畜産関係者及び自然触れ合い利用者の視点で、科学的根拠に基づく適正な予測・評価が必要である。</p> <p>【理由】 最も影響を受けるのは、事業想定区域内で農林畜産や自然触れ合い活動を行う地元住民等であるため</p>
105	<p>P4-3-73(284) [人と自然との触れ合いの活動]</p> <p>①「2)予測手法」は「直接改変の程度を整理」とされているが、「直接改変」だけでは「人と自然との触れ合いの活動」への影響を調査・予測・評価することは困難であり、不適切である。</p>
	<p>②「3)予測地域」は、「P4-3-72(283)」に係る当方意見の各地点(長尾山コース、碓原)を入れるべき。</p> <p>③「4)予測結果」に「事業実施想定区域には人と自然との触れ合いの活動の分布はなく、直接改変による影響は受けない」と記載されているが、「P3-1-117(134)」・「P4-2-1(211)」・「P4-3-72(283)」及び前記①・②に係る当方意見のとおり各地点(長尾山コース、碓原)の調査・予測・評価を確実にを行う必要がある。</p>
106	<p>P4-3-74(285) [人と自然との触れ合いの活動]</p> <p>①「2)評価結果」に「直接改変による影響は受けないと評価する」とあるが、「P4-3-73(284)」に係る当方意見のとおり、事業実施想定区域内にある次の各地点の調査・予測・評価を確実にを行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長尾鼻から計画区域内を五本松地区に向かう広域農道等の周辺(長尾山コース) ○碓原地区の一帯

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その20)

No.	意見内容
107	<p>②「2)評価結果」で「新たに始動する人と自然の触れ合いの活動に留意するとともに、以下に示す事項に留意することにより、重大な環境影響は回避又は低減される可能性が高いと評価する」と記載されているが、事業実施想定区域内にある「P3-1-117(134)」・「P4-2-1(211)」・「P4-3-72(283)」・「P4-3-73(284)」に係る当方意見の場所(長尾山コース、碓原)への影響を回避・低減することは困難であるため、記載内容を修正する必要がある。</p> <p>【理由】 事業実施想定区域内では、農林畜産業のほかドライブ・自然散策・山菜採りなどに訪れる地元住民等がいるほか、山陰道の開通を間近に控えて青谷上寺地遺跡・山陰海岸ジオパーク・因州和紙・浜村温泉・鹿野温泉などの地域資源と併せた「新たな始動」も検討される重要な場所であるため。</p>
108	<p>③「以下に示す」として「人と自然との触れ合いの分布状況に配慮し、風力発電機の設置計画を検討する」などと記載されているが、東西約1.2～2.0kmの山幅の事業実施想定区域内において「風力発電機の設置計画」等で「影響を回避又は低減できる可能性」はないものと現時点でも予測・評価し得るため、記載内容を修正する必要がある。</p>
109	<p>④「人と自然との触れ合いの活動が新たに始動した場合には・・・風力発電機の配置に応じた適切な予測を行う」と記載されているが、東西約1.5～2.0kmの山幅の事業実施想定区域内で環境影響を回避又は低減することは困難と現時点でも予測・評価し得る。</p>
110	<p>⑤「重大な環境影響のおそれが予測された場合には、必要に応じて環境保全措置を検討する」とあるが、東西約1.5～2.0kmの山幅の事業実施想定区域の山上に高さ120～150mの風力発電機が多数設置される状況下で、「必要に応じて環境保全措置」は困難である。風力発電機が建設・稼働された場合、特に事業実施想定区域内で農林畜産に関わる地元住民等やドライブ・自然散策・山菜採りなどに訪れる人々への圧迫感が発生するとともに、景観的価値の低下により自然触れ合い活動の価値も極端に低下することが現時点でも予測・評価でき、実効性のある具体的な「環境保全措置」は困難である。</p>
111	<p>⑥本計画に係る人と自然との触れ合いの活動の調査・予測・評価の方法と結果は、専門の第三者機関により厳正な検証が行われるとともに、地元地域・住民に説明・公表される必要がある。</p>
112	<p>P4-4-1(286) [総合的な評価]</p> <p>①「4.4 総合的な評価」で、「配置計画や工事工程等で配慮を行うことで、重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いと評価した」と記載されているが、前記までの各意見のとおり、この風力発電機の建設・稼働による特に地元地域・住民への悪影響を回避・低減することは困難であると現時点においても評価・判断される。</p>
113	<p>P4-4-1(286)P4-4-2(287) [総合的な評価]</p> <p>①「表4.4.1-1(1)環境影響が懸念される項目についての評価結果」の各環境要素の「評価結果」について「重大な影響は回避又は低減で、きる可能性が高いと評価する」と記載されているが、何れも自然電力(株)の事業実施のみに視点が置かれた評価であり、前記までの各意見のとおり、この風力発電機の建設・稼働による特に地元地域・住民の生活環境等への悪影響を回避・低減することは困難であると現時点においても評価・判断される。</p> <p>【理由】 各環境要素に係る当方意見のとおり</p>
114	<p>②各環境要素の「方法書以降の手続き等において留意する事項」について、「建物等の位置に配慮し、風力発電機までの距離の確保や配置計画、機種を検討を行う」と記載されているが、それらの措置を講じても計画地周辺の集落住民等への悪影響を回避・低減することは困難であると現時点においても評価・判断される。</p> <p>【理由】 各環境要素に係る当方意見のとおり</p>
115	<p>③「必要に応じて環境保全措置を検討する」と記載されているが、「環境保全措置」を講じても前記のとおり特に計画地周辺の集落住民等への悪影響を回避・低減することは困難であると現時点においても評価・判断される。</p> <p>【理由】 各環境要素に係る当方意見のとおり</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その21)

No.	意見内容
116	<p>P5-2-1(292) [大臣意見に対する事業者の見解]</p> <p>①「1-(1)対象事業実施区域の設定」について、「対象事業実施区域周辺の地域住民等の関係者に対し、段階的に説明会等を実施し」と記載されているが、周辺地域住民はほとんど情報が無い状況が続いている。特に、鳥取市気高町・鹿野町への情報提供がなされていない。</p> <p>山根地区が要望して9月18日に地元説明会(別添を参照)を開催したが、不明瞭・不確実な説明がほとんどであり、予め回答を依頼(H29.9.3)した風力発電機と各集落家屋との直線距離も「調査後にお示しする」などの説明で、「事業主体が民間事業者であること、風力発電事業の実施を前提としている(P7-2-14(405))」とのスタンスから、地元地域の生活環境等に大きく影響する負の環境要素等に係る具体的な情報提供が無い状況が続いている。</p> <p>なお、この地元説明会では、懸念・反対の声が相次ぎ、山根評議員会としても本事業計画に「同意できない、生活環境等への影響が大きく反対」の旨を事業者にその場で伝えている。</p> <p>経済産業大臣の意見として「地域住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと」とされているが、自然電力(株)から計画地周辺集落・住民への具体的な説明・情報提供は同意見から程遠い状況にある。</p>
117	<p>②9月29・30日に鳥取市気高町・鹿野町・青谷町で説明会が開催されたが、1時間ほどの事業概要と環境影響が少ない旨の説明(資料も同様)であり、風力発電機と集落・住居との距離など環境影響の程度に関連する具体的な資料は全く示されなかった。</p> <p>このため、青谷町総合支所での説明会(9/30)では、地元集落で別途資料を印刷配布せざるを得ない状況となった。</p> <p>なお、同説明会では、地元住民から騒音・低周波音、景観、地域づくりへの影響などを懸念する声が相次ぎ、この風力発電計画に賛同する声はなかった。また、計画地周辺の地元地域・住民への情報提供が行われていないことを問題・不安視する意見が出された。</p>
118	<p>③「1-(2)事業計画の見直し」について、「事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の抜本的な見直しを行います」の記載について、各環境要素に係る意見のとおり、東西約1.5~2.0kmの山幅で、近隣に多くの集落住民が生活する当地域は風力発電の適地ではありえず、基数削減や規模縮小で環境影響の回避は困難であり、当地域での計画(風力発電機の建設・稼働)自体が地元にとって重大な影響がある。</p>
119	<p>P5-2-2(293) [大臣意見に対する事業者の見解]</p> <p>①「2-(1)騒音等に係る環境影響」について、「風力発電設備を住居等から隔離すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減するよう努めます」と記載されているが、「P4-2-1(211)」・「P4-3-1(212)」・「P4-3-2(213)」・「P4-3-6(217)」・「P4-3-7(218)」・「P4-3-8(219)」・「P4-3-9(220)」に係る当方意見のとおり、特に計画地近隣の集落・住居等への影響の調査・予測・評価方法に重大な問題があるとともに、「風力発電設備を住居等から隔離すること等」による環境影響の回避は困難であり、当地域での計画(風力発電機の建設・稼働)自体が地元にとって重大な影響がある。</p> <p>【理由】</p> <p>○集落民家等から約500~1,000mの距離の山の高所(標高約170~200m)に、集落を見降ろす形で高さ約120~150mの風力発電機14基が稼働することによって、計画地周辺の地元集落・住民が騒音・低周波音の影響を受ける可能性が極めて高いため。</p> <p>○計画地の東西の山幅は約1.5~2.0kmであり、風力発電機の建設位置の変更等によって騒音・低周波音の影響を回避することは困難であるため。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その22)

No.	意見内容
120	<p>②「2-(2)風車の影に係る環境影響」について、「風力発電設備を住居等から隔離すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減するよう努めます」と記載されているが、「P4-3-14(225)」に係る当方意見のとおり、「風力発電設備を住居等から隔離すること等」による環境影響の回避は困難であり、当地域での計画(風力発電機の建設・稼働)自体が地元にとって重大な影響がある。</p> <p>【理由】</p> <p>○集落民家等から約500～1,000mの距離の山の高所(標高約170～200m)に、集落を見降ろす形で高さ約120～150mの風力発電機14基が稼働することによって、周辺の地元集落の住宅等がシャドーフリッカーの範囲に入って、住民が風車の影の明暗により不快感を覚える可能性が高いため。</p> <p>○計画地の東西の山幅は約1.5～2.0kmで、あり、風力発電機の建設位置の変更等によっても、風車の影の影響を回避することは困難であるため。</p>
121	<p>③「2-(3)鳥類に対する影響」について、「イヌワシ等希少猛禽類への環境影響を回避又は極力低減するよう、必要に応じて環境保全措置を検討します」と記載されているが、「P4-3-32(243)」に係る当方意見のとおり、風力発電機が一旦建設・稼働された後に計画地周辺で生息・飛翔するクマタカなど絶滅危惧種を含む鳥類のバードストライクによる影響を回避することは困難である。</p> <p>【理由】</p> <p>○大規模な風力発電機が一旦建設・稼働された後に、14基の約80～130mの回転直径があるブレードが高速回転する中で、計画地一帯で、生息・飛翔するクマタカなどの絶滅危惧種を含む鳥類がこれを避けながら飛ぶことは、全国の実例からも困難であるため。</p> <p>○計画地の東西の山幅は約1.5～2.0kmであり、風力発電機の建設位置の変更等によっても、クマタカなど鳥類の生息域の中でバードストライクの影響を回避することは困難であるため。</p>
122	<p>P6-1-2(295) [主な地域特性]</p> <p>①「表6.1-2 主な地域特性」の「大気環境」について、「対象事業実施区域から約0.5kmに逢坂小学校が存在している…」と記載されているが、「その他、事業実施想定区域から約2.0km以内に環境保全上配慮が特に必要な施設が、図4.3.1-1のとおり多数存在する」を追加記載すべき。</p>
123	<p>②「動物、植物、生態系」について、「動物の注目すべき生息地は存在しない」と記載されているが、クマタカの生息情報はH29年9月3日付けの質問書及びH29年9月18日の地元説明会、H29年9月30日の事業説明会(鳥取市青谷総合支所)でも自然電力(株)に情報提供しており、動物に係る主な地域特性として記載すべき。</p>
124	<p>③「景観、人と自然の触れ合いの活動の場」の「景観」について、「P3-1-112(129)」・「P3-1-114(131)」・「P4-1-2(207)」・「P4-2-1(211)」・「P4-3-59(270)」に係る当方意見の各箇所を加えるべき。</p> <p>「人と自然の触れ合いの活動の場」については、「P3-1-117(134)」・「P4-2-1(211)」に係る当方意見のとおり各地点(長尾山コース、碓原)を入れるとともに、事業実施想定区域内の農林畜産業に係る土地利用も特性として明記すべき。</p>
125	<p>④第6章には「対象事業実施区域」と統一して記載されているが、本方法書における「事業実施想定区域」との使い分けが分からない。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その23)

No.	意見内容
126	<p>P6-1-4(297) [評価項目の選定]</p> <p>①「P4-1-2(207)」に係る当方意見のとおり、次の項目を選定すべき。</p> <p>○「景観」には、「施設の稼働」も選択すべき。</p> <p>なお、調査・予測・評価に当たっては、「P3-1-112(129)」・「P3-1-114(131)」・「P4-1-2(207)」・「P4-2-1(211)」・「P4-3-59(270)」に係る意見の各箇所を加えるべき。</p> <p>○「景観」における「施設の存在」及び「施設の稼働」の調査・予測・評価は、「P4-3-63(274)」に係る当方意見(③)のとおり、日中だけでなく「夜間」における「景観」も対象とすべき。</p> <p>○「人と自然の触れ合いの活動」には、「施設の稼働」も選択すべき。</p> <p>○「人と自然の触れ合いの活動」の予測・評価に当たっては、「P3-1-117(134)」・「P4-2-1(211)」に係る当方意見の各地点を加えるべき。</p> <p>なお、事業実施想定区域内にある次の場所については、特に厳正な予測・評価を行うべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長尾鼻から計画区域内を五本松地区に向かつて走る広域農道等(長尾山コース)の各地点(各風力発電機の計画地点前後など、多数の調査ポイントを設定する) ・碓原地区内の各地点(風力発電機の計画地点周辺に多数の調査ポイントを設定する) ・農林畜産業が営まれている土地
127	<p>P6-1-7(300) [評価項目の選定]</p> <p>①「P4-1-2(207)」及び「P6-1-4(297)」に係る当方意見のとおり、次の項目を選定すべき。</p> <p>○「景観」には、「施設の稼働」も選択すべき。</p> <p>○「人と自然の触れ合いの活動」には、「施設の稼働」も選択すべき。</p>
128	<p>P6-2-15(315) [調査・予測・評価の手法] [騒音]</p> <p>①「2. 調査の基本的な手法」として、「風況観測塔」の「10m高さと40m高さの2つの位置」と記載されているが、その手法では事業実施想定区域から2.0kmの範囲に存在する環境保全上の嚴重な配慮が特に必要な合計2,560戸の住宅等で現実に発生する騒音・低周波音の影響程度の把握は困難である。</p> <p>【理由】</p> <p>○風力発電機は、南北約5km、東西約3kmにわたり、14基・14か所に建設・稼働する計画であるにも関わらず、観測塔は1基・1カ所(実際の風力発電機の高さ等と異なる)のみであり、風力発電機の稼働基数14基が同時稼働した場合の近隣集落・居住地への影響を把握できない調査方法であること。</p> <p>○風力発電機は高さ約120~150m、ブレードの回転直径約80~130mであるにも関わらず、測定位置は「10m高さと40m高さの2つの位置」とされ、現実に発生する騒音・低周波音の影響を把握できない調査方法であること。</p> <p>○標高約170~200mの山の高台から、さらに高さ約120~150mの風力発電機14基が稼働することによる谷間の近隣集落・居住地への影響を把握できない調査方法であること。</p> <p>○風力発電機に東西の山から固まれる谷間の集落など、音が反響しやすい地形特性を踏まえた影響を把握できない調査方法であること。</p> <p>○そもそも自然電力(株)は、現在、鳥取県の補助制度で事業可能性調査(風況調査、観測ポール1本、H29年4月~H30年4月)を行っているが、年ごとに変化もある実際の現地における風況をも把握していない状況であること。</p> <p>○シュミレーションに依存した環境影響の予測・評価を行っており、「P7-2-14(405)」の「事業主体が民間事業者であること、風力発電事業の実施を前提としていること」との基本姿勢のとおり、現実の環境影響と講離した予測・評価が行われていること。</p> <p>なお、本計画に係る調査方法、及びシュミレーションによる予測・評価の方法及び結果については、専門の第三者機関による厳密な検証が必須である。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その24)

No.	意見内容
129	<p>②「4. 調査地点」は、「11 地点」と記載されているが、「P4-2-1(211)」・「P4-3-1(212)」・「P4-3-2(213)」・「P4-3-6(217)」・「P4-3-7(218)」・「P4-3-8(219)」・「P4-3-9(220)」に係る当方意見の各地点を加えるべき。</p> <p>【理由】 最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>
130	<p>③「風況は、……風況観測地点において測定する」と記載されているが、前記①の意見のとおり自然電力(株)の調査・予測・評価の方法では現実の環境影響を把握することは困難であり、実際の状況に近い調査方法により、計画地周辺の各集落等に観測地点を設置した調査・予測・評価が必要である。</p> <p>なお、調査・予測・評価の方法及び結果は、専門の第三者機関による厳密な検証が行われるとともに、計画地周辺の各集落等に提供・公表される必要がある。</p>
131	<p>P6-2-16(316) [調査・予測・評価の手法]騒音</p> <p>①「5. 調査期間等」に、「2 季について・」と記載されているが、全国の騒音・低周波音に係る苦情等は年間を通じて発生しており、年間を通じて調査される必要がある。</p> <p>【参考】「風力発電所に係る環境問題の発生状況(H23 年 6 月環境省総合環境政策局)」 ・年中が 16 か所(25%)、冬が 13 か所(20%)、夏が 7 か所(11%)、春が 3 か所(5%)</p> <p>なお、自然電力(株)は、事業可能性調査(風況調査)自体が未だ終了していない段階であり、まず地元地域・住民に悪影響が生じない事業可能性を十分に把握した上で、当方意見のとおり確実な調査手法と調査地点を確保する必要がある。</p>
132	<p>②「6. 予測の基本的な手法」の具体的な手法が不明であり、明記すべき。</p> <p>「A 地区、B 地区の複合影響についても予測を行う」と記載されているが、具体的に現地においてどのような手法によるものか明記すべき。また、複合影響の現地調査の手法と予測・評価の手法と、その科学的根拠と現地実証データを示すべき。</p>
133	<p>③「8. 予測地点」は、「11 地点」と記載されているが、「P6-2-15(315)」に係る当方意見②のとおり各地点の調査・予測・評価を行うべき。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>
134	<p>④「10 評価の手法」に、「実行可能な範囲で回避又は低減されており」の記載があるが、自然電力(株)の立場ではなく、地元地域・住民にとって全く影響がないことを前提として明記すべき。【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>
135	<p>P6-2-17(317) [調査・予測・評価の手法]低周波音(超低周波音を含む)</p> <p>①「2. 調査の基本的な手法」について、具体的な現地調査の手法が不明である。</p> <p>事業実施想定区域から 2.0km の範囲に存在する環境保全上の嚴重な配慮が特に必要な合計 2,560 戸の住宅等への現実に発生する低周波音の影響程度の把握ができる手法を明記すべき。</p> <p>【理由】「P6-2-15(315)」に係る当方意見のとおり</p>
136	<p>②「4. 調査地点」は、「11 地点」と記載されているが、「P6-2-15(315)」に係る当方意見の各地点を加えるべき。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>
137	<p>P6-2-18(318) [調査・予測・評価の手法]低周波音(超低周波音を含む)</p> <p>5. 調査期間等」に、「2 季について…」と記載されているが、全国の騒音・低周波音に係る苦情等は年間を通じて発生しており、年間を通じて調査される必要がある。</p> <p>【参考】「風力発電所に係る環境問題の発生状況(H23 年 6 月環境省総合環境政策局)」 ・年中が 16 か所(25%)、冬が 13 か所(20%)、夏が 7 か所(11%)、春が 3 か所(5%)</p>
138	<p>②「8. 予測地点」は、「11 地点」と記載されているが、「P6-2-15(315)」に係る当方意見の各地点を加えるべき。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>
139	<p>③「10. 評価の手法」に、「実行可能な範囲で回避又は低減されており」の記載があるが、自然電力(株)の立場ではなく、地元地域・住民にとって全く影響がないことを大前提として明記すべき。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その25)

No.	意見内容
140	<p>P6-2-30(330) [調査・予測・評価の手法] 風車の影</p> <p>① 「4. 調査地点」は、「風力発電機設置位置に近い住宅等」と記載されているが、「P4-3-11(222)」に係る当方意見のとおり風車の影の影響範囲を拡大し、影響がある集落の住宅等、学校・病院、その他について確実な調査・予測・評価がなされる必要がある。</p> <p>また、その調査・予測・評価の方法及び結果は、専門の第三者機関による厳密な検証が行われるとともに、計画地周辺の各集落等に提供・公表される必要がある。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>
141	<p>② 「5. 調査期間等」に、「年1回の調査」と記載されているが、年間を通じて調査される必要がある。</p> <p>【理由】太陽の運行は年間を通じて変化し、年間を通じて最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>
142	<p>③ 「7. 予測地域」に「各風力発電機から2kmの範囲」と記載されているが、「P4-3-11(222)」に係る当方意見のとおり風車の影の影響範囲を拡大し、影響がある集落の住宅等、学校・病院、その他について確実な調査・予測・評価がなされる必要がある。</p>
143	<p>④ 「8. 予測地点」は、「4. 調査地点」と同じ」と記載されているが、「P4-3-11(222)」に係る当方意見のとおり風車の影の影響範囲を拡大し、影響がある集落の住宅等、学校・病院、その他について確実な調査・予測・評価がなされる必要がある。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>
144	<p>⑤ 「10 評価の手法」に、「実行可能な範囲で回避又は低減されており」の記載があるが、自然電力(株)の立場ではなく、地元地域・住民にとって影響がないことを明記すべき。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>
145	<p>P6-2-32(332) [調査・予測・評価の手法] 動物</p> <p>① 「5. 調査期間等」の「希少猛禽類」について、「月1回3日間程度の調査を基本とし」と記載されているが、広範囲な対象事業実施想定区域の全域及びその周辺について、詳細・確実な調査データが得られる十分な態勢・期間で現地調査を行う必要がある。</p>
146	<p>② 約80～130mの回転直径があるブレードが高速回転する中で、計画地周辺を飛翔するクマタカなど絶滅危惧種を含む鳥類への影響(バードストライク)の回避・低減が困難な現状の中で、生息調査によってどのような具体的対策に結び付けようとしているのか不明である。</p>
147	<p>P6-2-33(333) [調査・予測・評価の手法] 動物</p> <p>① 「9. 評価の手法」に、「影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されており」の記載があるが、自然電力(株)の立場ではなく、特にクマタカなど絶滅危惧種の猛禽類を含む多種多様な鳥類が生息する自然環境に影響を与えないことを前提として明記すべき。</p> <p>なお、約80～130mの回転直径があるブレードが高速回転する中で、計画地周辺を飛翔するクマタカなど絶滅危惧種を含む鳥類への影響(バードストライク)の回避・低減が困難な現状の中で、「影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されており」との記載は、現実と異なる。</p>
148	<p>② 「P6-2-32(332)」の「3. 調査地域」に「現地調査の動物の調査範囲」について、「クマタカの非営巣期高利用域の半径1.5km程度の範囲とした」と記載されているが、計画地の東西の山幅は1.5～2.0kmであり、高利用域とされる半径1.5km=直径3.0km程度は山幅を超える範囲となり、事業実施想定区域のほとんどが高利用域に含まれる可能性が高い。</p> <p>実際に事業実施想定区域の各所で目撃されているクマタカについて、バードストライクを回避するのは困難であり、「影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されており」と記載することはできない。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その26)

No.	意見内容
149	<p>P6-2-55(355) [調査・予測・評価の手法]生態系</p> <p>① 「9. 評価の手法」に、「影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されており」と記載されているが、自然電力(株)の立場ではなく、特にクマタカなど希少種を含む猛禽類を生態系ピラミッドの頂点とする当地域の自然生態系に影響がないことを前提として、科学的根拠をもって明記される必要がある。</p> <p>なお、約80～130mの回転直径があるブレードが高速回転する中で、計画地周辺を飛翔するクマタカなどの希少種を含む猛禽類を生態系ピラミッドの頂点とする鳥類への影響(バードストライク)の回避・低減が困難な現状の中で、「影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されており」との記載は、全国の現実とは異なる。</p>
150	<p>P6-2-63(363) [調査・予測・評価の手法][景観]</p> <p>① 「4. 調査地点」は、「主要な眺望点15地点、日常利用地点からの眺望点19地点」と記載されているが、「P3-1-12(129)」・「P3-1-114(131)」・「P4-1-2(207)」・「P4-2-1(211)」・「P4-3-59(270)」に係る当方意見の各地点を加えるべき。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>
151	<p>P6-2-64(364) [調査・予測・評価の手法][景観]</p> <p>① 「施設の存在」だけでなく、「施設の稼働」を加えるべき。</p>
152	<p>② 「5. 調査期間等」の現地調査は「好天日1日」と記載されているが、「P4-3-63(274)」に係る当方意見(③)のとおり、日中と同様に「夜間」も行うべき。</p> <p>なお、その調査・予測・評価は、「P6-2-63(363)」に係る当方意見の各箇所について行われる必要がある。</p> <p>【理由】</p> <p>航空法の規定により「航空障害灯」の点灯・明滅が義務付けられており、集落・居住地から約500～1,000mの距離にある山の稜線上に、夜間等において風力発電機の人工的な光が点灯・明滅することにより、特に夜間の景観が大きく変化するため。</p> <p>なお、鳥取県は、美しい星空を維持して教育や観光に生かす「星空保全条例」の制定に向けて「星空県」として暗くきれいな夜空を守る取組を進めている中で、本計画はこれに逆行して西因幡地域各所からの夜間景観(星空)の質的低下を来たすものであるため。</p>
153	<p>③ 「8. 予測地点」は、「4. 調査地点」の調査結果から、地形改変及び施設の存在による影響が大きい地点」と記載されているが、「P6-2-63(363)」に係る当方意見の各箇所(日中及び夜間)について全て予測地点とすべき。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>
154	<p>④ 「9. 予測対象時期等」は、「全ての風力発電施設等が完成した時期とする」と記載されているが、完成後に予測するとはどういう意味か不明である。</p> <p>景観への影響が生じないよう、「P6-2-63(363)」に係る当方意見の各箇所(日中及び夜間)について、予め確実に予測評価する必要がある。</p> <p>また、その調査・予測・評価の方法及び結果は、専門の第三者機関による厳密な検証が行われるとともに、計画地周辺の各集落等に提供・公表される必要がある。</p>
155	<p>⑤ 「10. 評価の手法」に、「影響が、実行可能な範囲で回避又は低減されており」の記載があるが、自然電力(株)の立場ではなく、地元地域・住民にとって全く影響がないことを前提として明記すべき。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>
156	<p>⑥ 「表6.2-1(52)景観の調査地点の設定根拠」として、「P6-2-63(363)」に係る当方意見の各地点(日中及び夜間)について示すべき。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>
157	<p>P6-2-66(366) [調査・予測・評価の手法]人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>① 「施設の存在」だけでなく、「施設の稼働」を加えるべき。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その27)

No.	意見内容
158	<p>②「4. 調査地点」は、「2 地点」と記載されているが、事業実施想定区域内にある「P3-1-117(134)」・「P4-2-1(211)」・「P4-3-72(283)」・「P4-3-73(284)」・「P4-3-74(285)」に係る当方意見の各地点(長尾山コース、碓原)とし、実際の現地における調査・予測・評価を行うべき。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺を利用する地元住民等であるため</p>
159	<p>③「5. 調査期間等」の現地調査は「1 回実施」と記載されているが、前記②のとおり各地点での調査・予測・評価が必要であり、月に数日程度など現地における確実な調査を行うべき。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺を利用する地元住民等であるため</p>
160	<p>P6-2-67(367) [調査・予測・評価の手法]人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>①「8. 予測地点」は、「4. 調査地点」において現地調査を実施した地点のうち、調査結果を踏まえて・・・と記載されているが、「P6-2-66(366)」に係る当方意見の各地点での調査・予測・評価が必要であり、月に数日程度など現地における確実な調査を行うべき。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは、計画地周辺を利用する地元住民等であるため</p>
161	<p>②「10. 評価の手法」に、「影響が、実行可能な範囲で回避又は低減されており」の記載があるが、自然電力(株)の立場ではなく、地元地域・住民等にとって全く影響がないことを大前提として明記すべき。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは、計画地周辺を利用する地元住民等であるため</p>
162	<p>③「10. 評価の手法」に、「山陰海岸ジオパーク認定の理念との整合性について検討する」と記載されているが、「西因幡山地学術調査報告書」に「特に湾曲しながら日本海に突き出す全長約12kmにおよぶ長尾鼻台地の地形は特徴的できわだっている。」とも述べられているとおり、事業実施想定区域一帯は山陰海岸ジオパークの重要地の一つであり、特徴ある優れた景観とともに後世に引き継がれるべき土地である。</p> <p>その土地を土台として高さ約120~150mの風力発電機が多数建設・稼働することは、世界ジオパークの価値を確実に低下させ、「山陰海岸ジオパーク認定の理念との整合性」を保つことは現時点でも困難であると予測・判断でき、地域振興上も問題が大きい。</p>
163	<p>④「表6.2-1(55)人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点の設定根拠」として、「P6-2-66(366)」に係る当方意見の各地点について示すべき。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺を利用する地元住民等であるため</p>
164	<p>P7-2-14(405) [複数案の設定:ゼロオプション]</p> <p>①「(4)複数案の設定について」として、「事業主体が民間事業者であること、風力発電事業の実施を前提としていることから、ゼロオプションに関する検討は現実的でないと考えられるため、本配慮書ではゼロオプションを設定しない」と記載されているが、各環境要素に係る当方意見のとおり、本事業計画は地元地域・住民の生活環境などに重大な影響を与えるもの、と現時点でも予測・評価でき、「ゼロオプション(何もしないという選択肢)」は重要かつ現実的な選択肢として「複数案」に含まれる必要がある。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集落民家等から約500~1,000mの距離の山の高所(標高約170~200m)に、集落を見降ろす形で高さ約120~150mの風力発電機14基が稼働することによって、「騒音及び低周波音」・「景観」・「風車の影」・「自然触れ合い活動」・「バードストライク(鳥類・生態系)」に係る重大な環境影響が発生する可能性が極めて高いため。 ○計画地の東西の山幅は約1.5~2.0kmであり、風力発電機の建設位置の変更等によっても、これらの影響を回避することは困難であるため。
165	<p>P7-2-19(410) [計画段階配慮事項の討結果]騒音及び超低周波音</p> <p>①「表7.2-4(1)重大な環境影響が考えられる項目についての評価結果」について、「風力発電機までの距離の確保や配置計画」など「右に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価する」と記載されているが、「右に示された事項に留意すること」によっても、騒音及び低周波音(超低周波音を含む)の影響の回避・低減は困難である。</p> <p>【理由】P4-3-9(220)に係る当方意見のとおり</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その28)

No.	意見内容
166	②「騒音及び超低周波音」と記載されているが、「P4-1-1(206)」の当方意見のとおり本方法書における記載は、全て「騒音及び低周波音(超低周波音を含む)」と記載すべき。
167	P7-2-19(410)[風車の影] ①「風力発電機までの距離の確保や配置計画」など「右に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価する」と記載されているが、「右に示された事項に留意すること」によっても、風車の影に係る影響の回避・低減は困難である。 【理由】P4-3-14(225)に係る当方意見のとおり
168	P7-2-19(410)[動物] ①「風力発電機の配置、塗装」など「右に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価する」と記載されているが、「右に示された事項に留意すること」によっても、重要な種及び注目すべき生息地に係る影響の回避・低減は困難である。 【理由】P4-3-32(243)に係る当方意見のとおり
169	P7-2-19(410)[生態系] ①「風力発電機の配置、塗装」など「右に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価する」と記載されているが、「右に示された事項に留意すること」によっても、クマタカなど生態系ヒ。ラミッドの頂点に位置する猛禽類等への影響を、回避・低減は困難である。 【理由】P4-3-57(268)に係る当方意見のとおり
170	P7-2-19(410)[景観] ①「風力発電機の配置計画」など「右に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価する」と記載されているが、「右に示された事項に留意すること」によっても、景観への影響の回避・低減は困難である。 【理由】P4-3-68(279)に係る当方意見のとおり
171	P7-2-19(410)[人と自然との触れ合いの活動] ①「風力発電機の配置計画」など「右に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価する」と記載されているが、「右に示された事項に留意すること」によっても、人と自然との触れ合いの活動への影響の回避・低減は困難である。 【理由】P4-3-74(285)に係る当方意見のとおり
172	P7-2-22(413)[留意事項への対応方針]騒音及び超低周波音 ①「住居等から可能な限り隔離を確保」と記載されているが、「P4-3-6(217)」に係る当方意見のとおり、住居等から騒音及び低周波音(超低周波音を含む)の影響が生じない「隔離を確保」することは困難である。
173	②「その上でも重大な影響を回避できない場合には、設置基数の削減等の事業計画の見直しを行うこととする」と記載されているが、「P4-3-6(217)」の当方意見のとおり、周辺に多くの集落・居住地が存在する東西1.5~2.0kmの山幅の中で、住居等から騒音及び低周波音(超低周波音を含む)による影響を回避することは困難である。
174	③「騒音及び超低周波音」と記載されているが、「P4-1-1(206)」の当方意見のとおり、本方法書における記載は、全て「騒音及び低周波音(超低周波音を含む)」と記載すべき。
175	P7-2-22(413)[風車の影] ①「住居等から可能な限り隔離を確保」と記載されているが、「P4-3-14(225)」に係る当方意見のとおり、住居等から風車の影の影響が生じない「隔離を確保」することは困難である。
176	②「その上でも重大な影響を回避できない場合には、設置基数の削減等の事業計画の見直しを行うこととする」、「風力発電機の設置位置の変更及び設置台数の調整を行う」と記載されているが、「P4-3-14(225)」に係る当方意見のとおり、東西1.5~2.0kmの山幅の中で、住居等から風車の影による影響を回避することは困難である。

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-1 (その29)

No.	意見内容
177	<p>P7-2-22(413)[動物]</p> <p>①「重大な影響が予測された場合には、事業性確保の上で、基数の削減、塗装条件の変更…」と記載されているが、「P4-3-32(243)」に係る当方意見のとおり、クマタカなど絶滅危惧種を含む鳥類への影響を回避・低減することは困難である。</p> <p>また、「重大な影響が予測された場合には、事業性確保の上で」、「環境影響について回避・低減を優先的に検討することとした」との記載は、相矛盾するものであり不適切である。</p>
178	<p>P7-2-23(414)[生態系]</p> <p>①「重大な影響が予測された場合には、事業性確保の上で、基数の削減、塗装条件の変更…」と記載されているが、「P4-3-57(268)」に係る当方意見のとおり、クマタカなど絶滅危惧種を含む猛禽類等が生態系ピラミッドの頂点に位置する当地の自然生態系への影響を回避・低減することは困難である。</p> <p>また、「重大な影響が予測された場合には、事業性確保の上で」、「環境影響について回避・低減を優先的に検討することとした」との記載は、相矛盾するものであり不適切である。</p>
179	<p>P7-2-23(414)[景観]</p> <p>①「住居等から可能な限り隔離を確保」と記載されているが、「P4-3-68(279)」に係る当方意見のとおり、景観への影響が生じない「隔離を確保」することは困難である。</p>
180	<p>②「その上でも重大な影響を回避できない場合には、設置基数の削減等の事業計画の見直しを行うこととする」と記載されているが、「P4-3-68(279)」に係る当方意見のとおり、周辺に多くの集落・居住地が存在する東西1.5～2.0kmの山幅の中で、景観への影響を回避することは困難である。</p>
181	<p>P7-2-23(414)[人と自然との触れ合いの活動]</p> <p>①「重大な環境影響のおそれが予測された場合には、工事車両運搬ルートの変更等必要に応じて事業計画の見直しを行う」と記載されているが、「P4-3-74(285)」に係る当方意見のとおり、事業実施想定地域内にも農林畜産業や自然触れ合いに訪れる地元住民等がいる中で、当該対応により自然触れ合い活動への影響を回避することは困難である。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-2 (その1)

受領	平成29年10月27日
記載	平成29年10月25日
特記	事業計画全般に係る地元地域・住民の意見(H29.9.18山根公民館、H29.9.30青谷町総合支所ほか)
No.	意見内容
1	<p>計画の進め方、事業適地の判断</p> <p>①自然電力(株)は、現在、鳥取県の補助制度で事業可能性調査(風況調査、観測ポール1本、H29年4月～H30年4月)を行っているが、風況調査が終了していない段階で、環境影響評価手続きを開始している。日置地区区長会から鳥取県に質問したところ「事業可能性調査の結果により、事業化の取りやめを選択することはあります」との回答(H29年9月25日付け)をいただいているが、この現地調査(H29年5月～H30年4月)も終了しておらず事業可能性が不明な段階で、地権者説明や環境影響評価の手続きを進めていることは不適切である。</p> <p>そのような段階で環境影響評価の手続きを開始し、方法書の公告・縦覧後に地元地域・住民が計画の存在を知って、否応なしに手続きに沿った対応を求められることは極めて理不尽な進め方である。</p>
2	<p>②自然電力(株)は、環境影響評価手続きを開始した直後(方法書の公告・縦覧途中)から、当初2年の風況観測期間を1年(H29年5月～H30年4月)に短縮しているが、経営自体に直結する現実の風況観測を終えることなく、シュミレーションのみで事業可能性調査(H29年5月～H30年4月)の結果を待たずに地権者説明や環境影響評価手続きを進めることは不適切である。</p>
3	<p>③大規模な風力発電機の建設・稼働で、地元の生活環境や地域づくりへの影響が大きい事業であれば、構想の時点で地元自治体や集落と予め十分に協議した上で進めるべき。</p> <p>事業者(福岡県)が地元と予め協議等を行うことなく、土地所有者との調整や環境影響評価手続きを開始していることなど、スタート時点から大きな問題がある。</p>
4	<p>④風力発電機の計画地は居住地周辺(水平距離:約500～1,000m)であり、「好風況の地形、整備された道路、電力系統」のみの条件で計画を進めているが、地域住民の生活環境等への影響も重要な条件として、当初から立地の適否をまず考えてから進めるべきである。</p>
5	<p>⑤「環境影響の回避・低減と事業採算性が両立する風力発電機の位置・規模を決定する」との回答であるが、計画地の東西の山幅は1.5～2.0kmほどしかなく、環境影響を回避・低減できる余地は残されていない。</p>
6	<p>⑥集落との距離について、H29年9月3日付けで自然電力(株)に回答を依頼したところ、H29年9月13日付けの回答文書及び9月18日の地元説明会においても「現地調査が必要なため、調査後に示す」との回答・説明であり、地元地域・住民に具体的な情報提供がないまま現在に至っている。</p> <p>当初から地元地域・住民の生活環境等への影響を考慮される事業者であれば、まずはじめに「事業適地の判断」に必要な重要事項として地元への環境影響を把握されるべきである。</p>
7	<p>⑦既に事業者が環境アセスメントの手続きを開始され、その後で地元住民が方法書・準備書・評価書の各段階の手続きで、住民が情報を得ることや専門的な分厚い書類を読み解くのはとても困難である。</p> <p>地元の状況を把握していない事業者が、突然に環境影響評価の手続きを開始され、地元地域・住民が手続き途中で計画の存在を知らされて、その手続きに着いていかざるを得ないのは極めて理不尽であり、地方自治の在り方としても問題は大きい。</p>
8	<p>⑧自然電力(株)の社内では最初から15基の構想があった中で、3基から地権者に説明して15基に増加させる進め方に問題がある。さらに短期間で風力発電機の規模を拡大している。</p> <p>居住地との距離は約500～1,000mと非常に近い位置であるにも関わらず、風力発電機の規模・基数等の計画が、日を追うごとに拡大・増加させる進め方がとても懸念される。</p> <p>[基数](～3月)3基→(4月～)15基 [高さ](8月2日)121m→(9月18日)約120～150m [ローター直径](8月2日)86m→約80m～(9月18日)130m</p>
9	<p>⑨自然電力(株)の風力発電に係るこれまでの実績について、佐賀県唐津市で市・地元と協議会を設置して風力発電(2基)を進めているが、地元住民の生活環境や地域振興への影響が極めて大きい事業であるにも関わらず、当地の計画では県や市の関与はない。</p> <p>地方自治体の担保・保証は全くない。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-2 (その2)

No.	意見内容
10	⑩本来、構想段階で地元自治体・地元地域と事前に相談されるべきものである。 この事業により、地元住民の生活環境や地域づくりが岐路にある。
11	地元地域・住民の生活環境への影響 ①「風力発電機各号機と最も近い周辺各集落の家屋等の最短水平距離」について山根地区から自然電力(株)に回答を依頼(H29.9.3)したが、「調査後に示す」との回答のまま現在に至っている。
12	②H29年9月18日の地元説明会(山根公民館)で、騒音・低周波音については「民家から500m以上を確保しているから問題ない」、「500mは世界的にも厳しい、基準で大体いける」などの回答・説明があったが、それ以上の距離で苦情が寄せられている事例は全国に多数ある。約2kmは影響するとの情報も得ている。 「風力発電所に係る環境問題の発生状況(H23年6月環境省総合環境政策局)」では、1,200m範囲で苦情が多数あり、1,500m以上でも苦情が発生していると報告されている。近隣に多くの集落・居住地が存在する計画地の東西の山幅は約1.5~2.0kmであり、どこで風力発電機が建設・稼働しても近隣集落・住民への影響を回避することは困難である。東西の山幅は1.5~2.0kmしかない。山根・早牛集落は東西の風力発電機に挟まれる。 そもそも当地は風力発電の適地ではない。
13	③ JR山陰本線を通る列車の枕木の音が5kmほど離れた早牛・山根集落まで聞こえてくる。1羽のフクロウやアカショウビンの鳴き声が、集落中で聞こえる。子どもの大きな声も木霊す。 このような集積・反響しやすい特有の地形条件から、騒音・低周波音による日常生活への被害の可能性が高い地域であり、地元住民の不安は大きい。
14	④風力発電機が計画されている山の東西幅は約1.5~2.0kmであり、標高約170~200mの高台からさらに約120~150mの風力発電機が立ち上がって居住地域を見下ろす形になり、そもそも騒音等の影響が避けられる可能性はほとんどない。 日常生活で見続ける風景・景観への影響も大きい。 居住地に近い計画は、そもそも不適切である。 ※「標高(170~200m)」+「風力発電機の高さ(120~150m)」 :約290~350m ※「風力発電機」と「居住地」との水平距離:約500~1,000m ※計画地の山の東西幅:約1.5~2.0km
15	⑤「調査で影響が出れば位置を変える」との説明だったが、山の東西幅は1.5~2.0kmで、影響を回避・低減できる余地は残されていない。計画自体に無理がある。
16	⑥騒音等の「健康被害が出れば即対応する」、「うるさいときは、その機体を止める」「影響が生じた場合には、対話して対応を検討する」との説明であったが、影響が出てからでは遅い。風力発電機が建設・稼働してからではもう遅い。
17	⑦風力発電事業を進めるため説明のみで、風力発電の負の影響に係る情報が全くない。 計画地の東西の山幅は1.5~2.0kmほどしかなく、周辺の集落等への影響は避け難い。 風力発電の建設後に全国各地で問題が生じているが、その具体的な事例情報を提供・説明される必要がある。
18	⑧この地元でずっと住み続ける。静かな環境や落ち着いた風景が好きで帰ってきた。 この風力発電事業への不信感が消えない。住民意見をくみ取って計画を止めてください。 風力発電機を建てないでください。(Uターンしてきた因州和紙の若い後継者等)
19	⑨「地元で貢献できる発電所を目指す」との一方で、騒音など地域住民の生活環境への「影響はゼロにはならないが、できるだけ小さくする」との説明だったが、生活環境に少しでも影響があるなら風力発電は要らない。計画を進められては困る。
20	⑩「(悪影響が)万一発生した場合には、地域住民の皆様と対話して検討する」と回答・説明されたが、いったん風力発電機が建設されたら撤去は困難になり、景観等に悪影響を与え続ける負の遺産になる。
21	⑪クマタカなどの希少な猛禽類等が生息する場所で、バードストライクを防ぐ方法として、ブレードに着色、テレビカメラを設置して風車を止めることを研究中などの回答・説明があったが、多種類かつ多数の鳥類が四季を通じて飛んでいる場所での対応は困難ではないか。

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-2 (その3)

No.	意見内容
22	⑫構想当初から地元地域・住民と十分に話をしてきたら、会社として当地で事業計画を進めなかったのではないか。 居住地に近く集落に固まれたこの一帯は、風力発電の適地ではない。
23	地域資源を活かした地域づくりへの影響 ①当地区は、環境省の「残したい“日本の音風景100選”の「因州和紙の紙すき」に指定されており、伝統産業としての「因州和紙」づくりの背景となる環境・風景が失われる。 風力発電機の建設・稼働は、騒音・低周波音や風景・景観への影響が大きい。 当地への計画は認められない。
24	②大規模な風力発電機の設置・稼働は、青谷上寺地遺跡・ジオパーク・因州和紙など、特色ある自然・風景・歴史・文化・産業を活かした地域振興に大きな支障を来す。
25	③青谷上寺地・ジオパークに加えて山陰道の開通も間近となり、これから西因幡地域の特性を活かした取組が始まる中で、風力発電機の建設によって地域振興の基盤が壊れる。
26	④ジオパークは専門家に聞いて対応するとの説明だが、重要なジオパークエリアの高所に風力発電機を建設すること自体に問題がある。鹿野の住民もこの計画を承知しているか。この計画の情報は、周辺地域・住民に伝わっていない。
27	⑤風力発電機の「撤去費用は事業期間内において積み立てる」との一方で、「事業運営に要する1年当たりの経費、売電収入の見込み額(年額)」は「現時点では未定でございます」、「風力発電機の撤去・原形復旧に要する経費は、今後の詳細検討において算出します」、「更新費用の抛出方法は現時点では未定」、「事業運営経費および売電収入は現時点では未定」など不明瞭・不確実な回答・説明のみであり、「事業者の責任において・・・事業者の責任において地元住民の皆様を理解いただけるよう説明がなされるべきもの(鳥取県の回答)」とはかけ離れた状況にある。
28	⑥当初20年の耐周年数を予測していた風力発電機のメンテナンス費用が、指数関数的に増加して膨大なコストを要して10年に満たない年数で採算が悪化して発電自体を見直す自治体も全国にある。 風力発電機の撤去・原形復旧には、1基当たり数千万円(5千万円×14基=7億円)を要す。 そのような状況もある中、「撤去費用は事業期間内において積み立てられます」、耐周年数は保守点検で「一般的に言われている20年」を前提に「20年間はお世話する」との回答・説明だが、落雷事故や長年の風雪によって実際の耐周年数が仮に10年(実際の事例)になれば、収支は相当に厳しくなり、「利益は地元への還元する」、「撤去費用は事業期間内において積み立てる」などの回答・説明どおりの対応も困難になると予測される。 採算可能な耐周年数が、仮に県内事例の10年程度となった場合にどのような事業運営となり、事業者の継続性、会社運営の継続性が確保されて、風力発電機の放置等に繋がらないことが担保・保証されるのか不明である。
29	⑦風力発電機が放置された場合、地元周辺集落及び西因幡地域の風致・景観に悪影響を与える。日中のみならず夜間の光の点滅による景観への重大な悪影響が続くとともに、今後の地域づくりにとって負の遺産化する可能性がある。
30	その他 ①風力発電機と各集落の最近接家屋の距離について自然電力(株)に質問(H29.9.3)したが、「調査後にお示しする」との回答・説明で、現在も情報はない。 事業推進に係る説明のみで、地元地域・住民にとって負の要因になる情報提供はない。 経済産業大臣の意見として「地域住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと」とされているが、自然電力(株)からの説明は同意見から程遠い状況が続いている。
31	②地元説明会(H29.9.18、山根公民館)では、懸念・反対の声が相次ぎ、山根評議員会としても本事業計画に「同意できない、生活環境等への影響が大きく反対」の旨を事業者にもその場で伝えている。

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見3-2 (その4)

No.	意見内容
32	<p>③ 9月29・30日に鳥取市気高町・鹿野町・青谷町で説明会が開催されたが、1時間ほどの事業概要と環境影響が少ない旨の説明(資料も同様)であり、風力発電機と集落・住居との距離など環境影響の程度に関連する具体的な資料は全く示されなかった。</p> <p>このため、青谷町総合支所での説明会(9/30)では、地元で別途資料を印刷配布せざるを得ない状況となった。</p> <p>なお、同説明会では、地元住民から騒音・低周波音、景観、地域づくりへの影響などを懸念する声が相次ぎ、この風力発電計画に賛同する声はなかった。地元地域・住民への情報提供が行われていないことを不安視する意見も強かった。</p>
33	<p>④ 9月18日に地元説明会(山根公民館)、及び9月30日の事業説明会(青谷町総合支所)でも、当地に「好風況の地形、道路、電力系統」が存在したこのみをもって風力発電の「適地」と判断したとの回答・説明がなされたが、会場から「適地とは、地元地域・住民の生活環境等も含めて当初から考えるべきもの」、「周辺に多数の集落・民家がある東西1.5～2.0kmしかない山の高台に、風力発電機を多数建設・稼働させれば、地元地域・住民の生活環境等への影響が大きいことは現時点でも十分に想定できる」、「会社としてのコンプライアンスに疑問」など懸念する意見が多数あった。この計画に賛同する意見はなかった。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見4

受領	平成 29 年 10 月 30 日
記載	平成 29 年 10 月 25 日
No.	意見内容
1	青谷町風力発電事業 自然電力(株)、資本金、従業員数、売上高、業務内容
2	最近発電事業をされた所はどこですか。
3	今回の総事業費はいくらか。
4	収支計画はどうですか。
5	国、県より補助金はありますか。
6	今回の計画 1. 当地が選ばれた理由 風が強いとされるが他の場所と比べてどれくらい強いのか。
7	2. 規模は適正か。 14 基が必要なのか。
8	3. 赤線内の地域をすべて借り上げるのか。 地権者は OK しているのか。
9	4. 輸送経路 道路新設はあるか 幅何メートルの道路になるか。 長尾から入る道は狭いが拡幅はあるか。
10	5. 超低周波音や騒音はどうか。 風力発電の超低周波音はどの程度か数値で示してほしい。 人体に影響はないか。
11	6. 風車は 20 年経てば撤去されるが、再度新しく風車が建つのか。
12	環境アセスメント 1. 自然的状況 自然環境に恵まれており、開発により自然が壊れないかと心配する。
13	2. 社会的状況 山間地で人口は少ないが土地利用、水域等の利用等環境保全に留意する。
14	3. 環境への影響 1. 工事の実施 工事用資材等搬入出時、大型車両が通行する時の影響(何トン車)
15	2. 土地又は工作物の存在及び供用 地形の改変や風力発電機の存在によって発生する可能性がある影響、どんなことが想定されるか。
16	4. 項目の選定 1. 自然的構成要素 イ. 大気質、騒音及び超低収音波、振動、水質、水象、地形及び地質、その他 ロ. 生物の多様性の確保及び、自然環境の体系的保全動物、植物、生態系 ハ. 人と自然との豊かな触れ合いの確保 ニ. 環境への負荷の量の程度 これらの予備調査の結果は、どうであったか。
17	調査結果はいつ報告されますか。中間報告はありますか。

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見5

受領	平成 29 年 10 月 31 日
記載	—
No.	意見
1	<p>1) 規模について</p> <p>高さ 150 メートルは 50 階建てのマンションに相当します。ブレードの長さ 130 メートルは、ジェット機 1 台分の長さです。このような巨大なものが 15 基も、例え山の上であろうと自然環境の良いこの青谷町に立つということは到底受け入れられるものではありません。</p>
2	<p>2) 稀少動物について</p> <p>くまたかがいないとの報告でしたが実際に住民が確認しています。また、ハクチョウの越冬のための飛来の通り道であり、さらにはコウノトリも飛来するところです。バードストライクという問題があり、このような貴重な鳥の通り道にこのような建設物があることはあり得ないと思います。このような野鳥の飛来ルートなどについても調査をしていただけてないようですし、このような状況下で建設を進めることはやめていただきたいです。</p> <p>ノスリも生息しています。</p> <p>また、畜産業についての検討、報告がありません。</p>
3	<p>3) 低周波被害について</p> <p>風車の超低周波は人間には知覚できない、したがって低周波被害はないと断言し、騒音問題にすり替えている環境省の報告は、実際の訴えを無視するような内容で到底納得できるものではありません。</p> <p>先日はある 30 代女性からこんな話を聞きました。「私は風車（鳥取市北条バイパスにある）の道を通ると必ず頭が痛くなって吐き気がする。風車のところは通りたくない」と言っていました。遠ざかると症状はなくなるとのことでした。</p> <p>知覚できないからと言って低周波の問題ではないという考え方はおかしく、実際に多くの被害が現実としてあり、風車から離れると症状がなくなるなど、因果関係は明らかです。</p> <p>また、東北地方などの苦情のでていない地域をあげ、逆にポジティブであるとの報告をしておられましたが、その風力発電機はたった 2 台だけであり、全く比べようがないのではないかと思います。</p> <p>さらに、質問に答える中で、苦情は 100%ではない、10%程度だとの発言もありましたが、発病率 10% はとても高い数値であるのに、これを軽視し、このような健康被害を苦情として扱い、全く無視、理解のない状況での建設を受け入れることはできません。海外では風車発電症候群などの病名がはっきりとある、ということをお勉強していただきたいと思います。</p> <p>風車の影響があると言われる 2km 圏内には浜村保育園、すくすく保育園、逢坂小学校、鹿野小学校、浜村小学校、青谷中学校、鹿野温泉病院、介護老人保健施設なりすな、気高あすなろ、かちみ園、こども学園など主要な施設がたくさん存立しています。</p> <p>次世代にこの環境を残したい、という思いを理解して頂きたいと思います。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見6 (その1)

受領	平成29年10月31日
記載	平成29年10月29日
No.	意見内容
1	<p>■コウモリ類について</p> <p>コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年1頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。</p>
2	<p>■コウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p>
3	<p>■P334 コウモリ類の入感状況調査について</p> <p>「対象事業実施区域において、空中高く飛翔する種群の生息が確認された場合等は、別途これら種群の飛翔状況を把握するため、3段階の高度別飛翔状況の入感状況調査を2週間程度継続して実施する」とあるが、なぜ「空中高く飛翔する種群の生息が確認された場合」に「高度別飛翔状況」を把握するのか？この文は「空中高く飛翔する種群」が確認されなければ、「高度別飛翔状況は把握しない」という事業者の思惑が込められている。</p> <p>なぜ、「空中高く飛翔する種群」が確認されなければ「高度別飛翔状況」を実施しないのか？「空中高く飛翔する種群」に含まれないアブラコウモリ属(45kHz前後)でさえバットストライクに遭遇している。そもそもコウモリ類の利用高度が不明だから高度別調査が必要なのではないのか。本末転倒である。事業地及びその周辺にはコウモリ類の生息に適した環境があるのだから事業地にコウモリ類が生息することは十分予測できる。最初から「高度別飛翔状況」を把握せよ。</p>
4	<p>■バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>事業者の行うP331「高度別飛翔高度調査(自動録音バットディテクターによる調査)は定量調査であり、定量的な予測手法も存在する。よってバットストライクの予測は「定量的」に行い、年間の衝突頭数を予測し、保全措置により何個体低減するつもりか、具体的数値を示すこと。</p>
5	<p>■コウモリの音声解析について</p> <p>コウモリの周波数解析(ソナグラム)による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ(ソナグラムの型)に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。</p>
6	<p>■P371 コウモリ類の専門家について</p> <p>P371「哨乳類」の専門家がコウモリ類について「コウモリは超音波でかなりすばやく障害物を避けるため、バットストライクになりにくいと思われる」など発言しているが、その根拠を述べる。ブレードの回転速度がコウモリの探知能力を超えていることは研究で明らかとなっている。この人物の発言は主観的で信用できない。不適切な発言をする人物にコウモリ類のヒアリングを行うべきではない。</p>
7	<p>■コウモリの音声録音について</p> <p>捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない(捕獲調査日の録音データは使用しないこと)。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見6 (その2)

No.	意見内容
8	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>コウモリは通常、強風では飛ばないため、コウモリの保全措置として、カットイン風速の値を上げることとフェザリングが行われている。清明な事業者ならば、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを理解しているはずだ。現地調査によりコウモリ類への影響が予測された場合、事業者は適切な保全措置をする必要があるが、そのためには適切なカットイン風速を求める事前調査が必要だ。なぜなら適切なカットイン風速値はケースバイケースで一律ではないからだ。この調査は専門性が高く、鳥類や大型哺乳類など他の分野の専門家ではアドバイスできないだろう。「専門外の素人」に貴重な時間をかけるよりも、コウモリの保全措置について十分な知識のある「コウモリ類の専門家」に、調査予測や予測手法が適切であるか、きちんとヒアリングを行うべきではないのか。</p>
9	<p>■コウモリの捕獲調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コウモリの捕獲許可申請及び捕獲調査は必ずコウモリ類の専門家の指導のもとで行うべきではないのか。 ・6月下旬～7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハーブトラップでは樹冠上を飛翔するタイプのコウモリ（ヤマコウモリやヒナコウモリなど）を捕獲できない。カスミ網なら捕獲できるので、「コウモリ相調査」をするつもりならば「コウモリ類の専門家の指導のもと」でカスミ網も併用するべきであろう。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、速やかに放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを絶対に行わないこと）。
10	<p>■「回避」と「低減」の言葉の定義について</p> <p>事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。事業者らは今後、準備書においてコウモリ類への影響に対し「ライトアップをしない」という保全措置を行うはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p>
11	<p>■回避措置（ライトアップアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>
12	<p>■回避措置（ライトアップアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>
13	<p>■コウモリ類の保全措置（回避）について</p> <p>樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から200m以内に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から200m以内ではバットストライクのリスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から200m以上離すこと。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見6 (その3)

No.	意見内容
14	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から200mの範囲に風車を立てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定し、低速時のフェザリングをすること（低減措置）』のみがコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類の環境保全措置である。</p>
15	<p>■コウモリ類の保全措置（低減措置）について</p> <p>コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？</p>
16	<p>■「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので保全措置は実施しない」といった回答をするかもしれないが、「国内の事例数」が少なくても「保全措置は実施可能」である。</p>
17	<p>■バッドディテクターによる調査について</p> <p>バッドディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバッドディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。なお「仕様に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バッドディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>
18	<p>■P341 高度別飛翔状況調査地点について</p> <p>バッドディテクターによる高度別飛翔状況が1か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（14箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。</p>
19	<p>■高度別飛翔状況調査の期間について</p> <p>P334 バッドディテクターによる高度別飛翔状況調査の期間は夏季から秋季の各2週間程度としているが、春季を実施しない合理的な根拠と、各季2週間程度とした合理的な根拠をそれぞれ述べよ。</p>
20	<p>■バッドディテクターによる調査時間について</p> <p>バッドディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。</p>
21	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死体を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺載が地域個体群へ与える影響は大きい。コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。</p>
22	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにするな</p> <p>「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、そもそも「影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しい。</p>
23	<p>■意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見内容を要約せずに全文公開すること。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見7

受領	平成29年10月30日
記載	—
No.	意見内容
1	規模が大きすぎて環境破壊・健康被害が心配。
2	撤去をキチンとしてもらえるのか不安。
3	渡り鳥の白鳥、コウノトリも来ている。影響が出ると思われる。
4	湯梨浜町泊の風車の規模でさえ、不眠になるという話を聞いた。今回の大きさでどうなるのか不安。

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見 8

月日	平成 29 年 11 月 1 日
記載	平成 29 年 10 月 27 日
No.	意見内容
1	<p>風力発電事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に値するものであり、地球温暖化対策としては、鳥取県の方針としても一致しているものと考えます。ただ、本事業の環境として、周辺に居住地があり、また世界ジオパーク認定や青谷上寺地遺跡、風光明媚な景観、豊かな自然の中に人工物である巨大な風力発電機が立ち並ぶ景観については、いかがなものでしょうか。</p> <p>(事業の進め方について)</p> <p>①青谷町に風力発電事業を計画された理由として、好風況な地形、整備された道路、接続可能な電量系統があったとのことで、環境アセスメントの手続きを進めています。一番影響を受ける、地域住民の生活環境等を優先して相談・協議してこなかったのはなぜですか。地区住民の理解があって初めて事業が成り立つと思うのですが。</p>
2	<p>②計画地が自然豊かな環境、ましてや山幅が狭く居住地が近距離にある条件化では、計画自体に無理があるのではないのでしょうか。</p>
3	<p>③五本松関係者に、風力発電機 3～5 基を設置する計画を立案し、本年 3 月に事業化検討が承認されたとのことですが、その後規模・設置基数が大幅に変更されていますが、なぜ容易に増設に変更できるのか本当に計画性があるのでしょうか。変更された時点で再度説明が必要ではないのでしょうか。</p>
4	<p>④鳥取県からの補助事業とのことですが、事業者にはなく住民にとってどのようなメリットがあるのでしょうか。(鳥取市や、農業への補助ではなく、地域住民に対して)</p>
5	<p>(環境について)</p> <p>①低周波による健康被害が懸念されます。低周波の影響はないとのことでしたが、個人差はありますが 8～31, 5Hz で 60 デシベル程度の吐出したピーク値が連続した場合には被害が発生することになるといわれており、影響を考慮する必要があると考えます。また、五本松関係者は風車のそばで作業しており風切り音による問題の発生も懸念されます。</p>
6	<p>②計画地では、クマタカ等の貴重な猛禽類が生息するといわれていますが、どのようにしてバードストライクを防ぐのでしょうか。</p>
7	<p>③自然豊かな山並みに風車が立った際の景観は、違和感を感じるとともに、威圧感があり健康を害することも考えます。当然五本松農道からの景観も重視する必要があります。実施区域周辺の複数地点について、環境への影響を明らかにし、住民が納得できる環境を維持してください。</p>
8	<p>④この地域には、豊かな水源が多数あります。河川水や水道水源、湧き水等に影響がないように対応してください。当部落でも水源があります。水環境評価の対象としてください。</p>
9	<p>⑤風車からの送電(線)は、どのように接続されますか。環境への影響がないように配慮願います。</p>
10	<p>(事業を立ち上げたのちでの懸念事項)</p> <p>①風力発電機の稼働後に、騒音や低周波問題が生じた場合、水質への影響等が発生した場合、景観がシミュレーションと著しく異なる場合などの問題が発生しないように十分な配慮をお願いいたします。発生してからの対応では手遅れです。地区民に迷惑が及ばないような対応をしてください。</p>
11	<p>②何らかの問題が生じて、やむなく事業を中止するような事態(事業が終了した場合も含む)になっても、風量発電機の撤去(基礎部分も含む)等、環境を保全する対応を地区民に約束願います。</p>
12	<p>③近隣の風力発電所でも落雷や故障等で風車が止まることがよくあります。また風車のブレードが破損して、その破損が周辺に飛び散ったり、タワーそのものが破損することも考えられます。電気主任技術者を常駐させて対応するとのことですが本当に大丈夫でしょうか。地区民に連絡をする等、迷惑の掛からないような対応をお願いいたします。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見 9

受領	平成 29 年 11 月 1 日
記載	平成 29 年 10 月 29 日
No.	意見内容
1	青谷町のキャッチフレーズは「山の緑と海の青さと鳴砂」である。9 月 30 日総合支所での説明会に出席して、住民の環境の保全についての猛反対・反発に賛同した。結果的に建設工事にかかっても反対運動がおこるのは必死であると思う。当地は海岸一帯に鳴く砂で有名な「鳴砂」である自然のままを希望している町民が多い。人工的な構築物は好まない風土環境にあるので、当地ではご遠慮お願いしたい。

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見 10

受領	平成 29 年 11 月 1 日
記載	平成 29 年 10 月 28 日
No.	意見内容
1	10 月 25 日に風力発電事業計画及び住民説明会等の状況についての報告会が河原公民館であり出席しました。報告を受けて、不安だけが残りましたので意見を出そうと思いました。 私は京都に住んでいましたが、年を重ねたら大好きなこの地域へ戻りたいと思っていて 5 月末に帰ってきました。景観を壊すのは大反対です！生活環境に少しでも影響があるのであれば風力発電は要りません！
2	福岡は行ったことがあり良い印象の素敵な町でした。 ☆なぜ青谷なのでしょう？
3	☆なぜ 2,000kw~3,000kw 必要なのでしょう？
4	☆なぜ集落がたくさんある、この場所なのでしょう？
5	☆耐用年数 20 年とありますが、その後はどうなるのでしょうか？
6	☆もし撤去してもその場所の自然は元に戻るのでしょうか？
7	☆設置基数最大 14 基となっていますが、そんなに必要ですか？
8	京都と埼玉の孫たちが自然を楽しめるよう安心して遊びに来れるようこの豊かな自然を残して下さいように適切な判断をよろしくお願いいたします。

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見 11

受領	平成 29 年 11 月 1 日
記載	平成 29 年 10 月 30 日
No.	意見内容
1	現在計画している風力発電は人々の生活場所に近いため人々への身体への悪い影響が心配です。特に老人と子供です。建設はもっと人々より離れた場所へ作ってください。お願いします。

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見 12

受領	平成 29 年 11 月 1 日
記載	平成 29 年 10 月 29 日
No.	意見内容
1	私は常々、原発から自然エネルギーへとシフトしていくことを望んでおります。風力発電は、その一つであるとは思いますが、やり方によっては自然景観、穏やかな日常生活を脅かす存在になると思います。計画を見せていただいて真に脅かす存在になると思いました。それは、風車の台数の多さ、大きさです。
2	環境アセスメントは十分にやっていただけるものとは思いますが、圧迫感とかは、なかなか数値で表せないものがあるのではないのでしょうか。県内にはすでに 500kw 級の風車が数多く存在するので、2000～3000kw 級の風車が 400m 前後の間隔で並べばとてつもない圧迫感を受けることは想像がつきます。自然景観的にも、とても融合できるものではないと思います。
3	騒音につきましても、元々が静かなこの地域においては、感じ方が違うと思います。仮に機械音とか超低周波音が基準数値以下でも家から川の流れも聞こえるくらいですから風切音とかは必ず気になると思われます。
4	国も周辺には多数の住居が存在しており、騒音及び風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されると言っているのに、何故この狭い地域にあのような大規模な事業が計画されるのですか。人口が少ない田舎＝被害を受ける人が少ない＝環境への配慮をあまりしなくてもいいと思っておられませんか。

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見 13

受領	平成 29 年 11 月 1 日
記載	平成 29 年 10 月 28 日
No.	意見内容
1	山陰は因幡の国、ここ因州青谷。豊かな台地が育てる自然に恵まれ紙質を高める清流が走る。紙すき職人たちが簞笥を操る音は環境省選定「残したい日本の音風景」「磨き抜かれた技が奏でる音」と称えられている区域に、東西に風力発電設備に挟まれる状況が生れようとしている。この事は 1,000 年以前から紙すきに適したこの土地で和紙を生産してきた者達にとって耐えがたい苦痛である。鳥取市青谷町風力発電事業はあまりにも多くの民家から風車が近く、会下、睦逢、逢坂小学校、上原、早牛、飯里地区など自然豊かな暮らしを営んでいる人々の様々な環境に影響を与えてしまう。是非、この計画を断念していただきたい。

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見 14

受領	平成 29 年 11 月 1 日
記載	平成 29 年 10 月 29 日
No.	意見内容
1	最新の騒音指針で「残留騒音+5dB までに抑える」とあるが、平常時は自然界の音ぐらいで、たまに車両の音が聞こえるぐらいのとても静かな環境ですが、残留騒音はどのように測り算出されるのか。

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見 15

受領	平成 29 年 11 月 1 日
記載	平成 29 年 10 月 28 日
No.	意見
1	<p>風力発電はクリーンエネルギーで環境に優しいと言われ、他の多くの場所でも建設が進められているところであるが、想像と現実にはかなりのギャップがあるという事実が分かっているようです。以下の点について回答いただきたい。</p> <p>1. 対象区域の「B地区」に予定されている 14 号機と 15 号機が早牛地区に最も近い場所であり、建設予定地の近くには現在牛舎等の建設も予定されている。建設予定の正確な場所と早牛地区との距離を公表していただくと共に、地権者との対応方法を示していただきたい。</p>
2	<p>2. 騒音や低周波音、振動といったものの影響が懸念されるが、住民の健康被害や、ボーリング調査、建設工事等による水源枯渇、水質の汚染等があった場合の保証について示していただきたい。</p>
3	<p>3. 14 号機の近くに早牛テレビ共同アンテナ（NHK共同受信アンテナ）があるが、これに対する電波障害の有無と、電波障害が発生した場合の貴社とNHKの交渉による現状復帰の保証をお願いしたい。</p>
4	<p>4. 本事業の説明の場を持っていただきたい。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見 16

受領	平成 29 年 11 月 1 日
記載	平成 29 年 10 月 28 日
No.	意見内容
1	<p>騒音・低周波音等に対して、いままでのデータは主に高さ 100m、1000～1500kw、羽根の直径 60～80m のものが基準になっていると思います。今回のものはそれをはるかに上回るものです。設置基数も多く、いままでのデータでははかれないものが出ると思います。そのため 2km 以内とされる騒音・低周波音・景観などいろいろな面で問題あると思います。</p>
2	<p>平成 29 年 3 月初めに 3 基の予定だったものが平成 29 年 3 月終わりには 15 基に大幅に変更した理由がはっきりしていない。</p>
3	<p>大気環境・騒音・振動の調査地点が少なすぎる。もっと正確な調査をするためには調査地点を多くするべき。</p>
4	<p>総合的に考えて私は風力発電事業計画に反対します。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見 17 (その1)

受領	平成 29 年 11 月 1 日
記載	平成 29 年 10 月 27 日
No.	意見内容
1	<p>1. 眺望景観及び視覚的圧迫感</p> <p>(1)眺望景観の調査・予測・評価の方法について</p> <p>・方法書において、主要な眺望点である「あおや和紙工房」の最大垂直視角は10°以上であり(あおや和紙工房は15.9°で距離が1.4km)、眺望景観に対して「眼いっぱい大きくなり、圧迫感を受けるようになる」と記述され、「周囲の景観とは調和しえない」程度の視角的变化が生じると予測されている。また、風力発電機設置予定地と最短距離の住家までの距離はいくらですか。風力発電機が1kmの範囲にある集落では、最大垂直視角が20°を超え、風車を見上げるような居住地もある。一方で、予測・評価は合成写真を作成し、眺望の変化の程度を視覚的表現によって予測するとしているが、視覚的圧迫感の評価が不明で、予測・評価として不十分と考えられる。従って、評価地点と風力発電機との距離、標高差、最大垂直視角等を要素として、図示及び景観に係る各種技術的知見等を活用し、視覚的圧迫感の調査・予測・評価を行うとともに、住民への説明を行う必要がある。</p>
2	<p>(2)VR技術を活用した説明について</p> <p>・眺望景観の変化の予測は合成写真の作成(2次元)によるとしているが、視覚的圧迫感や臨場感は十分に表せるとは言い難い。住民説明に際しては、VR技術(バーチャルリアリティ)等を用いて3次的に説明するなど、丁寧な対応が求められる。</p>
3	<p>2. 騒音及び低周波音</p> <p>(1)騒音及び低周波音に係るきめ細かい調査・予測・評価について</p> <p>・騒音及び低周波音の調査地点については、11地点が示されている。一方、景観眺望の調査地点については、日常利用として19地点が示されている。地域住民が最も不安視し危惧している一つは、騒音及び低周波音による生活環境の悪化と健康被害である。また、元々の騒音レベルが低い静穏な地域に風力発電機が設置されれば、騒音等による環境影響は、視覚(景観眺望及び視覚的圧迫感)など他の要素が感受性等において関わってくると考えられる。従って騒音等の調査・予測・評価地点と風力発電機の可視領域的との関係図及び景観眺望の変化を関連付けながら、騒音及び低周波音の調査地点は、できる限りきめ細かく選定すべきである。</p>
4	<p>(2)機種選定の比較検討と選定過程の説明等について</p> <p>・住民説明において、風力発電機の騒音等は、ブレード形状の最適化により風切り音の低減を実現すると伺っている。また、計画段階環境配慮書に対する県知事意見では、低騒音型の機種を選定することなどにより、影響を最大限回避又は低減する計画とすることとなっている。風力発電機のブレードの回転に伴う騒音やナセル内の機械・機器等から発生する騒音の状況、程度は、機種選定によって異なってくる。機種ごとに発生騒音の音響パワーレベルを詳細に比較検討を行うとともに、その選定過程を住民等に十分に分かりやすく説明すること。</p>
5	<p>(3)音源、発生騒音、伝搬等の特性及び住民等への説明について</p> <p>・風力発電機から放射された音波は、伝播する過程で様々な影響を受けるとされている。また、一般に低い周波数ほど遮音されにくいと言われている。まず、風力発電機という音源の特性及び音の性質、評価地点での騒音レベル(dB)の頻度と周波数特性、20~100Hzの領域の低周波音の特性と伝播特性、100Hz以上の騒音の特性と伝播特性等についての予測・評価等で明示するとともに、わずらわしさ(アイノアンス)の評価のことも含め、住民等に分かりやすい説明を行うこと。超低周波音については知覚できないとの事であるが、個人差の有無について説明を行うこと。</p>
6	<p>(4)地域の特性を十分に考慮した調査・予測・評価について</p> <p>・また、風力発電機が山稜部に設置され、周辺集落等の地形がすり鉢状であることから、騒音等の反射や吸収、回折現象等により騒音レベルや周波数特性が変動しやすいと見られる。これらのこと及び風況等の気象情報を具体的かつ適切に反映させこと。また、A地区、B地区の複合影響や複数設置による累積的影響を含め、予測・評価等で的確に明示するとともに、住民等に分かりやすい説明を行うこと。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見 17 (その2)

No.	意見内容
7	<p>(5) 著しく静穏な環境である場合の指針値について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働による騒音及び低周波音の評価の方法については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省水・大気環境局長)によるとされている。また、住民説明において、従来の手法は環境基準(一定の値)との比較であったが、本事業は風車に特化した最新の騒音指針を適用するとし、元々静かな場所でも正しく評価することができるよう「残留騒音(≒現況の騒音)+5dBまでに抑える」と伺っている。一方で、環境省の騒音に関する指針では、著しく静穏な環境である場合には指針値における下限値を設定するただし書き規定があるが、本事業では、このただし書き規定を適用しない(下限値として35dB又は40dBを設定しない)ことで、環境への配慮を行うと理解して良いか。
8	<p>3. 事業規模、風力発電機の定格出力について</p> <p>(1) 3,000kw級の風力発電機を計画することについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中四国地方で3,000kw級の風力発電機を有する風力発電所は、国内最大級を誇る新出雲風力発電所(3,000kwが26基)だけである。一方、事業想定実施区域から2kmの範囲に小中学校、保育園、福祉施設等が14施設存在し、2,560戸の住宅が存在することから、計画段階環境配慮書に対して国や県が騒音及び低周波等による生活環境への重大な影響が懸念されると言及している(る)。このような本事業において、3,000kw級の風力発電機を計画(予定)することは如何なものか。しかも、国や県が可能な限り風力発電機と住居等との離隔距離を確保することと言及している一方で、東西を風力発電機に挟まれ、かつ2kmの範囲に9基計画されている集落もある。3,000kw級の風力発電機を計画するような地域ではないと考えられる。
9	<p>(2) 実現可能な最大限の対策と計画の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東西を風力発電機に挟まれ、かつ2kmの範囲に9基計画されている集落や、1kmの範囲に2基計画され、風力発電機を視認する垂直視角が相当な角度で視覚的圧迫感が危惧される集落もあつたりする。環境影響評価の実施による予測・評価等はそれとして、実現可能な最大限の対策を図るためには、事業の規模や風力発電機の設置基数の縮小を含めて、計画の見直しを検討すべきである。

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見 1

月日	平成 29 年 10 月 17 日	
No.	意見	回答
1	昨年より早牛地区のいかり原牧場内に牛舎建設（和牛 400 頭）の計画を行っており、平成 30 年 2 月に完成の予定です。今回、風力発電事業を知り、場所を確認したところ、牛舎建設予定地から数十 m の所に予定されております。牛舎借受者及び J A としては、騒音・振動・低周波等の影響による牛、労働者へのストレスの心配があり、また牛への影響となると経営に大きく影響しますので、十分な調査を行っていただき、調査結果、データ等の回答をお願いします。	鳥取県内においては、鳥取市河原町において鳥取放牧場風力発電所があり、近接する放牧場では、県内の酪農家から毎年 20 万頭以上の肉牛及び乳牛を預かって飼育しています。騒音・振動・低周波音等の影響について、鳥取放牧場風力発電所等の既存の事例等を確認するとともに、専門家の意見を受けて、調査、予測、評価を行い、その結果を開示してまいります。

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見2

月日	平成29年10月21日	
No.	意見	回答
1	<p>コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。なお、本意見は要約しないこと。</p>	<p>ご意向を踏まえ、ご意見は要約せずに記載しております。以下に回答を示します。</p>
2	<p>1. P332 の春季のコウモリ類入感状況調査の手法を具体的に示すこと。</p>	<p>コウモリ類入感状況調査の基本的な方法として、春～秋季ともに6-2-34(334) ページに記載している方法による調査実施を考えております。春～秋3季の捕獲調査地点はハーブトラップで捕獲しやすいと考えられる地点を選定してはいるものの、特に春季においては捕獲調査実施地点の適切さを確認し、地点修正を踏まえた調査としていく方針です。また、夏季、秋季の高度別飛翔状況調査の実施予定地点において、飛翔状況を確認する予定です。なお、調査にはPettersson社製の録音システムを内蔵したバットディテクターを採用する予定です。</p>
3	<p>2. P332 のコウモリ類入感状況調査は少なくとも7月から10月まで連続して行うこと。</p>	<p>ご意見の意図として、当該地域におけるコウモリの出産前後の量的把握、出産時期の推定、移動状況の把握等が含まれていると思われまます。専門家からのヒアリングにおいて、夏と秋は必ず実施するようにご助言をいただいております、さらに専門家から意見や指導を受けて、調査時期を選定し、連続ではなくとも2季の調査を実施したいと考えております。</p>
4	<p>3. P334 の凡コウモリ類入感状況調査は3段階ではなく、ブレード回転域内およびその下部を対象とした2段階で十分である。</p>	<p>現在、設置している風況観測塔は59m程度であり、その先端でのマイクロフォンの設置を考えております。先端部分は設置予定の風力発電機のブレード回転の中心に最も近くなると考えています。また、ブレードが届く高さの地上30m辺りとそれ以下を合わせた3段階での実施を検討しておりますが、今後、風況観測塔の設置位置の変更等があれば、2段階で実施することも検討いたします。</p>
5	<p>4. 春季の入感状況に応じて、複数地点で高度別飛翔の入感状況調査を行うこと。</p>	<p>コウモリの高度別飛翔状況調査については設置予定の風力発電機の高さを踏まえて実施したいと考えておりますが、現地には風力発電機に相当する高さがある塔がありません。そのため、現実的には風況観測塔を利用して実施することを検討しており、現在、風況観測塔を設置している場所を調査地点として示しております。今後、風況観測</p>

		塔の位置を変更することがあれば高度別飛翔状況調査地点を変更することになります。
6	5. P341 に「コウモリ高度別飛翔状況調査地点」が示されているが、高度別の地点は春季の出現状況に応じて設定するのではないのか。なぜ調査以前に設定されているのか説明すること。	No5のご意見と同じ主旨だと理解し、以下に同じ見解を再掲させていただきます。 コウモリの高度別飛翔状況調査については設置予定の風力発電機の高さを踏まえて実施したいと考えておりますが、現地には風力発電機に相当する高さがある塔等がありません。そのため、現実的には風況観測塔を利用して実施することを検討しており、現在、風況観測塔を設置している場所を調査地点として示しております。今後、風況観測塔の位置を変更することがあれば高度別飛翔状況調査地点を変更することになります。
7	6. P371 のヒアリング対象者は「コウモリは超音波でかなりすばやく障害物を避けるため、バッドストライクになりにくいと思われるが」と述べているが、まったく根拠のない持論である。これはコウモリの餌動物の飛翔速度とブレード回転速度を比べれば、ブレード回転速度がコウモリ類の探知能力をはるかに超えているものであることは明白である。海外での多数の事例についての理解も出ていない。さらに「鳥取県での事例は聞いたことがない」とも述べているが、調査がされていないだけだろう。このようなコウモリ類の知識や経験が少ない人物にヒアリングを行うべきではない。今後はP372のコウモリ類の専門家の指導を仰ぐこと。	コウモリのバッドストライクについて、日本国内で調査された事例が少なく、できるだけ情報収集し、また、専門家から意見や指導を受けて、今後の環境影響評価を進めてまいりたいと考えております。 ヒアリングをさせていただいた専門家は確かにコウモリ類の調査を実施されており、対象事業実施区域で留意すべき事項を助言していただきました。専門家といえども専門分野について全て深く熟知している訳ではなく、複数の専門家からいろいろな知見や情報を得て、よりよい調査を実施していきたいと考えております。
9	8. 現地調査（捕獲・音声）はコウモリ類の調査に熟練した専門家の下で実施・解析・予測・評価を行うこと。	既存の事例等を参考とし、専門家の意見や指導を受けて、調査、予測、評価を行ってまいります。
10	9. 委託事業者の独断での予測・評価は行わないこと。	No9のご意見と同じ主旨だと理解し、以下に同じ見解を再掲させていただきます。 既存の事例等を参考とし、専門家の意見や指導を受けて、調査、予測、評価を行ってまいります。

月日	平成 29 年 10 月 25 日	
No.	意見	回答
37	<p>⑤本方法書による自然電力(株)の調査方法によって、風力発電機の建設・稼働後において実際に発生する騒音及び低周波音(超低周波音を含む)の状況を予測・評価することは困難であり、</p> <p>「P4-2-1(211)」に係る当方意見の各地点について、科学的根拠に基づく正確な現地調査を行った上で確実な予測がなされる必要がある。</p> <p>【理由】</p> <p>○「P6-2-15(315)調査・予測・評価の手法」に係る当方意見のとおり、風力発電機は、南北約5km、東西約3kmにわたり、14基・14か所に建設・稼働する計画であるにも関わらず、観測塔は1基・1カ所(実際の風力発電機の高さ等と全く異なる)のみであり、風力発電機の稼働基数14基が同時稼働した場合の近隣集落・居住地への影響を把握できない調査方法であること。</p> <p>○風力発電機は高さ約120~150m、ブレードの回転直径約80~130mであるにも関わらず、測定位置は「10m高さと40m高さの2つの位置」とされ、実際に発生する騒音・低周波音の影響を把握できない調査方法であること。</p> <p>○標高約170~200mの山の高台から、さらに高さ約120~150mの風力発電機14基が稼働することによる谷間の近隣集落・居住地への影響を把握できない調査方法であること。</p> <p>○風力発電機に東西の山から固まれる谷間の集落など、音が反響しやすい地形特性を踏まえた影響を把握できない調査方法であること。</p> <p>○そもそも自然電力(株)は、現在、鳥取県の補助制度で事業可能性調査(風況調査、観測ポール1本、H29年4月~H30年4月)を行っているが、年ごとに変化もある実際の現地における風況をも把握していない状況であること。</p> <p>○シミュレーションに過度に依存した環境影響の予測・評価を行っており、「P7-2-14(405)」の「事業主体が民間事業者であること、風力発電事業の実施を前提としていること」との基本姿勢のとおり、現実の環境影響と隔離した予測・評価が行われていること。</p> <p>なお、本計画に係る騒音及び低周波音(超低周波音を含む)の調査方法、環境影響の予測・評価の方法と結果については、専門の第三者機関による厳正な検証が行われる必要がある。</p>	<p>騒音の調査は、環境省の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月)に基づいて行います。</p> <p>風車からの騒音は風の影響を受けるために、観測塔において、当該地域の上空の代表的風況を観測します。これは、上記のマニュアルに記載された方法であり、騒音の予測は風速の高さ補正、現地踏査をした結果などから、音の回折、吸収、反射等を考慮して行います。なお、残留騒音(生活音)の算定は、あくまでも風車が回る際の風速時での把握となります。また、複数の発電機の総合的な影響も合算して評価をします。</p> <p>低周波音の調査、予測は、環境省の「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年)に定められた方法等により行います。</p> <p>過年度の風況については、公官署の気象観測所のデータと風況観測塔のデータを比較し、風況の全体像を把握し、事業に反映いたします。</p> <p>本事業を進めるに当たっては、環境影響評価法の主旨に則り、真摯に地域住民の皆様と協議してまいります。なお、第三者機関については前述のとおり、国の審査、鳥取県の審査を受けることが義務付けられております。</p>

129	<p>P6-1-4(297) [評価項目の選定]</p> <p>①「P4-1-2(207)」に係る当方意見のとおり、次の項目を選定すべき。</p> <p>○「景観」には、「施設の稼働」も選択すべき。</p> <p>なお、調査・予測・評価に当たっては、 「P3-1-112(129)」・「P3-1-114(131)」・ 「P4-1-2(207)」・「P4-2-1(211)」・「P4-3-59(270)」に係る意見の各箇所を加えるべき。</p> <p>○「景観」における「施設の存在」及び「施設の稼働」の調査・予測・評価は、「P4-3-63(274)」に係る当方意見(③)のとおり、日中だけでなく「夜間」における「景観」も対象とすべき。</p> <p>○「人と自然の触れ合いの活動」には、「施設の稼働」も選択すべき。</p> <p>○「人と自然の触れ合いの活動」の予測・評価に当たっては、「P3-1-117(134)」・「P4-2-1(211)」に係る当方意見の各地点を加えるべき。</p> <p>なお、事業実施想定区域内にある次の場所については、特に厳正な予測・評価を行うべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長尾鼻から計画区域内を五本松地区に向かつて走る広域農道等(長尾山コース)の各地点(各風力発電機の計画地点前後など、多数の調査ポイントを設定する) ・碓原地区内の各地点(風力発電機の計画地点周辺に多数の調査ポイントを設定する) ・農林畜産業が営まれている土地 	<p>環境要素や影響要因の区分の名称は、経済産業省のアセス省令に準拠しており、表記はこのままとします。記載内容の変更が必要になった場合は今後の環境影響評価の中で変更いたします。</p> <p>ここで記載した内容は、計画段階配慮書段階における内容です。ご意見を踏まえ、今後の環境影響評価の中で、調査、予測、評価を行いたいと考えております。ご意見の箇所については、現地調査前に確認し、再検討いたします。</p> <p>なお、法令等によって指定されていない農林畜産業等の「生業」の場所を「景観資源」に含めることもありますが、その特徴、重要性、見渡すことができる視点場の有無等の状況を考慮する必要があります。農林畜産業等の「生業」も広義には人と自然の触れ合いの活動に含まれると考えられますが、現在では放棄地や荒廃地が増加しており、近隣小学校の遠足利用等との関連性を考慮したうえで追加を検討したいと考えております。</p>
130	<p>P6-1-7(300) [評価項目の選定]</p> <p>①「P4-1-2(207)」及び「P6-1-4(297)」に係る当方意見のとおり、次の項目を選定すべき。</p> <p>○「景観」には、「施設の稼働」も選択すべき。</p> <p>○「人と自然の触れ合いの活動」には、「施設の稼働」も選択すべき。</p>	<p>環境要素や影響要因の区分の名称は、経済産業省のアセス省令に準拠しており、表記はこのままとします。記載内容の変更が必要になった場合は今後の環境影響評価の中で変更いたします。</p>
131	<p>P6-2-15(315) [調査・予測・評価の手法] [騒音]</p> <p>①「2. 調査の基本的な手法」として、「風況観測塔」の「10m高さ」と40m高さの2つの位置」と記載されているが、その手法では事業実施想定区域から2.0kmの範囲に存在する環境保全上の厳重な配慮が特に必要な合計2,560戸の住宅等で現実に発生する騒音・低周波音の影響程度の把握は困難である。</p> <p>【理由】</p> <p>○風力発電機は、南北約5km、東西約3kmにわたり、14基・14カ所に建設・稼働する計画であるにも関わらず、観測塔は1基・1カ所(実際の風力発電機の高さ等と異なる)のみであり、風力発電機の稼働基数14基が同時稼働した場合の近隣集落・居住地への影響を把握できない調査方法であること。</p>	<p>騒音の調査は、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月 環境省)に基づいて行います。当地域の音環境は、地域によって大きく変わるものではないとの想定から、特に配慮すべき場所及び地域の代表的な場所において測定を行うこととしています。</p> <p>ご指摘の風況観測塔の2点の調査は、風車が回転する風速条件を確認するために当地の上空の代表的風況を観測します。これは、上記のマニュアルに記載の方法です。また、騒音の予測は風速の高さ補正、現地踏査をした結果などから音の回折、吸収、反射などを考慮し行います。なお、残留騒音(生活音)の算定は、風車が回る際の風速時での把握となります。また、複数の発電機の総合的</p>

	<p>○風力発電機は高さ約120～150m、ブレードの回転直径約80～130mであるにも関わらず、測定位置は「10m高さと40m高さの2つの位置」とされ、現実に発生する騒音・低周波音の影響を把握できない調査方法であること。</p> <p>○標高約170～200mの山の高台から、さらに高さ約120～150mの風力発電機14基が稼働することによる谷間の近隣集落・居住地への影響を把握できない調査方法であること。</p> <p>○風力発電機に東西の山から固まれる谷間の集落など、音が反響しやすい地形特性を踏まえた影響を把握できない調査方法であること。</p> <p>○そもそも自然電力(株)は、現在、鳥取県の補助制度で事業可能性調査(風況調査、観測ポール1本、H29年4月～H30年4月)を行っているが、年ごとに変化もある実際の現地における風況をも把握していない状況であること。</p> <p>○シュミレーションに依存した環境影響の予測・評価を行っており、「P7-2-14(405)」の「事業主体が民間事業者であること、風力発電事業の実施を前提としていること」との基本姿勢のとおり、現実の環境影響と講離した予測・評価が行われていること。</p> <p>なお、本計画に係る調査方法、及びシュミレーションによる予測・評価の方法及び結果については、専門の第三者機関による厳密な検証が必須である。</p>	<p>な影響も合算して評価をします。</p> <p>低周波音の調査は「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月 環境省)に定められた方法により行います。</p> <p>また、予測は音の伝搬拡散における伝搬理論式に基づいて平面図上に等音線を示して、予測評価することとしています。</p> <p>なお、予測方法につきましては、過去、専門家等が長い年月をかけて築き上げてきたものであり、一定の精度はあると考えております。しかし、個々の事象すべてにおいて適用できるものではないことも承知しておりますので、個別の事案として専門家等に意見聴取していき、評価していきたいと考えています。</p> <p>ご意見にある第三者機関については前述のとおり、本環境影響評価において、国の審査、鳥取県の審査を受けることが義務付けられており、第三者機関に当たるものと考えます。</p>
132	<p>②「4. 調査地点」は、「11 地点」と記載されているが、「P4-2-1(211)」・「P4-3-1(212)」・「P4-3-2(213)」・「P4-3-6(217)」・「P4-3-7(218)」・「P4-3-8(219)」・「P4-3-9(220)」に係る当方意見の各地点を加えるべき。</p> <p>【理由】 最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>	<p>測定の目的は、予測評価のためにベースとなる現状の残留騒音(全体の騒音から一過性の特定できる騒音を除いた騒音)を把握するためです。騒音の評価はこの残留騒音に影響音(施設から発せられる音)を加えた数値で行います。当該地域の音環境は、大規模な工場等の大きな騒音源が存在せず集落ごとに大きく異なることはないと考え、当該地域の音環境のうち、特に配慮する場所及び地域の代表的な音環境の場所について、測定を行うものとししました。</p>
133	<p>③「風況は、……風況観測地点において測定する」と記載されているが、前記①の意見のとおり自然電力(株)の調査・予測・評価の方法では現実の環境影響を把握することは困難であり、実際の状況に近い調査方法により、計画地周辺の各集落等に観測地点を設置した調査・予測・評価が必要である。</p> <p>なお、調査・予測・評価の方法及び結果は、専門の第三者機関による厳密な検証が行われるとともに、計画地周辺の各集落等に提供・公表される必要がある。</p>	<p>風況測定の回答は、No. 132に記載のとおりです。ご意見にある第三者機関については前述のとおり、本環境影響評価において、国の審査、鳥取県の審査を受けることが義務付けられており、第三者機関に当たるものと考えます。</p>

134	<p>P6-2-16(316) [調査・予測・評価の手法]騒音</p> <p>①「5. 調査期間等」に、「2季について・」と記載されているが、全国の騒音・低周波音に係る苦情等は年間を通じても発生しており、年間を通じて調査される必要がある。</p> <p>【参考】「風力発電所に係る環境問題の発生状況(H23年6月環境省総合環境政策局)」</p> <p>・年中が16か所(25%)、冬が13か所(20%)、夏が7か所(11%)、春が3か所(5%)</p> <p>なお、自然電力(株)は、事業可能性調査(風況調査)自体が未だ終了していない段階であり、まず地元地域・住民に悪影響が生じない事業可能性を十分に把握した上で、当方意見のとおり確実な調査手法と調査地点を確保する必要がある。</p>	<p>一般に、音は無風時より有風時のほうが、高い値が計測されます。風車は風がないときは稼働しませんので、今回の騒音測定では風車が回る風速以上の時の値を算出します。そこで、風が強く吹く時期を2季程度選び、3日間以上の測定を行うこととしました。なお、カエルの鳴き声、セミなど昆虫の音が発生するときなどは残留騒音(全体の騒音から一過性の特定できる騒音を除いた騒音)が高くなるため、風の吹いているときのなるべく残留騒音が小さい時期を選んで測定することがより安全側の評価につながります。</p>
135	<p>②「6. 予測の基本的な手法」の具体的な手法が不明であり、明記すべき。</p> <p>「A地区、B地区の複合影響についても予測を行う」と記載されているが、具体的に現地においてどのような手法によるものか明記すべき。また、複合影響の現地調査の手法と予測・評価の手法と、その科学的根拠と現地実証データを示すべき。</p>	<p>騒音の予測は、基本的には音の伝搬拡散における伝搬理論式により行います。具体的な方法は準備書以降で詳細に説明します。また、複合影響の予測についても、各発電機からの音を合成し、平面図上に等音線を示して評価します。なお、これらの予測方法については、各研究者からの報告をもとに環境省が説明しております。</p>
136	<p>③「8. 予測地点」は、「11地点」と記載されているが、「P6-2-15(315)」に係る当方意見②のとおり各地点の調査・予測・評価を行うべき。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>	<p>配慮が必要とされる場所及び至近民家、音環境が同様と考えられる代表的な集落(場所)を含めた平面図上に等音線を示して、予測評価することとしております。</p>
138	<p>P6-2-17(317) [調査・予測・評価の手法]低周波音(超低周波音を含む)</p> <p>①「2. 調査の基本的な手法」について、具体的な現地調査の手法が不明である。</p> <p>事業実施想定区域から2.0kmの範囲に存在する環境保全上の厳重な配慮が特に必要な合計2,560戸の住宅等への現実に発生する低周波音の影響程度の把握ができる手法を明記すべき。</p> <p>【理由】「P6-2-15(315)」に係る当方意見のとおり</p>	<p>低周波音の測定については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月環境省)に記載の方法に準拠して行います。具体的には、低周波音専用の測定器を用いて騒音と同様に測定します。予測手法についても、低周波音も基本的には空気振動であり騒音と同様であることから、騒音と同様に予測することができます。なお、測定地点の考え方も騒音と同様です。</p>
139	<p>②「4. 調査地点」は、「11地点」と記載されているが、「P6-2-15(315)」に係る当方意見の各地点を加えるべき。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>	<p>地域住民の皆様、専門家、関係機関のご意見を踏まえ、今後の環境影響評価の中で、調査、予測、評価を行いたいと考えております。ご意見の箇所については、現地調査前に確認し、再検討いたします。</p>
140	<p>P6-2-18(318) [調査・予測・評価の手法]低周波音(超低周波音を含む)</p> <p>①「5. 調査期間等」に、「2季について…」と記載されているが、全国の騒音・低周波音に係る苦情等は年間を通じても発生しており、年間を通じて調査される必要がある。</p>	<p>騒音と同様の見解です。一般に、音は無風時より有風時のほうが、高い値が計測されます。風車は風がないときは稼働しませんので、今回の騒音測定では風車が回る風速以上の時の値を算出しま</p>

	<p>【参考】「風力発電所に係る環境問題の発生状況(H23年6月環境省総合環境政策局)」</p> <p>・年中が16か所(25%)、冬が13か所(20%)、夏が7か所(11%)、春が3か所(5%)</p>	<p>す。そこで、風が強く吹く時期を2季程度選び、3日間以上の測定を行うこととしました。なお、カエルの鳴き声、セミなど昆虫の音が発生するときなどは残留騒音(全体の騒音から一過性の特定できる騒音を除いた騒音)が高くなるため、風の吹いているときのなるべく残留騒音が小さい時期を選んで測定することがより安全側の評価につながります。なお、低周波音は風の影響を強く受けるため、測定には注意が必要となります。</p>
141	<p>②「8. 予測地点」は、「11 地点」と記載されているが、「P6-2-15(315)」に係る当方意見の各地点を加えるべき。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>	<p>ご意見を踏まえ、今後の環境影響評価の中で、調査、予測、評価を行いたいと考えております。ご意見の箇所については、現地調査前に確認し、再検討いたします。</p>
143	<p>P6-2-30(330)[調査・予測・評価の手法]風車の影</p> <p>①「4. 調査地点」は、「風力発電機設置位置に近い住宅等」と記載されているが、「P4-3-11(222)」に係る当方意見のとおり風車の影の影響範囲を拡大し、影響がある集落の住宅等、学校・病院、その他について確実な調査・予測・評価がなされる必要がある。</p> <p>また、その調査・予測・評価の方法及び結果は、専門の第三者機関による厳密な検証が行われるとともに、計画地周辺の各集落等に提供・公表される必要がある。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>	<p>ご意見を踏まえ、地域住民の皆様、専門家、関係機関のご意見を踏まえ、今後の環境影響評価の中で、調査、予測、評価を行いたいと考えております。調査地点につきましては、現地調査前に確認し、再検討いたします。ご意見にある第三者機関については前述のとおり、本環境影響評価において、国の審査、鳥取県の審査を受けることが義務付けられており、第三者機関に当たるものと考えます。</p>
144	<p>②「5. 調査期間等」に、「年1回の調査」と記載されているが、年間を通じて調査される必要がある。</p> <p>【理由】太陽の運行は年間を通じて変化し、年間を通じて最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>	<p>調査期間につきましては、影の影響が最も発生するのは影が最も伸びる冬至の時期ですので、原則として、調査は冬至付近を想定しています。</p>
145	<p>③「7. 予測地域」に「各風力発電機から2kmの範囲」と記載されているが、「P4-3-11(222)」に係る当方意見のとおり風車の影の影響範囲を拡大し、影響がある集落の住宅等、学校・病院、その他について確実な調査・予測・評価がなされる必要がある。</p>	<p>ご意見を踏まえ、今後の環境影響評価の中で、調査、予測、評価を行いたいと考えております。調査地点につきましては、現地調査前に確認し、再検討いたします。</p>
146	<p>④「8. 予測地点」は、「4. 調査地点」と同じ」と記載されているが、「P4-3-11(222)」に係る当方意見のとおり風車の影の影響範囲を拡大し、影響がある集落の住宅等、学校・病院、その他について確実な調査・予測・評価がなされる必要がある。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>	<p>ご意見を踏まえ、今後の環境影響評価の中で、調査、予測、評価を行いたいと考えております。調査地点につきましては、現地調査前に確認し、再検討いたします。</p>
147	<p>⑤「10 評価の手法」に、「実行可能な範囲で回避又は低減されており」の記載があるが、自然電力(株)の立場ではなく、地元地域・住民にとって影</p>	<p>風車の影の評価については、国内では明確な基準がありませんが、ヨーロッパの一部の国では、影のかかる時間についての評価基準があり、その基</p>

	響がないことを明記すべき。 【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため	準を参考に評価を行います。
148	P6-2-32(332) [調査・予測・評価の手法]動物 ①「5. 調査期間等」の「希少猛禽類」について、「月1回3日間程度の調査を基本とし」と記載されているが、広範囲な対象事業実施想定区域の全域及びその周辺について、詳細・確実な調査データが得られる十分な態勢・期間で現地調査を行う必要がある。	国土交通省の「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」（平成28年）に記載されている一般に希少猛禽類で実施されている調査手法を採用する予定です。この他にも鳥類全体を対象としたラインセンサス法、定点観察法、任意観察による調査を実施します。ご意見にあります頻度でクマタカが飛翔している状況であれば、クマタカを確認できる調査頻度であると考えています。
152	P6-2-55(355) [調査・予測・評価の手法]生態系 ①「9. 評価の手法」に、「影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されており」と記載されているが、自然電力(株)の立場ではなく、特にクマタカなど希少種を含む猛禽類を生態系ピラミッドの頂点とする当地域の自然生態系に影響がないことを前提として、科学的根拠をもって明記される必要がある。 なお、約80～130mの回転直径があるブレードが高速回転する中で、計画地周辺を飛翔するクマタカなどの希少種を含む猛禽類を生態系ピラミッドの頂点とする鳥類への影響(バードストライク)の回避・低減が困難な現状の中で、「影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されており」との記載は、全国の現実とは異なる。	地域住民の皆様、専門家、関係機関のご意見を踏まえ、今後の環境影響評価の中で、調査、予測、評価を行い、その結果をもとに環境影響を把握し、環境保全措置の検討を行い、環境影響を最大限回避・低減できるように事業計画を見直していきたいと考えております。
153	P6-2-63(363) [調査・予測・評価の手法][景観] ①「4. 調査地点」は、「主要な眺望点15地点、日常利用地点からの眺望点19地点」と記載されているが、「P3-1-12(129)」・「P3-1-114(131)」・「P4-1-2(207)」・「P4-2-1(211)」・「P4-3-59(270)」に係る当方意見の各地点を加えるべき。 【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため	ご意見を踏まえ、今後の環境影響評価の中で、調査、予測、評価を行いたいと考えております。ご意見の箇所については、現地調査前に確認し、再検討いたします。
154	P6-2-64(364) [調査・予測・評価の手法][景観] ①「施設の存在」だけでなく、「施設の稼働」を加えるべき。	環境要素や影響要因の区分の名称は、経済産業省のアセス省令に準拠しており、「稼働時」の風力発電機の見え方は、「存在」そのものですので、表記はこのままとします。
155	②「5. 調査期間等」の現地調査は「好天日1日」と記載されているが、「P4-3-63(274)」に係る当方意見(③)のとおり、日中と同様に「夜間」も行うべき。 なお、その調査・予測・評価は、「P6-2-63(363)」に係る当方意見の各箇所について行われる必要がある。 【理由】	夜間についても、調査、予測、評価を行います。

	<p>航空法の規定により「航空障害灯」の点灯・明滅が義務付けられており、集落・居住地から約500～1,000mの距離にある山の稜線上に、夜間等において風力発電機の人工的な光が点灯・明滅することにより、特に夜間の景観が大きく変化するため。なお、鳥取県は、美しい星空を維持して教育や観光に生かす「星空保全条例」の制定に向けて「星空県」として暗くきれいな夜空を守る取組を進めている中で、本計画はこれに逆行して西因幡地域各所からの夜間景観(星空)の質的低下を来たすものであるため。</p>	
156	<p>③「8. 予測地点」は、「4. 調査地点」の調査結果から、地形改変及び施設の使用による影響が大きい地点」と記載されているが、「P6-2-63(363)」に係る当方意見の各箇所(日中及び夜間)について全て予測地点とすべき。 【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>	<p>基本的に各調査点において、フォトモンタージュを作成し、予測、評価を行います。ご意見の箇所については、現地調査前に確認し、再検討いたします。</p>
157	<p>④「9. 予測対象時期等」は、「全ての風力発電施設等が完成した時期とする」記載されているが、完成後に予測するとはどういう意味か不明である。景観への影響が生じないよう、「P6-2-63(363)」に係る当方意見の各箇所(日中及び夜間)について、予め確実に予測評価する必要がある。また、その調査・予測・評価の方法及び結果は、専門の第三者機関による厳密な検証が行われるとともに、計画地周辺の各集落等に提供・公表される必要がある。</p>	<p>ここで示した予測対象時期の考え方は、予定している風力発電機や設備が全て完成した状況を想定してフォトモンタージュを作成するというものです。ご意見にある第三者機関については前述のとおり、本環境影響評価において、国の審査、鳥取県の審査を受けることが義務付けられており、第三者機関に当たるものと考えます。</p>
159	<p>⑥「表 6. 2-1(52) 景観の調査地点の設定根拠」として、「P6-2-63(363)」に係る当方意見の各地点(日中及び夜間)について示すべき。 【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺で生活する地元住民であるため</p>	<p>ご意見を踏まえ、今後の環境影響評価の中で、調査、予測、評価を行いたいと考えております。ご意見の箇所については、現地調査前に確認し、再検討いたします。</p>
160	<p>P6-2-66(366) [調査・予測・評価の手法] 人と自然との触れ合いの活動の場 ①「施設の使用」だけでなく、「施設の稼働」を加えるべき。</p>	<p>環境要素や影響要因の区分の名称は、経済産業省のアセス省令に準拠しており、「稼働時」の風力発電機の見え方は、「存在」そのものですので、表記はこのままとします。</p>
161	<p>②「4. 調査地点」は、「2 地点」と記載されているが、事業実施想定区域内にある「P3-1-117(134)」・「P4-2-1(211)」・「P4-3-72(283)」・「P4-3-73(284)」・「P4-3-74(285)」に係る当方意見の各地点(長尾山コース、碓原)とし、実際の現地における調査・予測・評価を行うべき。 【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺を利用する地元住民等であるため</p>	<p>ご意見を踏まえ、今後の環境影響評価の中で、調査、予測、評価を行いたいと考えております。ご意見の箇所については、現地調査前に確認し、再検討いたします。</p>

162	<p>③「5. 調査期間等」の現地調査は「1回実施」と記載されているが、前記②のとおり各地点での調査・予測・評価が必要であり、月に数日程度など現地における確実な調査を行うべき。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺を利用する地元住民等であるため</p>	<p>利用状況の調査回数等は聞き取り調査、文献等調査を踏まえて、適切に設定してまいります。</p>
163	<p>P6-2-67(367) [調査・予測・評価の手法] 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>①「8. 予測地点」は、「4. 調査地点」において現地調査を実施した地点のうち、調査結果を踏まえて…」と記載されているが、「P6-2-66(366)」に係る当方意見の各地点での調査・予測・評価が必要であり、月に数日程度など現地における確実な調査を行うべき。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは、計画地周辺を利用する地元住民等であるため</p>	<p>No.162のご意見と同じ主旨だと理解し、以下に同じ見解を再掲させていただきます。</p> <p>利用状況の調査回数等は聞き取り調査、文献等調査を踏まえて、適切に設定してまいります。</p>
166	<p>④「表 6. 2-1(55)人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点の設定根拠」として、「P6-2-66(366)」に係る当方意見の各地点について示すべき。</p> <p>【理由】最も影響を受け続けるのは計画地周辺を利用する地元住民等であるため</p>	<p>ご意見を踏まえ、今後の環境影響評価の中で、調査、予測、評価を行いたいと考えております。ご意見の箇所については、現地調査前に確認し、再検討いたします。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見4

月日	平成 29 年 10 月 25 日	
No.	意見	回答
10	5. 超低周波音や騒音はどうか。 風力発電の超低周波音はどの程度か数値で示してほしい。 人体に影響はないか。	現時点の対象事業実施区域及びその周辺の騒音、超低周波音などの程度は明らかではありません。今後の環境影響評価において、対象事業実施区域周辺において騒音、超低周波音等の調査を実施させていただき、風力発電機から発生する音でどの程度の数値になるのか、定量的に予測して、お示ししたいと考えております。
13	2. 社会的状況 山間地で人口は少ないが土地利用、水域等の利用等環境保全に留意する。	対象事業実施区域及びその周辺には湧水、沢水、地下水を上水道などに利用されていることが分かっており、その環境保全に留意して、風力発電機を設置したいと考えております。
14	3. 環境への影響 1. 工事の実施 工事用資材等搬入出時、大型車両が通行する時の影響（何トン車）	工事用資材等の搬出入によって、大気質、騒音、振動へ影響がある可能性が想定されるため、これらを環境影響評価の項目に選定しました。建設工事に使用する主な重機の種類については、方法書 2-2-12(14) ページをご確認ください。
15	2. 土地又は工作物の存在及び供用 地形の改変や風力発電機の存在によって発生する可能性がある影響、どんなことが想定されるか。	地形の改変や風力発電機の存在によって、地形及び地質を改変すること、動物の生息環境、植物の生育環境及び生態系の成立環境を改変すること、景観を変化させること、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況を変化させることが起こる可能性が想定されます。
16	4. 項目の選定 1. 自然的構成要素 イ. 大気質、騒音及び超低収音波、振動、水質、水象、地形及び地質、その他 ロ. 生物の多様性の確保及び、自然環境の体系的保全動物、植物、生態系 ハ. 人と自然との豊かな触れ合いの確保 ニ. 環境への負荷の量の程度 これらの予備調査の結果は、どうであったか。	計画段階配慮書においては、影響は考えられるものの、環境保全措置を行うことにより、環境影響は回避・低減できるものと判断しました。

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見 5

月日	平成 29 年 10 月 31 日	
No.	意見	回答
2	<p>2) 稀少動物について</p> <p>くまたかがいないとの報告でしたが実際に住民が確認しています。また、ハクチョウの越冬のための飛来の通り道であり、さらにはコウノトリも飛来するところ。バードストライクという問題があり、このような貴重な鳥の通り道にこのような建設物があることはあり得ないと思います。このような野鳥の飛来ルートなどについても調査をしていたらいいようだし、このような状況下で建設を進めることはやめいただきたいです。</p> <p>ノスリも生息しています。</p> <p>また、畜産業についての検討、報告がありません。</p>	<p>環境省の「猛禽類保護の進め方（改訂版）－特にイヌワシ、クマカタについて－」（平成 24 年 12 月）の報告では、対象事業実施区域を含むエリアはイヌワシ、クマタカの生息確認、生息推定、一時滞在等のエリアとして記されていませんでした。ですが、記載されていない＝全く生息していないことではないと認識しております。専門家からのヒアリングにおいて、対象事業実施区域周辺におけるクマタカの生息情報を得ております。現段階は現地調査を終えた段階ではなく、その方法を検討する段階であり、今後、実際に現地調査を行ってまいります。コウノトリや渡り鳥等の飛翔ルート、ノスリの生息について、過去に十分な調査が実施されていないこともあり、本環境影響評価の調査で可能な限り把握していきたいと考えております。</p> <p>畜産業については、鳥取市河原町に鳥取放牧場風力発電所があり、近接する放牧場では、県内の酪農家から毎年 20 万頭以上の肉牛及び乳牛を預かって飼育しています。騒音・振動・低周波音等の影響について、鳥取放牧場風力発電所等の既存の事例等を確認するとともに、専門家の意見を受けて、調査、予測、評価を行い、その結果を開示してまいります。</p>

月日	平成29年10月29日	
No.	意見	回答
3	<p>■P334 コウモリ類の入感状況調査について</p> <p>「対象事業実施区域において、空中高く飛翔する種群の生息が確認された場合等は、別途これら種群の飛翔状況を把握するため、3段階の高度別飛翔状況の入感状況調査を2週間程度継続して実施する」とあるが、なぜ「空中高く飛翔する種群の生息が確認された場合」に「高度別飛翔状況」を把握するのか？この文は「空中高く飛翔する種群」が確認されなければ、「高度別飛翔状況は把握しない」という事業者の思惑が込められている。</p> <p>なぜ、「空中高く飛翔する種群」が確認されなければ「高度別飛翔状況」を実施しないのか？「空中高く飛翔する種群」に含まれないアブラコウモリ属(45kHz 前後)でさえバットストライクに遭遇している。そもそもコウモリ類の利用高度が不明だから高度別調査が必要なのではないのか。本末転倒である。事業地及びその周辺にはコウモリ類の生息に適した環境があるのだから事業地にコウモリ類が生息することは十分予測できる。最初から「高度別飛翔状況」を把握せよ。</p>	<p>基本的に高度別飛翔状況調査の実施を予定しております。空中高く飛翔する種群の生息が確認された場合は当然、調査を実施します。「対象事業実施区域において、空中高く飛翔する種群の生息が確認された場合等」の「等」は、ご意見に書かれているとおり、一般的に空中高く飛翔しないアブラコウモリも時に空中高く飛翔することを含んでおります。これまでの環境影響評価の中で対象事業実施区域内や周辺で夏季に日没から2時間程度の現地踏査を数回試みた際にアブラコウモリさえ飛翔しておらず、空中高く飛翔する種群に含まれないコウモリ類についての場合記載を避け、「場合等は、」としたため、意図しない文章表現になっておりました。</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺におけるコウモリ類の生息に適した環境や生息の確認にまずは努めます。</p>
4	<p>■バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>事業者の行う P331「高度別飛翔高度調査(自動録音バットディテクターによる調査)は定量調査であり、定量的な予測手法も存在する。よってバットストライクの予測は「定量的」に行い、年間の衝突頭数を予測し、保全措置により何個体低減するつもりか、具体的数値を示すこと。</p>	<p>現地調査だけでなく、予測、評価についても専門家から意見や指導を受けて、行っていきたいと考えております。</p>
5	<p>■コウモリの音声解析について</p> <p>コウモリの周波数解析(ソナグラム)による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。凶鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ(ソナグラムの型)に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。</p>	<p>No.4のご意見と同じ主旨だと理解し、以下に同じ見解を再掲させていただきます。</p> <p>現地調査だけでなく、予測、評価についても専門家から意見や指導を受けて、行っていきたいと考えております。</p>
6	<p>■P371 コウモリ類の専門家について</p> <p>P371「哨乳類」の専門家がコウモリ類について「コウモリは超音波でかなりすばやく障害物を避けるため、バットストライクになりにくいと思われる」など発言しているが、その根拠を述べること。ブレードの回転速度がコウモリの探知能力を超えていることは研究で明らかとなっている。この人物の発言は主観的で信用できない。不適切な発言をする人</p>	<p>ヒアリングをさせていただいた専門家は確かにコウモリ類の調査を実施されており、対象事業実施区域で留意すべき事項を助言していただきました。専門家といえども専門分野について全て深く熟知している訳ではなく、複数の専門家からいろいろな知見や情報を得て、よりよい調査を実施していきたいと考えております。</p>

	物にコウモリ類のヒアリングを行うべきではない。	
7	<p>■コウモリの音声録音について</p> <p>捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。</p>	現地調査に当たっては専門家から意見や指導を受けて、実施する方針です。
8	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>コウモリは通常、強風では飛ばないため、コウモリの保全措置として、カットイン風速の値を上げることとフェザリングが行われている。清明な事業者ならば、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを理解しているはずだ。現地調査によりコウモリ類への影響が予測された場合、事業者は適切な保全措置をする必要があるが、そのためには適切なカットイン風速を求める事前調査が必要だ。なぜなら適切なカットイン風速値はケースバイケースで一律ではないからだ。この調査は専門性が高く、鳥類や大型哺乳類など他の分野の専門家ではアドバイスできないだろう。「専門外の素人」に貴重な時間をかけるよりも、コウモリの保全措置について十分な知識のある「コウモリ類の専門家」に、調査予測や予測手法が適切であるか、きちんとヒアリングを行うべきではないのか。</p>	専門家から意見や指導を受けて、調査、予測、評価、環境保全措置の検討を行っていきたいと考えております。
9	<p>■コウモリの捕獲調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コウモリの捕獲許可申請及び捕獲調査は必ずコウモリ類の専門家の指導のもとで行うべきではないのか。 ・6月下旬～7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハープトラップでは樹冠上を飛翔するタイプのコウモリ（ヤマコウモリやヒナコウモリなど）を捕獲できない。カスミ網なら捕獲できるので、「コウモリ相調査」をするつもりならば「コウモリ類の専門家の指導のもと」でカスミ網も併用するべきであろう。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、速やかに放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハープトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということ絶対に行わないこと）。 	<p>今後の環境影響評価においても専門家から意見や指導を受けて、調査、予測、評価を行っていきたいと考えております。</p> <p>夏季調査は8月の調査実施を考えています。</p> <p>カスミ網では捕獲されたコウモリが衰弱しやすいというデメリットがあり、カスミ網の使用は考えておりません。</p> <p>左記のご意見のように実施することを想定しております。</p> <p>左記のご意見のように実施することを想定しております。</p>

17	<p>■バッドディテクターによる調査について</p> <p>バッドディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバッドディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。なお「仕様に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バッドディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>バッドディテクターの探知距離については事前に確認する予定です。</p>
18	<p>■P341 高度別飛翔状況調査地点について</p> <p>バッドディテクターによる高度別飛翔状況が1か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（14箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。</p>	<p>現地には風力発電機に相当する高さがある塔等がありません。そのため、現実的には風況観測塔を利用して実施することを検討しており、現在、風況観測塔を設置している場所を調査地点として示しております。今後、風況観測塔の位置を変更することがあれば高度別飛翔状況調査地点を変更することになります。</p>
19	<p>■高度別飛翔状況調査の期間について</p> <p>P334 バッドディテクターによる高度別飛翔状況調査の期間は夏季から秋季の各2週間程度としているが、春季を実施しない合理的な根拠と、各季2週間程度とした合理的な根拠をそれぞれ述べよ。</p>	<p>前述いたしましたように、高度別飛翔状況調査は、現実的に風況観測塔を利用して実施することになるため、春季の現地踏査による入感状況調査によって、高度別飛翔状況調査の実施予定地点におけるコウモリ類の飛翔状況を確認する予定です。高度別飛翔状況調査には Pettersson 社製のD500 X機を採用する予定で、電源、録音メモリ等を考慮し、データ取得が可能と考えられる期間を示しております。データの取得状況によっては期間延長もあり、風況観測塔の位置変更によっては期間短縮や別地点で実施する場合があると考えております。</p>
20	<p>■バッドディテクターによる調査時間について</p> <p>バッドディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。</p>	<p>左記のご意見のとおり、実施するように考えております。</p>
21	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけな。『事後調査でコウモリの死体を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺載が地域個体群へ与える影響は大きい。コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば』、バッドストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバッドストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』</p>	<p>コウモリ類のバッドストライクについて、衝突実態は不明な点が多く、日本国内で調査された事例が少ないため、できるだけ情報収集し、また、専門家から意見や指導を受けて、調査、予測、評価を行っていきたいと考えております。まずは、現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況の把握に努めます。</p> <p>現在、コウモリ類自体、風力発電事業におけるコウモリ類への影響、風力発電事業におけるコウモリ類への有効な環境保全措置等に関する研究が十分に行われている状況ではなく、環境保全措置についても検討され始めた段階です。今後も新たな知見を収集し、取り得る環境保全措置について検</p>

	をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。	討、模索していきたいと考えております。
22	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにするな</p> <p>「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、そもそも「影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しい。</p>	<p>現在、コウモリ類自体、風力発電事業におけるコウモリ類への影響、風力発電事業におけるコウモリ類への有効な環境保全措置等に関する研究が十分に行われている状況ではなく、環境保全措置についても検討され始めた段階です。今後も新たな知見を収集し、取り得る環境保全措置について検討、模索していきたいと考えております。</p>

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見 7

月日	平成 29 年 10 月 30 日	
No.	意見	回答
3	渡り鳥の白鳥、コウノトリも来ている。影響が出ると思われる。	対象事業実施区域及びその周辺の鳥類だけでなく、関連する自然環境の調査をしっかり行い、この地域の中で自然性の高い場所を避けて、風力発電機を設置することを考えています。鳥類の調査結果を受けて、環境保全措置が必要かどうかの検討を含め、環境影響の予測・評価を行うことで、環境影響を回避・低減させていきます。

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見 8

月日	平成 29 年 10 月 27 日	
No.	意見	回答
5	(環境について) ①低周波による健康被害が懸念されます。低周波の影響はないとのことでしたが、個人差はありますが8~31, 5Hz で60 デシベル程度の吐出したピーク値が連続した場合には被害が発生することになるといわれており、影響を考慮する必要があると考えます。また、五本松関係者は風車のそばで作業をしており風切り音による問題の発生も懸念されます。	今後の環境影響評価の中で、現地調査や専門家への聞き取り調査、予測を行い、健康被害について検討を行い、環境保全措置など事業計画を再検討します。また、五本松付近につきましても影響を予測致します。
6	②計画地では、クマタカ等の貴重な猛禽類が生息するといわれていますが、どのようにしてバードストライクを防ぐのでしょうか。	今後の環境影響評価において、動物や生態系の調査を行い、クマタカ等の猛禽類の生息範囲を調査してまいります。その結果を受けて、どの程度、影響があるか予測し、バードストライクを回避、低減するために、風力発電機設置位置の変更、機数の削減等、事業計画の見直しを含めた環境保全措置を検討いたします。
7	③自然豊かな山並みに風車が立った際の景観は、違和感を感じるとともに、威圧感があり健康を害することも考えます。当然五本松農道からの景観も重視する必要もあります。実施区域周辺の複数地点について、環境への影響を明らかにし、住民が納得できる環境を維持してください。	景観につきましては、現地の写真撮影を行い、風力発電機を設置した際の予測として、フォトモンタージュを作成し、地域住民の皆様への情報公開、関係機関、専門家への聞き取り等を経て、評価し、風力発電機設置位置の変更、機数の削減等を含めた環境保全措置を検討いたします。
8	④この地域には、豊かな水源が多数あります。河川水や水道水源、湧き水等に影響がないように対応してください。当部落でも水源があります。水環境評価の対象としてください。	方法書に記載いたしましたが、地元住民の方、専門家等へのヒアリングをもとに湧き水地点等の現地確認を行い、pH、濁度、電気伝導度を測定し、地域の水環境の調査、予測、評価を行いたいと考えております。お住まいの河原地区の水源について、まず、聞き取りをさせていただきたいと考えております。

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見 14

月日	平成 29 年 10 月 29 日	
No.	意見	回答
1	最新の騒音指針で「残留騒音+5dB までに抑える」とあるが、平常時は自然界の音ぐらいで、たまに車両の音が聞こえるぐらいのとても静かな環境ですが、残留騒音はどのように測り算出されるのか。	方法書に示すとおり、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月 環境省）に基づいて、残留騒音及び風況を測定します。風車が回転する際に音が発生するため、風車が回転する風速以上の時の生活騒音、自然騒音を測定することになります。風が吹いていない静穏な状態に風車の音が加わるようにイメージされることがありますが、実際には風が吹いている時の音を測定することになります。具体的には、風況観測塔で測定している風速データと同時に測定した騒音調査結果を比較し、風車が回転する風速以上の時の音を有効なデータとして採用します。

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書への意見 16

月日	平成 29 年 10 月 28 日	
No.	意見	回答
3	大気環境・騒音・振動の調査地点が少なすぎる。もっと正確な調査をするためには調査地点を多くするべき。	大気環境、振動につきましては、各地区の環境の差がないと考えられ、また、本事業による影響も軽微と考えられることから、方法書に記載している地点数で実施したいと考えております。 騒音につきましては、地域住民の皆様のご意見を受けて、調査地点数の変更を含め、本事業による環境影響を考慮した地点を検討してまいります。 大気環境、振動につきましては、対象事業実施区域周辺に大規模な工場等がなく、そこから発生する大気環境、振動の影響はないものと考えております。このため、各地区における大気環境、振動等の現状に大きな差はないと考えられることから、方法書に記載した地点数で実施したいと考えております。 騒音につきましても対象事業実施区域周辺に大規模な工場等がなく、大気環境、振動と同様に各地区の現状において大きな差はみられないものと考えておりますが、地域住民の皆様、専門家、関係機関のご意見を踏まえ、今後、調査・予測・評価を行う中で、風力発電機設置位置の変更、機数の削減等、さらなる改善を図っていきたいと考えております。

月日	平成 29 年 10 月 27 日	
No.	意見	回答
1	<p>1. 眺望景観及び視覚的圧迫感</p> <p>(1)眺望景観の調査・予測・評価の方法について</p> <p>・方法書において、主要な眺望点である「あおや和紙工房」の最大垂直視角は10°以上であり（あおや和紙工房は15.9°で距離が1.4km）、眺望景観に対して「眼いっぱい大きくなり、圧迫感を受けるようになる」と記述され、「周囲の景観とは調和しえない」程度の視角の変化が生じると予測されている。また、風力発電機設置予定地と最短距離の住家までの距離はいくらですか。風力発電機が1kmの範囲にある集落では、最大垂直視角が20°を超え、風車を見あげるような居住地もある。一方で、予測・評価は合成写真を作成し、眺望の変化の程度を視覚的表現によって予測するとしているが、視覚的圧迫感の評価が不明で、予測・評価として不十分と考えられる。従って、評価等地点と風力発電機との距離、標高差、最大垂直視角等を要素として、図示及び景観に係る各種技術的知見等を活用し、視覚的圧迫感の調査・予測・評価を行うとともに、住民への説明を行う必要がある。</p>	<p>現在の風力発電機設置予定地と最短距離の住家までの距離は、図面上の水平距離で501mです。景観の予測は、各評価地点と風力発電機との距離や最大垂直視角、可視・不可視等の要素として、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成することで行いますが、視覚的圧迫感についても、併せて検討していきます。地域住民の皆様への情報公開、関係機関、専門家への聞き取り等を経て、評価し、風力発電機設置位置の変更、機数の削減等、環境保全措置を検討してまいります。</p>
2	<p>(2)VR技術を活用した説明について</p> <p>・眺望景観の変化の予測は合成写真の作成(2次元)によるとしているが、視覚的圧迫感や臨場感は十分に表せるとは言い難い。住民説明に際しては、VR技術(バーチャルリアリティ)等を用いて3次元的に説明するなど、丁寧な対応が求められる。</p>	<p>住民説明の際に地域住民の皆様により分かりやすくなる方法を検討いたします。</p>
3	<p>2. 騒音及び低周波音</p> <p>(1)騒音及び低周波音に係るきめ細かい調査・予測・評価について</p> <p>・騒音及び低周波音の調査地点については、11地点が示されている。一方、景観眺望の調査地点については、日常利用として19地点が示されている。地域住民が最も不安視し危惧している一つは、騒音及び低周波音による生活環境の悪化と健康被害である。また、元々の騒音レベルが低い静穏な地域に風力発電機が設置されれば、騒音等による環境影響は、視覚(景観眺望及び視覚的圧迫感)など他の要素が感受性等において関わってくると考えられる。従って騒音等の調査・予測・評価地点と風力発電機の可視領域的との関係図及び景観眺望の変化を関連付けながら、騒音及び低周波音の調査地点は、できる限りきめ細かく選定すべきである。</p>	<p>環境省の「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成28年11月)で述べられているとおり、騒音及び低周波音の評価の好悪は風力発電機の設置による視覚的变化などに影響を受けることが述べられています。これらを踏まえて、調査、予測、評価については、住民の皆様、専門家のご意見を伺いながら、調査地点数の変更を含め、きめ細やかな対応をしていきたいと考えております。なお、測定の目的は、予測評価のためにベースとなる残留騒音(全体の騒音から一過性の特定できる騒音を除いた騒音)を把握するためです。評価はこの残留騒音に影響音(施設から発せられる音)を加えた数値で行います。当該地域の音環境は集落ごとに大きく異なることはないと考え、当該地域の音環境のうち、特に配慮する場所及び地域の代表的な音環境の場所について、測定を行</p>

		うこととしました。
4	<p>(2)機種選定の比較検討と選定過程の説明等について</p> <p>・住民説明において、風力発電機の騒音等は、ブレード形状の最適化により風切り音の低減を実現すると伺っている。また、計画段階環境配慮書に対する県知事意見では、低騒音型の機種を選定することなどにより、影響を最大限回避又は低減する計画とすることとなっている。風力発電機のブレードの回転に伴う騒音やナセル内の機械・機器等から発生する騒音の状況、程度は、機種選定によって異なってくる。機種ごとに発生騒音の音響パワーレベルを詳細に比較検討を行うとともに、その選定過程を住民等に十分に分かりやすく説明すること。</p>	<p>ご意見のとおり、風力発電機の機種選定については、風力発電機の出力特性、設計強度、メーカーによる保守点検管理サービスの充実度とともに、環境配慮性を考慮して選定致します。またその選定過程についても、地域住民の皆様、専門家、関係機関に説明してまいります。</p>
5	<p>(3)音源、発生騒音、伝搬等の特性及び住民等への説明について</p> <p>・風力発電機から放射された音波は、伝播する過程で様々な影響を受けるとされている。また、一般に低い周波数ほど遮音されにくいとされている。先ず、風力発電機という音源の特性及び音の性質、評価地点での騒音レベル (dB) の頻度と周波数特性、20～100Hz の領域の低周波音の特性と伝播特性、100Hz 以上の騒音の特性と伝播特性等についての予測・評価等で明示するとともに、わずらわしさ (アイノアンス) の評価のことも含め、住民等に分かりやすい説明を行うこと。超低周波音については知覚できないとの事であるが、個人差の有無について説明を行うこと。</p>	<p>方法書に記載した調査、予測の方法に従い、周波数ごとのレベル値を算出してまいります。この方法は伝搬特性を含んだ方法となっております。また、結果等につきましては、専門家のご意見も踏まえ、資料を作成し、地域住民の皆様に情報を開示してまいります。</p> <p>環境省の「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成 28 年 11 月)によると、わずらわしさ (アノイアンス) の評価については、現在の知見によれば、風力発電施設を個人が主観的にどのようにとらえているかにより、わずらわしさ (アノイアンス) が変化するという報告があることが記載されています。+5dB の新指針がアノイアンスを考慮したものであることも記載されています。これらの点を、今後もよりわかりやすい表現で、地域住民の皆さまに説明してまいります。</p>
6	<p>(4)地域の特性を十分に考慮した調査・予測・評価について</p> <p>・また、風力発電機が山稜部に設置され、周辺集落等の地形がすり鉢状であることから、騒音等の反射や吸収、回折現象等により騒音レベルや周波数特性が変動しやすいと見られる。これらのこと及び風況等の気象情報を具体的かつ適切に反映させこと。また、A地区、B地区の複合影響や複数設置による累積的影響を含め、予測・評価等での確に明示するとともに、住民等に分かりやすい説明を行うこと。</p>	<p>A地区、B地区の複合影響や複数設置による累積的影響を把握するため、調査、予測、評価を詳細に行い、その方法や結果については専門家の意見を伺いながら、結果を取りまとめ、地域住民の皆様に開示してまいります。</p>
7	<p>(5)著しく静穏な環境である場合の指針値について</p>	

	<p>・施設の稼働による騒音及び低周波音の評価の方法については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省水・大気環境局長）によるとされている。また、住民説明において、従来の手法は環境基準（一定の値）との比較であったが、本事業は風車に特化した最新の騒音指針を適用するとし、元々静かな場所でも正しく評価することができるよう「残留騒音（≒現況の騒音）＋5dBまでに抑える」と伺っている。一方で、環境省の騒音に関する指針では、著しく静穏な環境である場合には指針値における下限値を設定するただし書き規定があるが、本事業では、このただし書き規定を適用しない（下限値として35dB又は40dBを設定しない）ことで、環境への配慮を行うと理解して良いか。</p>	<p>住民説明の際に申し上げた「最新の騒音指針」とはご指摘の環境省水・大気環境局長通知の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月）のことを指しています。評価の目安となる値は、原則として残留騒音+5dBとしており、残留騒音が30dBを下回るような地域や「残したい日本の音風景100選」など特に静穏な音環境を保全すべき地域においては35dB、その他の地域は40dBを下限値とします。ただし、特に静穏な音環境を保全すべき地域であっても残留騒音が35dBを超えている場合には、残留騒音+5dBの原則を用いて評価し環境保全措置の検討など、事業計画の見直しを検討してまいります。</p>
9	<p>(2)実現可能な最大限の対策と計画の見直しについて</p> <p>・東西を風力発電機に挟まれ、かつ2kmの範囲に9基計画されている集落や、1kmの範囲に2基計画され、風力発電機を視認する垂直視角が相当な角度で視覚的圧迫感が危惧される集落もあつたりする。環境影響評価の実施による予測・評価等はそれとして、実現可能な最大限の対策を図るためには、事業の規模や風力発電機の設置基数の縮小を含めて、計画の見直しを検討すべきである。</p>	<p>今後の環境影響評価の中で、調査、予測、評価を行い、その結果をもとに環境影響を把握し、地域住民の皆様、専門家、関係機関のご意見を踏まえて、事業の規模や風力発電機の設置基数の縮小を含めた、環境保全措置を検討致します。</p>